

第五回海外事務所長会議報告書

昭和48年2月

海外技術協力事業団
総務部総務課

国際協力事業団

受入 月日 '84. 5. 23	000
登録No. 07066	36
	KA

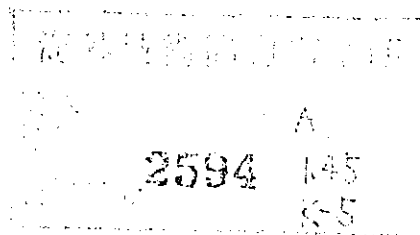
第五回 海外事務所長会議

I 開催年月日 昭和47年10月23日～10月28日(6日間)

II 開催場所 O T C A本部

III 海外事務所出席者

バンコック海外事務所長	宮本守也
ニューデリー海外事務所長	稲垣昇一
ジャカルタ海外事務所長	杉山亭造
マニラ海外事務所長	山村寛
テヘラン海外事務所長	長沢幸敏
ナイロビ海外事務所長	村上紫彦
サイゴン海外事務所長	河西明
シンガポール海外事務所長	後藤教基



JICA LIBRARY



1018963[7]

第5回 海外事務所長会議報告書目次

I	第5回海外事務所長会議日程	1
II	理事長挨拶	3
III	外務省経済協力局本野参事官挨拶	5
IV	会長との懇談	6
V	技術協力の近況と今後の方向	13
VI	海外事務所の今後のあり方	29
VII	各部との事務打合せ	35
	- 1. 総務部	35
	- 2. 経理部	36
	- 3. 国内事業部	37
	- 4. 海外事業部	39
	- 5. 開発調査部	45
	- 6. 農業協力部	49
	- 7. 医療協力部	52
	- 8. 開発技術協力室	54
	- 9. 日本青年海外協力隊、国内研修センター	59
添付資料：		
	1. 各海外事務所長のステータスおよび特権免除一覧表	63
	2. 各海外事務所長からのレポート	65
	(1) 任国における今後の技術協力の方向	65
	(2) 海外事務所の今後のあり方	105

〔1〕 第5回 海外事務所長会議日程

(O. T. C. A)
47. 10. 23

月 日	時 間	議 題 等	出席予定者	場 所
10月23日(月)	9:30~10:00	1.本会議の進め方について	総務課長	役員会議室 (新館5階)
	10:00~12:00	2.総務部との事務連絡	総務部各課長	"
	12:30~15:00	3.昼 食 会 理事長の挨拶 来賓の挨拶 4.8年度予算要求の方 向	理事長、各理事、 各監事、各部長、 外務省経協局参 事官、技協1・ 2課長	T. I. C (講堂)
	15:30~17:00	4.総務課との事務連絡会議		役員会議室
10月24日(火)	9:30~10:30	1.技術協力をめぐる近況と今 後の方向(専務理事)	会長、専務理事 総務部長、総務 課長、企画課長	役員会議室
	10:30~11:30	2.会長との懇談		"
	13:30~17:00	3.任国における技術協力の今 後の方向 (各事務所より提出された 文書および業務状況報告 を参考に懇談)		"
10月25日(水)	9:30~12:00	1.海外事務所の今後の在り方 (各事務所より提出された 文書および業務状況報告 を参考に懇談)	専務理事、総務 部長、総務課長 企画課長	役員会議室
	16:00~17:00	2.各部との事務連絡会議 経理部	経理部長、各課 長、職員	"
	18:00~20:00	3.夕 食 会	理事長、各理事、 各監事、各部長、 総務課長	東京大飯店
10月26日(木)	9:30~11:00	各部との事務連絡会議 海外事業部	海外事業部長、 各課長、職員	役員会議室

月 日	時 間	議 題 等	出席予定者	場 所
	11:00~12:00	医療協力部	医療協力部長、 各課長、職員	役員会議室
	13:00~15:00	国内事業部	国内事業部長、 各課長、職員	"
	15:30~17:00	開発調査部	開発調査部長、 各課長、職員	"
10月27日(金)	9:30~11:00	1.各部との事務連絡及び質疑 応答 経 理 部 (事務所経理監査報告そ の他)	経理部長、各課 長、職員、経理 指導班	役員会議室
	11:00~12:00	2.外務省との懇談	外務省技術協力 第一課長、第二 課長	"
	13:30~15:00	3.各部との事務連絡及び質疑 応答 農業協力部	農業協力部長、 各課長、職員	"
	15:30~17:00	開発技術協力室 日本青年海外協力隊	開発技術協力室 長、職員 日本青年海外協 力隊事務局長	研修会議室
10月28日(土)	10:00~12:00	役員、各部長との懇談 協力隊局長、各国内センター 会議	理事長、各理事 各監事、協力隊 局長、各部長、 各国内センター 館長	T. I. C (講堂)
	12:00~13:00	(昼 食 会)		

〔Ⅱ〕 理事長挨拶

(10月23日(月) 昼食会)

海外で勤務されている皆様と、東京において会議を開く機を得たことを心から嬉しく思います。

本日は、会長も出席されて皆様の労をねぎらい、皆様とお話しをされる予定になっておりましたが、余儀ない所用のため関西出張中であり後日、機会を作って頂くことにいたしました。会長からの伝言もありましたので、代りまして私から先ず、皆様の御苦勞を心から感謝しお礼申し上げます。

さて、この本年度の海外事務所長会議を開催するに当りまして、特に今回は東京での開催を決定いたしましたのは、単に、廻り持ちでやるとか、思いつきでやったのではなく新しい事態に対処するためにどうしても必要であるとの認識に立っております。

最近の援助をめぐる国際情勢は、国連の第2次開発の10年の発足を機に新しい局面となっています。端的に言えば世界経済の拡大は先進国と開発途上国との格差を益々広げつゝあり、これまでの観念的な援助では解決し得ないことが明白となり、新しい世界秩序を樹立する必要がでてきています。

同時に、わが国の経済は急速な発展を遂げ、開発途上諸国とも密接な関係が生れ、わが国としても、今後これらの開発途上国と協調して世界経済に寄与する方向を目指すべきであるという理念を以て、わが国も官民あげて海外協力の推進に努力しています。

このような情勢の下に、私たちが行なっている技術協力も、これまでとは変わった新しい方向を見出さないと、その質においても、量においても飛躍的に発展せしめることは不可能となると思われま

す。この意味において、技術協力の最前線で活躍されている皆様と私たちが、蓄積した知識を集めて、技術協力の実際のやり方を検討し、反省し、その中から真に相手国が必要としているものに効果的に協力する新しい方法を見出すことが現在、私たちに課せられている使命であると考えます。

又、申し上げるまでもないことですが、これからのわが国の海外協力は、GNPの0.7%のODAを目指しており、これへの対策として政府部内は勿論のこと、政

界、財界においても種々検討されております。私たちOTCAもその一翼を荷負う機関として具体的にその対策を計り、一日も早く体制を整備し実施機関としての実を挙げるべく努力しなくてはならない時期でもあります。しかし乍ら、自ら顧みますと、事業団も創立10周年を迎え、組織、事業量も急速に拡大されてきましたが、最近における急速な事業の伸びは、体制の基礎づくりを待ってくれない勢でありましたので、未だ多々不備な問題をかゝっております。

更に、前に述べました様な環境で、今後ともこれまでも増して事業の伸展が予測される状況でありますので、これまでの体制、仕事のしかたではその解決は期待できないので、これからの脱皮を試みる事が最大の課題であり、これに取り組んでおります。

とは言え、物事すべて10年のキャリアは世の中ではプロとして認められ、自らもそれを誇りとして恥かしくない仕事をするというのが常識であります。

私たちは、今こそ、10年の経験と知識を結集して、新しい事態に対処すべく強固な体制づくりを急ぐと共に、プロとしての名に恥かしくない仕事を実施し、誇りを持って事業団の発展的な建設に邁進したいと思います。

以上の様な状況を背景として今回の会議においても、今後の技術協力のあり方と、事業団の体制づくりの一環としての海外事務所のあり方との二つを今回の特別議題として取り上げました。

従って、この機会を十分に活かし、日夜技術協力の実際に接して現地の実情を把握しておられる皆様と本部の私たちとが幅広く意見を交換し、討議して今後の有効な技術協力の展開に役立てゝ貰いたいと思います。

更に、皆様も速くわが国を離れられていますので、国内の知識、考え方についても充分吸収して、現地での活動に反映されますように願っております。

これを以て簡単ですが挨拶といたします。

〔Ⅲ〕 外務省経済協力局本野参事官挨拶（要旨）

（ 10月23日 昼食会 ）

技術協力の第一線で御活躍の各事務所長の方々とお会いできたことを嬉しく思います。私は4年間の欧州勤務の後で、技術協力等の無償協力関係は、今迄私がたずさわってきた領域以外のことで、余り経験もありませんので、これから勉強して種々の問題と取り組んでゆきたいと考えて居ります。

戦後27年、この間、我々が繁栄と平和を享受し続け得たということは、大変有難いことであると考えていますが、技術協力の哲学を考える場合に、先ず、われわれが、今後このような繁栄と平和を持続させ得るような環境作りをすることが第一の目的といえるでしょう。

戦後の民間設備投資の伸び、及び国際輸出競争力の増大を省みると、わが国の経済力は急激に強大となり、この強大な経済力は、冷戦から緊張緩和への移行といった、微妙な国際関係の中では、通商面における摩擦という新しい対立関係として顕著に現れてくるのが容易に予想されることでもあります。

特に、開発途上諸国との関係においては、この点大きな問題となりましょう。

このような状況の中で、わが国は、この新たな問題のために何等かの方策を考えなければならぬ。これが、経済技術協力であるというわけですが、資金面での協力は勿論、人間の触れ合いという観点から、技術協力が特に大事になってきて居り、金では表わせ得ないものを技術協力はなし得るものであると思います。

技術協力の実施については、事業団がこれまで活躍してきたわけですが、事業団と外務省との協力体制、技術協力の政策面、制度面について不十分な点も多く、軌道修正が必要になって来ていると思われまふ。しかし、現行体制の中でも、人事、予算面での改善は可能であり、すでに議論の段階は過ぎ、良いと思うことはやってみる時期に到達していると思ひます。

1週間の貴重な時間を割いてこの会議を通じて、事業団本部とのコミュニケーションがより緊密になり、このコミュニケーションを通じてより効率的な技術協力の方途のため知恵が互いに湧いて来ることを念願して止みません。

〔Ⅳ〕中山会長との懇談会

10月24日(火)

〔要 旨〕

1. 事務所長の方々はそれぞれに御努力願っており、ご苦勞も多いと思いが、海外事務所が的確な仕事を出来るように本部からの指示が未だ十分に行届いていないと思われるのでこの点お願いしたい。これは、労使関係のみで代表されるように、本部においてコミュニケーションが十分に行なわれていない現れであると思われるが、出来るだけ皆様の意見を聞いて改善するようにしたい。

海外事務所に於ても、なかなか解決の難しい多くの問題に直面するだろうがしかし、あくまでも前向きな態度で一步でも前進するような努力と使命感が大切である。

田中総理の例でみる今回の日中国交回復の問題も同様である。日中関係を従来そのままでは捨てておけないし、誰かがやらねばならないことは間違いない。まずその様な発想が大切である。色々その裏には困難な種々の問題もあり、それは時期尚早だと、働きを示さない場合が多いが、少しでも良い方向に向う努力がいかに大切であるかということを示している。

2. これは、全ての仕事に共通する重要なことである。

ここで協力隊の問題を参考としながらこの点について話を進めたい。協力隊は現在一つの転換期にさしかかって居り、局長以下積極的に問題解決のための思い切った具体案を作成し、諮問委員会で討議を進めている。

以下その例を参げると

- ① 訓練の充実策として第二訓練所の設置、プログラム内容の検討、現地法学研修を行う。
- ② 待遇問題について、災害保障制度の充実を図る。
- ③ 駐在事務所の役割について、要請を受理したら充分調査した上で調査表を付して本部に提出させ、これにもとづいて隊員の募集、訓練を計画する等現地に全責任もたせるようにする。

このためには、海外事務所、調整員との有機的関連の中に協力出来るような機能をもたせる必要がある。

④ 隊員の業務報告書の活用がされてない反省がある。今後は国別の業務基準を設定し、これに業種別を組込んでいく方向をとる。

3. 本部においても全く同様のことが云える。しかし、1人じゃ出来ないし、またすぐに出来るというものでもない。皆の協力が是非必要である。海外事務所と駐在員、調整員の協力は勿論のこと、在外公館についても色々注文があると思うが協力しながらうまくやっていかざるを得ない。たゞ、検討する余地はある。また、民間の出先機関や現地の方々の協力を得ることも必要である。技術協力も質的に変革している。技術協力専門家の質の面でも優れた人材を確保することは、非常に困難であるが、その問題も財界との関係を強化する事によって効果があると考えられるので組織上でも経団連や関西財界から理事（非常勤）を迎えることも考えている。

4. 次に、技術協力の仕方という点からみると、シンガポールは昨今技術協力の必要性が薄くなったとの話もあるが、これは喜ばしいことであり、OTCAの仕事が少なくなったという事は、反面、その国が平和であり、繁栄してきたという意味を持つものである。そこで、この様な国に対して他の国と同じ協力方式で行なう様なことは馬鹿げているものであり、さらにその中に新しいプロジェクトを捜していく事が肝要である。

シンガポールの場合は水資源がなくこのため日本の技術が生きると考えられる。例えば、海水より真水で出来る技術をプロジェクトとして考えることも出来る。

この様に地域開発ということも考慮しながらその国の条件を生かし、その国の経済体質に応じた技術協力が大切である。何れにしても冒頭話した駄目だということではなく、いかに困難を解決するかが大切なことだと思う。

河西所長（サイゴン）・OTCAは技術協力という大儀名分で特殊法人になっていると思うが、その意味では経済界、官界両方に結びつくということなのであろうと思う。又OTCAの体制についてみると協力隊の方が過去に問題があったが、制度、組織、機能の面で本部より進んでいると思うが、本部と協力隊の関係はどう考えるか。

中山会長・技術協力は、経済協力の一部をなすものであり、産業のみでなく医療を始めとする広い分野にわたる。経済協力の担当も、アジ研、経済基金等と別れ、政策については各省と国内体制に問題があり、対外経済協力審議会で検討しているが今や実行の

段階に来ている。

しかし、問題があるとは云い乍ら事業団は自分の本業として地域別、各国別にどういふふうを実施したら良いかに全精力を注ぐことが大切であろう。O.T.C.A.についてみるに、確かに官、財界の両方の悪い面が出ている。これをマネージメントでどうやって消して行くかが問題だ。協力隊が進んでいるとの言葉があったが、結局本部にマネージメントがなかったということだろう。民間での仕事の仕方は、良いアイデアがあれば、「規則では出来ません」というより「こうすれば出来ます」というのを評価する。体制が整っていない処で普通の仕事をすれば必ず問題が起きる。だからこそ理事が必要だし、それが仕事だと思う。

技術協力は技術を通じて人を作り上げることである。同様にO.T.C.A.の人材、訓練も毎日の業務を通じて行なわなければならないが、自立出来ない間は各省から人材をもって来ても止むを得ない。このような考え方から私は自分が理事を迎えているのです。また、本部と協力隊の関係は一線は違っているが、ある程度の独立性は認める。又、将来本部から協力隊が独立しても少しも不自然ではない。

山村所長(マニラ)・フィリピンは現在マルコス大統領の提唱するNew Society 構想を推進する段階であり、国民の大半が支持しているようである。これは先ず農業組合、農地改革を含めた農業開発構想から出発するもので、その具体案も発表された。

New Society とは一言にすれば、行政府の再編成により平和と秩序の社会の建設(共産主義に対するもの)で、経済的には貧富の格差の是正、土地制度の改革である。

フィリピンは少ない上層部のみで政治を行なっている感じが強く、又日本と通商航海条約が未締結のまま40数社との取引を許している。これからフィリピンに対するわが国の経済進出はどうなるのか。日本の援助の効果も問題があるが、カウンターパートコストの負担もあるのではないかと、まるがかえでやってみてはどうかと思う。

フィリピンは特に難しい。アメリカの植民政策による援助づれがあり、自力でやるという気持が薄い。色々な問題はあるが進歩がないという人もある。当面そうしたことの転換が先決だろう。I.F.C.もフィリピンに対し、大きな鉱山プロジェクトを出したが問題あるようである。

また、フィリピンに対する貿易量は増えてはいるが、しかしインドネシアには協力すべしという話があるが、フィリピンには余りそうした動きがない。

技術協力の成果がフィリピンに対し、一体あったのかどうかは疑問である。フィリピン側の協力が少しもなく、専門家のロスが多かったという話もある。

後藤所長（シンガポール）

シンガポールは順調に工業化が進んでいるが、その反面非常に深刻な問題もある。貧富の格差が激しくなって来たとし、国内の産業が外資系産業に圧迫されてきている。又工業化のため公害問題も発生し、排水処理の問題も真剣に考えられている。シンガポール政府としても、公害問題をヨーロッパや日本のような先進国に依頼する意向である。

中山会長

この問題は発展途上国全体に共通する。援助効果は一部の階級に片寄り過ぎるのが実際だ。所得格差の是正、家族計画、失業対策は三大問題として世銀の重点事項でもあり、労働集約産業への投資金の方向も検討されている。

稲垣所長（ニューデリー）

インドでは、アッサム地方に政治的不安定な状態が生じており、又全体的に反米的な動きが見られる。とにかく、日本の技術協力は今後大きな意味をもっている。インドでは、失業も多く、高度の技術を学んでもその技術の活用の場を得るのが難しい。今だに2千年前の文化が現代に活きている。貧富の格差はますます広がっていく傾向にある。農業、経済もともに停滞が続いている。

インドに対する技術協力は農業問題が主要部門であるが、農業を主体とした社会開発といった協力規模の拡大あるいは従来の協力パターンの変革が必要である。

先程、協力隊が優れているという発言があったが、協力隊は訓練を受けているということであり、一般専門家の場合にしても訓練あるいは充実したオリエンテーションを施す必要があり、OTCAとしては専門家をいかに生かすかが重要な課題である。

中山会長

インド、フィリピンは出来るだけ触れない方が良いとの意見さえ聞かれる程で非常に難しい国である。訓練の問題であるが、自分の会社では東京の卒業生は地方勤務、

地方の卒業生は本社勤務といった方式で訓練しているが、これは非常に効果的である。これと同じで学生の在学中途海外派遣制度等これからの若人がどんどん海外に出て、いろんな飯を食べることは非常に有効である。

杉山所長（ジャカルタ）

インドネシアは政治的には大部安定して来たが、経済的にはまだ問題がある。電力事情が非常に悪く20%需要に、10%供給程度である。かんばつの問題もあり、特にスマトラ、西部ジャワ、東部ジャワ、セレベスあたりは雨が少なく畑作、トウモロコシが直ちに影響を受ける。民性の安定強化や物価値上り抑止の他、第2次5ヶ年計画で、下水道や電気等のインフラ関係に力を注ぐようである。

村上所長（ナイロビ）

ケニヤでは、非常に強いアフリカナイゼーションが進められているが、現実には本当に自分達の力でやるという意気込みが見られない。これは教育面での問題があるようである。政府の高官でさえも自分自身やろうという気がない。

その点では専門家としても、もっと大きな視点に立ち、人格、技術共に優秀な人を送り出す必要がある。やはり財界の助力が必要ということになる。

又、ケニヤと日本の現在の関係は片貿易である。そして日本から非常に遠隔地であるためメーカーのアフターサービスが悪く、特に自動車の場合困ることが多い。

中山会長

専門家の質を高めていくことは、語学の面もさることながらオリエンテーションを強化しなくてはならない。

技術協力、経済協力自体も日本はまだ日が浅い。島国根性が強く、協力mindの精神がない。その精神が伴わないと効果が出ない。

これからは質も大切だが、多量の専門家が必要となるので難しい。そこで技術協力を職業化する人も出てくるであろう。

片貿易の問題は開発輸入を考えなければならないのだが、輸入は出来ないが、そのかわりとして、安易に技術協力が考えられているのが現実である。それについて慎重さを欠き、実際の効果ある協力をやっていない。

その国の人材が少ないとか経済体質も低いというような点を考えて協力する必要が

あり、余り大きな事を考えてもだめである。

長沢所長（テヘラン）

中近東は技術援助も東南アジアに比較すれば少ない。日本の経済安定のための民間との協力、それは、つまり技術協力においてもイランの資源活用が前提条件ではないでしょうか。

西独、アメリカ、中国もイランに対し援助を増加してきたが、今後は日本もさらに政府援助を重点的に強力に増す必要がある。

中山会長

比の間イランに行った時に経済大臣から3,000人の人材養成の要請があった。日本国内では出来ないが、どこかの会社に委託して現地でやるようにする等積極的に考えて行く必要がある。

宮本所長（バンコック）

① 現在タイには、民間企業250社、4~5,000人が進出しており、タイ人現地労働者も沢山いる。戦後タイからの国費留学生が約250名にのぼっているが、帰国後現地で日本の会社に優遇されていないのが現状である。日本語を覚えたのがかえって秘密が漏れるという理由で冷遇されている面もあるようだ。

従って日本以外の会社に勤務したり、ガイドになる人が多く、日本で勉強が役に立っていない。これも財界の助力が必要である。それに留学生制度については文部省のやり方にも問題がある。大使館で公募しており、タイ政府とは無関係の形になっている。タイにおける反日感情はそれ程シリアスでないにしてもあることは事実だが、しかし、日本の協力に対する期待は相当なものである。

② 技術協力についても長期に亘る事業を考えねばならず、そうでないと効果は期待出来ない。例えば、タイに対する電気通信訓練センターが日本の協力で設置されたのが1961年のことであり、寺小屋式のこのセンターが現在モンクット工科大学に昇格し、この大学で学位がとれるようにまでなった。

今後この方向で技術協力を発展させていくためには、現地における役割が非常に重要なものとならざるを得ず、在外公館との関係も含めてやはり在外事務所のあり方を再検討しなければならないと思う。

文部省の留学生問題については、これは日本の大学の責任も多分にあるが、日本では学位がとれないという不利な点もある。又相手国としても、他のヨーロッパやオーストラリアへ出す留学生と比べると、レベルの低い人を出しているのが事実である。

企業の現地採用についても色々問題があり、イランなどでも日本人の技術者以外採用していない例が多い。言葉のこともあり難しい問題だ。とにかく技術協力10年といっても歴史の中には入らない。今後ますます技術協力が増大するにつれ海外事務所長の任務も拡大し、現場の最高責任者としてO.T.C.A独自の立場で専門家を指導管理出来るような資格の問題及びそれ相応の待遇付与をはじめとする体制整備が必要である。一方では責任の追及は当然なことであり、この点外務省としても十分考えていただきながら相協力して前進していかなければならない。

岡田総務部長

特権を認め、外交官資格を与えるように配慮する必要がある。又反面O.T.C.Aの独立性を保つことも重要なことである。

股野首席事務官（外務省技術協力第1課）

在外の機構と本国の機構は車の両輪の如くであり、密接な関係を保ちながら、業務を進めていかなければならない。この意味で他の先進国が行っているように、海外事務所は連絡事務の機能ばかりでなく、企画、立案作業も果す必要がある。むしろ、この後者の機能が各事務所の中心となるべきであり、現在の事務所の定員増のみでなく調整員との連携も図りながら事務所の実質的拡充強化を図っていくことが、現実的にみて肝要である。

〔V〕 技術協力の近況と今後の方向

新国事務

(10月24日)

皆様から提出のあつた報告書を読み、事業団の海外事務所も随分育つた感じがする。今までの10年間は試みの段階であり、実施した仕事も散発的で必ずしも系統だっていなかつた面もあるが、これからの技術協力は、明確な方向づけを行なう必要がある。このため、例えば、国別の研究を行ない、国別協力を重視するなどの改善を計ることを考えており、事業団本部としても企画課を中心にして、国別委員会の再編成を計画している。

最近、拡大ECの発足と日中国交回復という大きな世界情勢の変化があつた。拡大ECの発足は、非常に強力なヨーロッパ経済圏の出現であり、目をむければアフリカに於いてもユーロアフリカ経済圏の可能性をひめている。

このことは、我々がアフリカに対し技術協力を進めていく上で、東南アジアに対する協力とは違った観点で考えなければならないということである。昨日も外務大臣が開催中のアフリカ地域大使会議の席上、東南アジアばかりでなくアフリカにも協力の重点をおく必要性を説いていた。

中国の国連加盟後は、日中国交回復ばかりでなく、例えばマレーではマレイ人の優先策をとり、マレイ人によるマレイシアづくりがおこなわれてきたが、華僑の地位もからみ大きな影響を受けるものと思われる。即ちマレイシアは、ソ連の力を借りた工業政策を進めているが、中国も技術協力を推進することが予想され、わが国としてもマレイシアに対する協力を再検討する必要があると思う。

インドネシアは、我国の財界も力をいれており、今後の経済関係については、既に方向も決まっているようであるが、タイは、今後どの方向に進むか問題のあるところである。

ポスト、ベトナムについては、新マーシャルプランのような即ち今までの軍事的防共ラインにかわる経済的防共ラインが考えているようである。アメリカはインドネシアに対する経済援助の肩代りを日本に要求してくると思われる。ベトナムの復興計画には、当然日本も力を貸さなければならないが、増産体制あるいは、経済強化を計るよりも民生安定を計る方がより大切であり、新マーシャルプランという経済優先政策がはたして適当かどうか、日本は、検討する必要がある。

今後、中国の各国に対する経済協力が積極的になると思われるので、我国としても中国の方式を研究する必要がある。

タンザニアの協力隊員の報告によると、中国は現地業務費を調達するため本国より物資を運び、現地で販売しているが、国民が貧困なためほとんど売れず倉庫に山積されている状況である。共産村でとれる穀物も流通機構が整っていないためうまくいっていない。又、社会主義革命のために尽力した人間が現政府の要職を占めているが、必ずしも優秀ではない。大統領としても表面的には、社会主義政策をとっているが、実質的には資本主義政策をおし進めるように思われる。この点中国が今後どのように対処するか、興味のあるところである。

ネパールの農業開発を例にとると、今後中国が進出し共産村を作り、土地解放を行うと、ネパールの大土地所有者が圧迫される。従って、中国が進出しないうちにネパール政府として、西独、日本等に農業開発の要請をしているという背景もあるようである。中国の進出によって、一番問題になるのは、農地解放、農地改革であり単なる増産問題ではない。これが東南アジアのいたるところ、例えばフィリピンなどでおこっている。そこで我々も今後、農業開発、農業協力をどのように進めていくかが問題になる。

中近東も財界では石油資源確保という方針であるが、石油だけでは、余りにもエコノミックアニマル的であり、なんらか別に考える必要があり、石油が経済の中心である限り、この方向は続くであろう。

日本にとって東南アジア、中近東に対する経済協力は今後も増強する必要があると思われるが、アフリカに対する経済協力、技術協力はどの程度おこなうか、考える必要がある。

インドは、アメリカ、ソ連との関係があり、難しい点があり、パングラデシュは、金と人を大量に要する大きな規模の援助でないという意味がない。中南米は中山会長をはじめとする財界の調査団が訪問しているが、ここは技術協力よりも合併企業等の投資を主に考えているようである。

以上の様な点を参考にして今後の技術協力をどのように進めるべきか、日頃皆様の考えているご意見をお聞きしたい。

先日、タンザニア派遣の官派専門家の話によると、現地で一番困るのは、経済的、技術的な問題が生じた時、相談する所がないということである。現地の日本大使館に行ってもスタッフが居なくて駄目だし、OTCA本部も相談にならない。

この事は単に専門家にだけまかした技術の伝達だけの協力ではなく、事業団も一緒に参加した協力即ち経営的な協力を向上させる必要がある。今までの相手国からの要請にもとづき技術者だけを送り、あとは君達の努力次第だという技術協力が

ら我々も参加した経営的な形に質の向上を計る必要がある。

技術協力は、エコノミック・アニマル日本と対比して中立的立場で存在するものと考えられているが、真に技術協力を生ずためには、単に技術の伝達だけでは不十分であり、資金の裏付けがないと真の効果을期待することは出来ない。開発途上国は資本がないにもかかわらず、技術だけの要請をしてくるが、我々の技術協力も技術の伝達だけで終って、技術の定着までには到っていない様に思われる。

このため、援助国側としては、技術協력에資金の裏付けをする必要があり、技術協力と資金協力は結びつかねばならない。

中国も経済援助の半分以上は資金供与となっている。日本の場合、材料はどんどん渡すが、現地には一週間や1ヶ月位の重油しかない場合があり、そこでストップしてしまいます。やはり、ただ材料供与だけで済むわけにはいかないと思います。

このため、現地業務費を資金として供与するわけだが、これにも限度があり、今後考えないとだめだと思う。資金協力、無償協力及び技術協力がどうしても結びつく必要がある。

御存知の様に海外農業開発事業団発足の考えもあり、従来の農業協力の様なものでは限界があり、資金協力、無償協力を結びつたものでないと、どうしても大規模なものは出来ないだろうと考えられる。

しかし、我々のこれまでの技術協力が駄目だったというのではなく、今後これまで述べてきた方向にならざるを得ないというのであり、従来の協力方式から新しい方式に発展してきていると考えた方がよいと思う。

そうなりますと、國別に何を重点的にやるべきかを十分に考えていただきたいと思う。

今迄の技術協力がどれだけ成果をあげたのかを、本部ばかりでなく、各海外事務所長が現地でエヴァリュエーションの形でやって頂きたい。

私は、今迄のエヴァリュエーションが余り効果を持たなかったのは、やはり、技術協力そのものの方向が未だははっきりしていなかったからであり、今後はこの国では、こういうやり方、相手國の示している経済開発に寄与するのだというはっきりした形が必要だと思う。

エヴァリュエーションは、一つ一つの技術協力がその場で一生懸命なされ、うまくいってればいいというのではなく、その狙っている方向に効果があがっているかどうかの問題なのです。

又、私の希望は、海外事務所長には、事務所内のみにとどまらず、出来るだけ外に出て欲しいということです。出来るだけ赴任国の現地の事情を見て欲しいのです。

この点、協力隊では、相手国よりの派遣要請がありますと、原則としてその駐在員が現地まで行き、自分が確認した上でこれに関する情報を送っている様です。

10月24日 午後の部

“ 任国に於ける技術協力の今後の方向 ”

任国における今後の技術協力について、これまでのエヴァリュエーションを中心としておききしたい。

テヘラン事務所長

イランでは、貧富の格差が極端で大部分の国民は伝統的に貧しい生活を強いられている。一般民衆の不満は大きい。

日本の技術協力は東南アジアに力点を置いているが、これでは遅れをとることになる。イランには西独をはじめ大規模な協力が実施されており、これに比べ日本の規模は余りにも小さい。今後、東南アジアと同じ位の比重で考え、大規模なプロジェクトを用意する必要がある。

イラン人自身はヨーロッパ人種だと自覚し、又ヨーロッパに留学している者も多く最新の技術、機械に触れているので、最高の設備、最高の技術を配しながら協力していけないと成果は期待出来ない。技術的に優秀で、しかも包容力と寛容の精神を持った専門家が必要だ。

調査団の場合、規模を大きくし、資金とのリンクも考えていく必要がある。農業協力は第4次5ヶ年計画の重要部門の一つであり、計画に沿った大形プロジェクトを採用していく必要がある。

とにかく、イランには石油、ガスのほか地下資源があり、東西の接点であることから、先進国が積極的な技術協力を実施しているので、金をおしまず相手国の経済計画に沿って大型化していくよう考慮すべきである。

寺岡専務

イランの開発計画にある3千人技術研修員の受入れ計画はどうなっているか。

テヘラン事務所長

3千人受入れ計画は、日本側が承諾したものと一般に考えられている。イランはヨーロッパに近く日本を知らない人が多く、ヨーロッパの接点であり、日本を知ってもらうことは意義がある。

本年は70～100人を受け入れる必要がある。

八坂総務課長

3千人といっても日本への受入れと現地訓練を含めての計画数であり、驚くこともない。この計画は日本側が承諾した、と現地の新聞に発表されており、日本としては出来る限り実施する方がよい。

ニューデリー事務所長

インドは農業国であり、日本の技術協力も農業中心に実施されてきたが、日本で設置した8ヶ所のデモンストレーション・ファームが現在荒れ放題になっている。度々の洪水により民衆は非常に苦勞しており、農業協力の基本は、水の管理、利用に係るプロジェクトであるべきで、従って従来の協力パターンである末梢的プロジェクトをやめ、ガンジス川をどうするか位の基本的なかつ大規模プロジェクトを考えていく必要がある。

インドは日本の農業協力を非常に興味を示している。又、コロンボ・プラン終了後も農業協力のプライオリティーはますます高まる。300年、400年の将来的視野に立って考えるべき分野である。日本へ来た研修生は親日家になる。そこで日本に研修生を受け入れた後、研修の成果が充分であったところで優秀な専門家を送る方式にすれば一層効果があがると思う。

今後の対インド技術協力は難かしい。又彼等が一体何を欲しているのか、彼等にも、我々にも不明の部分が多い。しかし、彼等が官民一体となった日本の経済技術協力を欲していることは事実である。

八坂総務課長

農業協力で、西ドイツのマンデューに於けるプロジェクトは一部より批判を受けているとのことだが、これをどのように考えるか。

ニューデリー事務所長

我々の方が真面目であることは事実だ。マンディーでは人間プラス資金の方式でプロジェクトが進行しており、インド人がどの様に受け取っているかが問題である。プロジェクトを実施するには機械と優秀な人間を送るだけでなく、うまく運営する為のマネージメントの問題を重視する必要がある。

シンガポール事務所長

シンガポールの場合、今後どのように協力を実施していくかは難かしい問題で、問題点としては

1. 量を増し、又質を向上させなければならないという問題
2. マレーシア、インドネシアとの外交上の問題
3. シンガポールの中心課題である工業化。貿易促進に対しては、技術協力の分野では難かしい。
4. G G ベースのものは、相手国政府が資金を有しているプロジェクトに専門家派遣をリンクさせる方式を増す。
5. 研修員受入数の増加

等である。当国は歴史的に英米との関係が深く、経済的にも日本が進出していくのは難しく、対日要請も技術協力分野では極めて少ないのが現状である。

こうしたなかで、技術協力対象分野としては、(イ)教育、(ロ)都市計画、(ハ)公害関係がある。教育の場合に、当国は教育に熱心で、就学率は97%と高い。又、高等教育の充実を計るのが重要なプロジェクトとなっていることもあり、何らかの教育面の協力を考える必要がある。更に10年以上の歴史のある日本語教育も継続していく必要がある。

都市計画では、ジュロン日本庭園、緑地化計画などがあり、日本としては協力実績及び歴史もあり、先頃、協力打診のあった共同溝建設計画の如き総合開発計画に積極的に協力する必要がある。公害関係では、1日1万台の車が増加するといわれる程で、緊急な問題となっており、環境庁が新設されこの分野の対日協力を要請している。

田付理事長

日本語教育については今度発足した文化交流基金に任せるのが外務省の方針である。しかし、アジアではコロombo・プランをいともまずいという見方もあり、検討する必要がある。

バンコック事務所長

日本の技術協力の実績は41年2億6千万円で、これを100とすると、45年は22.4で金額は6億5千万円に達している。アメリカの援助額は2千万ドルで、日本はアメリカの10分の1に当り僅かであるが、コロombo・プラン加盟国の中では、日本がオーストラリア、英国を追い抜きつつあり、タイの対口技術協力の期待は非常に昂まり有望視されている。

タイは現在第3次5ヶ年計画に入っているが、その中心課題は、

1. 農業の多様化
2. 職業技術教育の強化
3. 医療の向上

等である。1の農業の多角化の対象となっている作物は換金農産物5品目、養蚕、エビ、大豆、畜産、トウモロコシでこれらの栽培を奨励し、輸出の増大及び農民の生活安定を目指すもので、これに対する協力は非常に意義がある。わが国は既にコラートの養蚕センター、チェンマイの大豆プロジェクトに協力を実施中であり、又エビについては先般調査団を派遣したところであり、結果如何で新たな協力が開始されるところであり、畜産についても国蹄疫研究所(ワクチン製造)の設立に対する協力及び煮沸肉輸出のための事前調査に係る専門家の派遣要請が非公式に出されている。それぞれの対象品目の協力の方向としては次の様に考えられる。

エビの場合、東南アジア漁業センターとの関係があり、即刻ふみ切ることが出来ない。いずれにせよ、エビはタイにとって重要な輸出品であり、限界にきている天然エビの現状を打開する為に養殖を進める必要に迫られており、協力の余地は充分にある分野だ。

畜産は現在のタイと日本の間の2.5倍という貿易ギャップを埋める為の商品としてメイズとともに有望であると考えられている。

養蚕については、タイに製糸工場がないのが問題である。又タイの養蚕が増産体

制に入れば日本の養蚕がすたれるのではないかといった見方も一部にあり、農林省がこれを心配し、巡回指導でその現状を調査して欲しいという要望も出ている。即ち一方、タイの養蚕に対し援助し開発を進めたとしても、日本の養蚕を圧迫するものではないという見方もあり、今後、日本の協力により製糸工場まで手を回していくかどうか大きな問題だ。

次の職業技術教育強化については、モンクト王工科大学に協力中であるが、この面の教育は今次5ヶ年計画に於いて非常に力を入れている分野である。従って、今後この方面の要請が増加するものと思われるが、現在ある要請としては、理科教育専門家の継続派遣2名、原型センター、技術学校への協力が非公式に出されている。現在タイには8大学あるが学生数は少なく増強していく必要に迫られており、研修生を日本に呼んで訓練するよりは、現地に特に医学、農学分野の大学を設置するのに協力し、大量に技術者を増やす方向を検討すべきだと思う。

最後に、タイは今後難しい。ケチな援助及びエコノミック・アニマル的発想で、技術援助を天びんにかけるようなことは避けるべきだ。

ナイロビ事務所長

現在ケニアは、第2次5ヶ年計画(1970~1974)を実施中であるが、技術協力について云えば、技術援助の受入について次の点を考慮している。

1. ケニア人が技術援助のPostに適用出来ないか。
2. 技術援助の人事が有効な方法で利用されているか。
3. 技術援助の人事がlocal officerの開発発展と調和しているか。

日本の技術協力はどの分野が有効であるかと云えば、医療および教育職業訓練の分野であると思われる。ケニアの主要産業は農業、観光であるが、農業はTransport Irrigation等むずかしい問題もあり、資金的にも大きくすぎるし、観光は技術協力の対象としてかけはなれている。従って必要性、将来性から医療、職業訓練が適当でないかと思われる。

職業訓練の分野ではナクールセンターをすでにケニア政府へ引き渡してあるが、その他労働省の中にNational Youth Service(NYS)があり、ここに現在専門家2名(工作機械1名、自動車整備1名)が職業訓練の指導にあっているが、ここに対する援助を重点的に行なうことは有効と思われる。

医療はナクールの病院はかなりの評価をうけており10月23日オープン予定の

ケニアツタ病院 I C U 部門も期待をもたれている。しかし、どの分野に於ても同じであるが、ケニアは決して押しつけの援助は好まない。すなわち、小規模でもいいから質的にすぐれたものでなければならない。充分な調査と慎重な人選により内容のある援助でなければ、むしろやらない方が良くと云える。援助してやると云うのでなく相手の人と一緒になって協力すると云う思想をつらぬくことこそ必要である。

ジャカルタ事務所長

現在インドネシアでは干ばつによる農作物の不作及び電力不足が社会問題化している。特に深刻なのは前者で、米、トウモロコシ等の不作により、重要生活物資は値上りの傾向にあり、1971年度の物価上昇率は2.5%といわれているが、本年度はかなり上昇するのではないかと予想される。事実米の価格は1ヶ月前は上等米で1キロ80ルピア位であったのが、現在では、105ルピアに上っている。また砂糖も1キロ90ルピアから110ルピアになった。その点経済の基盤の脆さと云うものを強く感じさせる。

今後有効と思われる技術協力の方式および方向について云えば、技術協力の方式には色々あるが、インドネシアのよりに過去350年間オランダの植民地の地位に従属し、その愚民政策を強いられ、近代的教育、科学、技術を長い間取得する機会を喪失していた国においては産業、経済、教育、文化、医療等全ての社会分野における低水準が顕著で技術者、管理者層がうすく、人口は過剰で失業者は町にあふれているのにも拘らず、その種の近代社会を支える有能な技術者は反面非常に不足している。このような背景から見て、インドネシアに対する技術協力の方式は研修員の受入、専門家の派遣、海外協力センター、投資前基礎調査、機材供与と全ての種類の技術協力が必要であり有効であると考えられる。

今後の技術協力の方向としては1974年から始まる第2次5ヶ年計画の動向を十分見守ることが重要で、同計画は現在未だ政策検討の段階で具体的内容は未決定であるが、重要政策項目としては、電気、道路、かんがい等のインフラストラクチャの拡充強化、雇用政策上から輸出指向型の労働集約産業、特に中小企業、竹細工、ハンディクラフト等の育成振興及び一部重工業産業の開発（石油、メタル工業）等が重要対象と考えられる。

マニラ事務所長

9月21日マルコス大統領により布告された戒厳令は、共産主義者およびその軍事部門といわれている新人民軍等による現政府転覆を事前に防ぎ、ふはいた国家を救済して新しい国家社会建設を図ることを目的としている。今回の措置については、いろいろ取沙汰されているが、いずれにせよこれが成功すれば去る7月の異常連続豪雨により、国家経済にもたらした約5ケ年といわれる後退（損害額は一説には20億ペソ以上といわれている）の回復も含めて、新しい国家として生まれ変わることが期待されている。

このような一般情勢から技術協力について、次の諸点が要望されている。

(1) 洪水対策

洪水による災害復旧が現在急務とされており、基盤整備の弱い公共施設の改良、修復として道路、ダム、河川等インフラ部門への効力が、また洪水予防をも含めた生産改革として溜池、灌漑への協力が要望されている。

(2) 戒厳令布告に伴なりニューソサエティ建設

マルコス大統領は既に農地改革、農業協同組合の結成計画につき関係当局にプログラムの早期作成を指示していることから、これらに関連した専門家技術者の派遣の要望が予想される。

(3) 技術協力と資金協力等との結びついた協力

本来的には技術協力が資金協力等に先行して実施されるが、対比借款プロジェクト中、マニラフラッドコントロールプロジェクト（7百万ドル）の実施にあたり、コンサルタント分野につきわが方の技術協力を、また種子生産プロジェクト（1.3百万ドル）については、機械購入はローンで行なうにしても技術指導は技術協力をもって実施してもらいたいという要望があった経緯がみられている。

次に現に技術協力推進中のパイロットファームプロジェクトに対して昨年KR特別援助見返資金より50万ペソが投入され、予定より遅れていた同プロジェクトの道路、灌漑、排水等の建設工事が目下順調に進められており、無償援助との結びつきによるプロジェクト推進に効果的であることが、実証されており本年も比側としてはこれを期待している。

(4) その他

実施されている各種形態プロジェクト協力を通じ総合的に要望されるものは、ア. 要請に対する早期実現化

イ。研修カリキュラムの比国向き水準の実施および個別枠の増加

ウ。機材供与の一層の量的拡大

があげられる。すなわち

ア。従前比側よりの要請は、国家経済審議庁、外国援助調整局で審議され、スクリーニングのうえの要請となっていることから、これらがニードと考えられ、その早期実現が望まれ、不可能回答は早目に接したいとしている。

たとえば、胃腸炎個別研修員は既に本部研修をあきらめ、他国にてその研修を了している。

イ。当国職業教育の中心機関である比工業大学職員の本部（O.T.C.A）研修の場合、カリキュラムのレベルアップ特に集団コースの内においては、その中にある期間個人の水準にあった技術研修の供与を望んでいる。また個別枠の増加について個別研修がわが方協力のプロジェクトに中心をおいていることからその枠の拡大を要望しているものである。

ウ。研修員フォローアップ並びに専門家派遣との組合せの機材供与の量的拡大がさげられている。

職業訓練教育の実施にあたり、開発された高度の機械でなく、本部関係機関において使用済であっても十分使えるものであれば供与を望んでいるし、既に2ヶ年間のフォローアップが決定されているコレラ、ポリオ対策等についても、コレラ対策としてはより多くのラボラトリー機材を、また特にポリオ対策等においては比側が従来のワクチン供与も望むところ、これが自給自足体制確立を図りたいとしており、必要とする研究機材の供与を専門家の派遣とあわせて熱望している。

技術協力の方式、方向としては次の諸点があげられる。

(1) このような情勢、要望を背景として、比側のニードにあった協力をプライオリティをふまえながら一環した大規模な協力が望まれる。すなわち洪水対策もしくはニューソサエティ建設に対するわが国の協力は、わが国が既に十分に経験をつんでいることから得意な分野であり、開発計画の見直しが必要であればこの調査、勧告から実施にいたるまでの総合的な協力が必要と思われる。またプロジェクト協力を実施する場合、環境整備（医療、厚生、教育等施設）を先行させて、これにたずさわるわが方専門家の協力が十二分に発揮出来るよう配慮が必要である。

- (2) 技術協力が人材の養成、人と物との結び合せによりその効果が長期的な観点に立った場合、資金協力は即物的短期に効果がみられるところ、資金協力プロジェクトに占める技術協力分野について、わが方の技術協力を実施することによって相手側財政負担の軽減をもってわが国の援助資金のより有効利用が期待され、効果的な協力の方向と思われる。
- (3) 技術協力の実施にあたり、カウンターパートファンドもしくはセンター方式にみられる土地建物の提供という自助努力は、特に当国における農業パイロットファームプロジェクトおよび家内小規模工業センターにみられたカウンターパートファンドの欠乏が主因となった道路、灌漑、排水等の建設もしくは建物建設、台風災害による建物復旧の遅延にみられるごとくその間のわが方専門家のロス（金額及び時間）を考えた時、模大な損失、非効率的な協力方式といわねばならず、今後の大型プロジェクト推進にあたっては十分な調査のもとに、当国の自助努力特にその資金面については期待することなく必要とするイニシャルコストを技術協力の中に準備して速やかな且つ効果的な事業実施が望まれる。
- (4) また今後の方向の一つとして、当国の諸条件を研究のうえ一業種につき、徹底的な大規模協力を行ない、これを周辺近隣諸国の地域モデルセンターとして域内における中心的機関の役割を果せしめることは地域内連帯意識を育成するとともに平和共存達成にもつながり得るのではないだろうかと思わせる。

サイゴン事務所長

我が国のベトナムに対する協力は、近年特に経済協力（有償、無償とも）に重点が置かれ、いわゆる技術協力は、過去十数年に互り細々と続けられて来た感が深い。こゝ最近の経済協力を一通り眺めてみると、有償協力としては、ダム水力発電所の建設、チョークアンディーセル発電所の建設、カントー火力発電所の建設、サイゴン首都圏電話網の拡充などが挙げられるし、また無償協力としては、難民住宅建設、緊急援助物資の供与、KR食糧援助、チョーライ病院全面改築及び医療機具の供与、孤児職業訓練所の設置等が見られる。ベトナム政府はこの他にも我が国に対し、サイゴン、ロンスエン両市の水道建設、サイゴン市清掃施設の拡充、カントー大学農学部、新校舎建設、ファンラン地区灌漑計画等広範な分野に互る援助、協力を要請してきており、これらはすべて経済協力の分野に属するものと言える。

このように、ベ側の我が国に対する期待は経済協力の分野にその中心が置かれて

いることが明確であるが、一方いわゆる技術協力の分野においては、一般通常の専門家派遣要請、機材の供与、研修員の受入要請等を別にすれば、現在のところ上述の経済協力に匹敵するが如き具体的プロジェクトないし要請は、ごくわずかしは見られない。参考までに現在我国が実施している技術協力は、チョーライ、サイゴン両病院に対する医療協力、カントー大学農学部に対する教育協力、サイゴン大学における日本語指導、IMC TVスタジオ建設に伴う教育TV部門への協力、養蚕専門家の派遣等であるが、数少いとは言え、これらの協力はおのおのその意義があり、必要に応じ継続的に実施されるべきものである。

以上の如き現状を考えれば、我国の経済、技術両分野における協力が、米国の援助規模縮少とあいまって、今後益々ベ国により期待され且つ要請されると考えられるが、こゝでは経済協力は一応別に置くとして、ベトナムの経済情勢、経済開発推進の意図、現行の我国の経済、技術協力の状況等より判断して、今後の我国の技術協力が、どのような方向に向けられるべきであるか、又、それはどのような方式に基づき実施されるべきかについて、私見を述べてみたい。

1. 方 向

- (1) 経済協力との連携を強化する方向で技術協力が為されるべきである。即ち有償、無償による協力だけでは、そのプロジェクトが十分に機能を発揮出来ない部分を、技術協力でもって積極的に埋めてゆくことである。例えば従来も多少行われているが、基礎調査を充実して行ったりとか（実例としてはファンラン地区灌漑計画、水道プロジェクトなど）、協力の結果出来上った施設を十分に生かすため、その保守、運用に必要とする専門家の派遣、現地スタッフ養成のための国内研修等を実施するとか、必要消耗品を一定期間供与するとか（今後考えるべき事例としては、チョーライ病院改築後の病院運営のための全面援助があるろう）が考えられる。

従来、経済協力と技術協力は全く別個のものと考えられ、両者の結び付きなどはあまり考慮されていなかったきらいがあるが、今後はプロジェクト策定時において、両者の分担をあらかじめ明確にしておき、ちぐはぐな援助とならぬよう心すべきである。

- (2) 現在準備がすゝめられている国家開発計画が策定された際には、この計画を十分に検討して、その線にそって必要な技術協力を進行方向を打出すべきである。

- (3) その国の経済、産業発展に直接の寄与は行なわれないが、国づくりの根本として欠かすことの出来ない分野、たとえば医療、教育、文化等の方面での協力を志向すべきではなからうか。このような分野における協力は、その性質上当然相当に息の長いものとなるであろうから、実施に当っては、十分な検討、準備が不可欠となるが、こうした協力は、まさに技術協力の本領を発揮し得るものである。
- (4) 上述(3)と関連して、これも技術協力の独壇場であろうが、各分野における人材の養成を本格的に行うてはどうか。即ち開発途上国の常として、当国においても、技術者、医師、教育者等の人材が極端に不足しており、しかもその養成は遅々として進んでおらず、その結果各部門での開発計画を推進するに当たっての大きな妨げとなっている。また行政官の養成も急務であり、優秀な人材の不足が援助の効率化を大きく妨げていると言えよう。このような現状を十分に把握して、各分野での必要な人材を計画的に我国が養成する(今までのような単発的なものでなく)ことを考えてはいかがかと思ふ。
- (5) 一般論として言えば、我国の技術協力は、「人と技術の提供」という考え方からか、あまりにもミミッチイ。その予算の執行はあまりにも杓子定木であり、わずかの予算の範囲内でやりくりをして当座をしのごとといった協力が多すぎると思われる。従ってせつかくの協力も中途半端に終らざるを得ないことが間々見受けられる。このような事態を避けるには、1件当りの予算を大巾に増やすこと(例えば、携行機材等)や、その弾力的運用を認めること(例えば、クーラーは医療機器でないから供与出来ない等と言わないこと)などを今後の大きな方向として取り上げるべきであろう。

さて、以上のような方向で今後の技術協力を推進してゆくに、具体的にはどのような方式が望ましいかと言ふと次のように考えられる。

- (1) まず丸抱え方式を採用すべきである。我国が開発途上国に対し技術協力を実施する場合、或る程度まで、相手国の自助努力を求めることは、それ自体間違っていないであろう。しかし、現在では開発途上国と一口で呼ばれている国々の間にも、すでに大きな格差が存在しており、自助努力をどの程度まで求めるかについては、国により、またプロジェクトにより異ってしかるべきである。これまで我国が先方に求めてきた自助努力は大むね画一的であり、相手国の実情をあまり考慮しなかったと思われる。従って今後は、協力の時点において、自助努力を求

めることが相当に困難であり、時には協力そのものが他方では彼等の大きな負担になることが明らかであり、その為協力そのものの効率的な実施を妨げることが十分に予測される場合には、建物の供与、運営費の援助等を含めた丸抱えの協力を実施すべきである。

- (2) 次に重点協力方式を採用すべきである。即ち一國に対する技術協力は、あまり欲張って総花的にならぬよう注意し、有効なプロジェクトにしぼって重点的に実施すべきである。例えば医療協力の場合、現在実施しているサイゴン、チュラーイ両病院以外にも、多くの医療施設が何らかの協力、援助を必要としているであろうし、また出来得れば、そのような所にも協力の手を差しのべることが望ましいが、限られた予算の範囲内で何ヶ所もの病院等に対し協力することは、ひいてはどのプロジェクトをも中途半端なものに終らせてしまいおそれが十分ある訳で、それならば、むしろ1~2の限られたプロジェクトに対し重点的に協力の手を差しのべることにより、我國の技術協力を効率的たらしめ且つ実のあるものとする事が出来るであろう。ベトナムにおいては、現在実施中の各プロジェクトをまず育てあげ相手国に手渡せる段階にまで持ってゆくことが第一である。
- (3) 具体的な協力の形態としては、言わゆるプロジェクト方式(協定、交換公文等により明確に協力期間、協力内容等が取極められているもの)に重点が置かれるべきである。プロジェクトの実施に当っては、両国間の取極めの範囲内で専門家派遣、研修員受入れ、機材供与等あらゆるかたちの協力を包括的に実施し、これによりプロジェクトを育ててゆくことが出来る。国内的にも、当初よりプロジェクトとして策定した場合、予算の確保等も、個別専門家の派遣で細々とつないでゆくよりは、より容易に行い得ると考える。例えばIMCに対する教育TV協力などは過去の経緯から止むを得ない面があったとは言え、元来個別専門家派遣事業としてでは、とても十分な協力を行い得ない性格のものであった事は明らかで、当然プロジェクトとして推進されるべきものであろう。また現在1名の専門家を派遣して実施中の養蚕分野での協力は、今後大きな発展が望まれるものの一つであろう。即ちベトナム政府は輸出振興の一環として養蚕業の育成、発展を重点的にとりあげようとしており、すでに農業省では養蚕開発5ヶ年計画を策定し、自国の予算にてその第1歩をふみ出したが、本計画遂行のためベトナムは我國の協力を要請してきており、これなどは、今後小型センター方式によるプロジェクトとして取り上げるべきものではないかと考える。

もちろん上述のプロジェクト方式以外に、これまで実施してきた各種の協力の形態もまた存続してしかるべきである。しかし、これら種々の形態の協力が今少し有機的に結びついた方向で実施されることを考えてはどうであろうか。これは国内体制にも問題があるので、何らかの改善が望まれる。

以上今後あるべき技術協力の姿について考えてみた訳であるが、最も肝心なのは、事態は常に流動的であり、従って我国が技術協力を実施する場合にも、十分にその現状と将来を見極め、適格な判断のもとで柔軟な態度をもって、その方向を定めてゆかねばならないと思われる。

〔Ⅵ〕 海外事務所の今後の在り方

(10月25日(火) 事業団専務理事との懇談会)
(10月27日(金) 外務省との懇談会)

1 在外公館との関係について

① 問題提起と本部の考え方

(専務理事)

- 。 現在在外公館と海外事務所の業務分担と云う意味からの関係は、おおむねうまくいっているが組織対組織と云う関係でなく個人的なつながりになっており、双方いずれかの人が人事異動で変わった場合関係業務分担の内容などがかわってくる恐れがある。

双方の仕事の分担の原則(直接交信も含めて)を明確にし、恒久的なものにする必要がある。

- 。 公電、公信の起案、さらにはその種文書の保管まで事務所にまかされているケースがあるが、事故の生じた場合の責任の所在など明確にしておく必要がある。
- 。 本部においても技術協力に関する業務は単に外務省からの委託というに止らず政策を含めて相当程度事業団の主体性の中で進める方向で今外務省と協議中であるが、独自の組織として、在外公館には出来ないが、在外事務所だから出来ると云う仕事もある。その持つ長所を生かし、技術協力に関する仕事はプロジェクト、専門家、管理をはじめ全般的に引受ける方向に進むべきである。

② 各事務所の現況と意見

(ナイロビ事務所長) 公信、公電の起案は技術協力担当官が行ない、供覧だけを受けている。

公信は、その性質上相手国の要請文書をそのまま添付し、連絡するので内容がかたくなりがちである。それで、事務所から別に実情を記した文書を出す、時として双方の内容が著しく異なり東京において判断にまよる場合が起ることを恐れる。

(バンコック事務所長) 本部における外務本省との関係と同じように当事務所と公館の関係は緊密であり、技術協力の実施面においてはほとんど事務所にまかされている。また、技術協力の政策立案に関しても意見、助言を求められ、政策立案に参画している。

しかし、それら業務分担は明確に、正式に決っているのではなく、人の交代によって業務内容が変わることもあり得る。

(マニラ事務所長) 公館の業務は大別して、経済内政、外交に分れ、各書記官が担当し、経済の事に技術協力担当官がいるが、実質はケースバイケースでそれぞれが担当し、処理している。実務上問題はない。事務所は文書関係の仕事を中心に行っており、その約7割が公館と同じ仕事をしている。

技術協力関係の仕事は、政策判断を含まないものから順序事務所にまかせてもらいたいと希望するが、十分な機能を発揮するためにスタッフの複数化が必要である。

事務の簡略化と云う意味から、定型化した文書に外務省経由ではなく、事務所より直接本部へ送ると云うことも考えられる。

(テヘラン事務所長) 技術協力に関することは全てまかされており、事業団独自の目で見られると云うメリットはある。仕事は約8割が館員と同じ内容のことをしている。現在は仕事の分担をお互いの暗黙の了解でやっているが、将来業務が拡大した場合には問題が出てくるだろう。

(ジャカルタ事務所長) プロジェクトの選定、専門家派遣要請の検討、研修員の面接等各省のアタッシュがそれぞれの分野にて、個々に行なっている。したがってそこに個人差が出て、全面的に事務所にまかすと云う人もあれば現地側との交換文書等を見せてくれないと云う人もある。

専門家およびその家族そして調査団等扱う人数が多く、荷物通関、ビザの更新その他云わば技術協力の裏方的業務に事務所は追われている。

技術協力の業務全般をまかされるとまたスタッフが3人なので困る面が出てくるが、時間をかけ実績をつくり、もっと技術協力の中心的業務にたずさわるようにしたい。

(ニューデリー事務所長) 公館と事務所の業務分担は問題なく、うまくいっている。技術協力に多少とも関係ある文書は全て参事官よりまわってくる。

それをふるいわけてOTCAマターとして引受けられるものは引受け、そうでないものは担当書記官の方にまわしている。公信、公電類は政策にからむものは公館で処理し、事務連絡的なものは事務所が処理している。

(シンガポール事務所長) 対外的にシンガポール海外事務所として正式に認められており、在外公館内にも別個の独立した存在となっている。公信等の起案、発信についても内容が相手に何かコミットするもの以外は事務所にて処理している。それぞれの業務分担がうまくいっており、何ら問題とすべきことはないが、大使参事官担当官などが変わった場合現在の在り方が変わる可能性もある。その点不安である。

(サイゴン事務所長) 技術協力に関するほとんど全ての業務(専門家等のTake Care 研修員派遣業務、相手国政府との公文書のやりとり、事務接衝等)をまかされている。

③ 外務省の意見

(柳技協一課長他) 基本的にいって在外公館と海外事務所の関係は、外務本省とOTCA本部のリフレクションと考えて良い。

公信の起案保管は単に手伝って貰っているだけで、責任の転化はしていない。直接交信については、具体的範囲を決めて行なうこととし担当拡大していく。

なお、現在マニュアルを作成中であるが、これは業務分担と同時に在外公館へのオリエンテーションとして活用して行く積りである。

2. 任国における海外事務所長のステータスについて

① 問題提起と本部の考え方

(専務理事) 外務省との関係さらに相手国政府との問題もあり、各国により異っているが所長のステータスの統一的確立はなかなか困難である。しかし実際問題として相手国ニーズの把握等にも大きく影響する問題でもあり、海外事務所の業務について、在外公館との協力体制の存続および事業団の主体性の確保という両面から改善して行く必要がある。

② 各事務所の現情と意見

(1) 身分関係について

(バンコック事務所長) 相手国政府から事務所長として正式に認められておら

ず、所員はそれぞれプロジェクトの調整員と云うステータスであり、相手国政府とは所員として正式に交渉は出来ないが、専門家としての特権は受けている。

業務上は差しつかえないが、公用車持込みの際に課税されたり、所長名で official letter を出せないと云う不便もある。

所長を館員にすることが定員の問題等で困難ならば大公使を形式的に所長にすれば（所長は次長とする）事務所が大使館の付属機関として認知され、その所員も館員扱いとなるのでご検討ねがいたい。

（シンガポール事務所長）事務所長は相手国政府からも大使館からも独立したものであるとして認められ、あつかわれている。ステータスについては問題はない。

（テヘラン事務所長）事務所長は相手国側から認められていない。イラン外務省には、大使館員として登録し、さらに O T C A 事務所兼務している旨通知し現在のところは支障なく両方を使いわけている。正式文書は所長名で出せないが、正式文書でまずいような場合は所長名で出す。

外交官特権はない。秘密警察機関がかなり発達しているような国柄のせいか、要請の背景の調査の場合など、なかなか教えてくれず苦労する。空港等の立入等の問題もあり、書類上だけの便法でもよいから外交官の発令をしてほしい。

（ジャカルタ事務所長）事務所長として、相手国側には認められているが、外交官ではないので税関に立入ることなどは認められていない。ただどうしても立入る必要がある場合は2日前に書類を提出すれば、その回限りで立入ることが出来る。

（マニラ事務所長）事務所長として、正式に相手国政府から認められているが、館員ではないので身分の問題があり、業務遂行上不便な点がある。所長であり館員でもあると云う兼務発令が出来れば望ましいと思う。

（サイゴン事務所長）事務所長として、正式に相手国政府から認められているが、館員ではないので、荷物の通関手続、その他業務遂行上不便な点がある。マニラ所長が云うように兼務発令が出来れば、それが一番望ましい。

(3) 海外事務所長名で相手国に出す文書の種類について

（シンガポール事務所長）問合せに関するもの。

- (サイゴン事務所長) 政策を含めて、技術協力に関するほとんど全て
 - (ナイロビ事務所長) 問合せに関するもの
 - (マニラ事務所長) 本部から指示のあった時にのみ発信する。
 - (ジャカルタ事務所長) 専門家の待遇等相手国に対する申請等
 - (テヘラン事務所長) 問合せに関するもの
 - (バンコック事務所長) 問合せ、連絡事項等
 - (ニューデリー事務所長) 問合せに関するもの
- ④ 外務省としての意見
- (柳技協一課長他) 在外公館アタッシェおよび外交官技権付上については、定員の問題、相手国政府との問題、他の同種機関(ジュトロ、アジ研等)とのかね合いもあり非常に難しい。
- 制度上難しいなら運営上で考慮せざるを得ないが、やはり難しい問題である。相手国政府との公信については、事務連絡的なものなら問題ないと思う。何れにしてもステータスとの関連で考慮していただきたい。

3. 権限の委譲その他

(1) 権限の委譲

- (マニラ事務所長) 専門家の一時帰国、帰路変更、私費による隣国への旅行等の認可は事務所にまかせて欲しい。
- (バンコック事務所長) マニラ所長と同意見である。その他時に委譲を希望しないが、専門家等への事務は頭越しはやめて必ず事務所を通して欲しい。扱う専門家等の人数から、いまの事務所のスタッフでは権限を多く、委譲されても十分に果せない恐れもある。
- (シンガポール事務所長) 特に希望する権限の委譲はない。本部事務所間の連絡の迅速さを守るようにすれば権限の委譲は必要ないと思う。

(2) 現地における調査等

- (マニラ事務所長) 任国事情の収集、広報活動をするためには事務所員の増員が必要である。本部からの調査団派遣とあわせて、調査内容はより深いものになると思われる。
- (サイゴン事務所長) 任地において、任国の実情および動向等を知る必要がある。しかし現在の所長1人と云う体制では無理である。人員増をして調査

活動を課したらどうであろうか。そうすればおさなりの調査団を派遣するより効果があると思う。

(テヘラン事務所長) 任国には秘密警察があるので情報収集を行なうのは困難である。

そのためには、外務省でやっているように若い人間にペルシア語研修かたがた調査させるような方法を取るしかないと思う。

(3) 広報活動

(バンコク事務所長) 広報活動の不十分を痛感するが人員不足のため現在は在留邦人だけにしかやっていない。現地人向けのPRをぜひやりたい。

とりあえず現地備人費に余裕があれば、現地語への翻訳係の現地人を雇用し、始めたい。

〔Ⅶ〕 各部との事務打合せ

Ⅶ-1 総務部

1. 本部よりの説明伝達事項

(八坂総務課長)

- ① 所長会議東京開催の主旨・日程
- ② 昭和47年4月1日以降の専門家に関する諸制度新設改廃(省略)

(速藤人事課長)

- ① 人事課と給与厚生課の分離、その他機構の改正
- ② 役員の業務分担の交代、総務部長の交代
- ③ 労使間の現況

(齋藤給与厚生課長)

- ① 47年度の給与改正
- ② 職員の福利厚生の現況
- ③ 海外事務所員の失業保険、厚生年金等

(武井企画課職員)

- ① 計画調整、調査の主旨および目的
- ② 10周年記念誌の編纂

(藤本広報課長)

- ① 「海外技術協力」誌の編纂方針、年報の作成
- ② ダイヤリーの海外事務所への送付

2. 海外事務所長よりの要望等人事および福利厚生について

- ① 所長、所員の人事発令の内示は従来日散的に余裕がないようである。当事者の準備の都合等考慮して出来るだけ、前広にお願いしたい。
- ② 労使間の交渉状況は人伝てに聞くと、とかく尾ひれがつき正鵠を欠く嫌いがある。状況は流動的で連絡しにくい点もあるかも知れないが、連絡を欠かないようにしてもらいたい。(バンコック所長)
- ③ 海外から帰る職員は、事前に住宅を探すのが困難であるので、なるべく職員住宅に入れるように配慮ありたい。(バンコック所長)

④ 本邦に残留する留守家族の住宅についても配慮願いたい。

(ニューデリー所長)

計画調整調査について

① 計画調整、調査と云うことで、役職員による調査になるそうだが、専門家ではないので、地域を限定し、日数をかけてほりさげた調査をする必要があると思う。

(バンコック所長)

② 計画調整等の調査は、調査だけではなく政府間の交渉も必要となるので少人数では効果が上らないのではないか。

(ニューデリー所長)

広報関係について

専門家に出入りの動きがあり、協力誌の配付に多少のずれの出ているのはやむを得ないが、こまめにチェックを願い、出来るだけミスをなくしてもらいたい。

(バンコック所長)

Ⅶ-2 経 理 部

1. 本部；会計監査結果（桜井会計課長）

(1) 帳簿の記帳、証憑類の整理について

未だ常識的な事柄についての間違えが見られる。経理事務も仕事の一部であるとの認識をもって、毎日の整理をおこたらないようにして貰いたい。

(2) 受払報告について

提出時期が規定どおり守られていない。

(3) 前渡資金のあり方について

将来範囲、金額も拡大の方向にあるので(1)の点を留意されたい。

2. 本部；物品管理について（岩岡調査役）

(1) 「物品管理細則」の要旨説明および質疑応答

3. 本部および海外事務所長との質疑応答

(1) 保険会社について

(バンコック事務所長) 保険会社は出先機関がいい、2～3の会社にしぼった方がよろしいのではないか。

(田中契約2課長) 各社の出先機関（もしくは代理機関）はあまり優劣の差

がないと思う。

保険救償において各社に（５～６社）かなり無理させているので、直ぐに２～３社に下げると云うことは出来ない。

(2) 機材購送（携行および単独）について

（各事務所長）あいかわらず購送の遅延が見られる。物品の価格により、購入手続を簡略化するなど改善方願いたい。

(3) 専門家への送金通知について

（各事務所長）送金通知がきちっとされていない。

（桜井会計課長）現在の送金明細の送付方法について改めたい。

(4) 船荷証券の扱いについて

（ニューデリー事務所長）一部本部職員に有価証券である船荷証券の扱いに粗雑さが見られる。よろしく指導ありたい。

- 3 国内事業部

1. 本部よりの説明伝達事項

（吉田管理課長）① 47年度業務進捗状況（省略）

② 48年度予算要求概要（＃）

（北野研一課長）48年度研修員受入計画（＃）

（神宮研二課長）帰国研修員アフターケア事業報告（省略）

（黒田研監課長）受入研修員の事前調査の徹底（＃）

2. 海外事務所長よりの報告及び要望

（ニューデリー事務所長）

① インドは個別の要請が非常に多く、現在80件のペンディングがある。

従って集団に受け入れられるものは、極力その方向で処理されたい。

② 受入能否の回答を、少なくとも6ヶ月経過した時点で整理し通知されたい。

③ 研修インフォメーションは前広に通知されたい。

（テヘラン事務所長）

① 研修インフォメーションは前広に通知されたい。

② 受入不可能なものについては、その理由を通知されたい。

- ③ 受入不可能な業種については、参考としたいので、それらのリストを送付されたい。
- ④ 国別割当に疑問があるので、出来るだけ複とされたい。
- ⑤ イランでは専門家派遣より研修員受入の方がより有効的である。従って受入割当を増やされたい。
- ⑥ カウンターパートの受入れを拡大されたい。

(シンガポール事務所長)

- ① 研修インフォメーションの内容を詳しく通知されたい。
- ② 研修員ハンドブックを前広に送付されたい。

(バンコック事務所長)

- ① 国別割当が特定国に片寄りがちである。(たとえばメキシコ等)それが認められるものならば、タイに対しても同様な受入計画を考慮されたい。
- ② 高級研修員40名の受入れは可能か。
- ③ タイ人だけの集団研修コースを設定されたい。
- ④ タイ側より受けた要請を一部所長判断で受入能否を判定し、タイ側に回答しているが、問題はないか。(外務省は了解)
- ⑤ 巡回指導については、その方法に疑問がある。質問書等をあらかじめ相手側に提示した方がよい。業務終了後は、必ず報告書を送付されたい。巡回指導の目的を認識し、より充実した巡回指導を行なわれたい。
- ⑥ 名古屋センターよりの研修中間報告は非常に有意義である。

(ジャカルタ事務所長)

- ① 受入能否の回答を早くされたい。(特に海運関係)
- ② インドネシア人だけの集団コースを設定されたい。
- ③ 技術協力セミナーが中断されているが、復活されたい。出来得れば、インドネシア各省の技術協力担当官を招聘されたい。
- ④ 国別割当は複数にされたい。
- ⑤ 集団コースの中で学位までとれる長期のコースも考慮されたい。

(北野課長) 技術協力セミナーは48年度実施不可能。

(マニラ事務所長)

- ① 同窓会会長を日本に招聘されたい。
- ② カウンターパート以外に個別10人を受入れられたい。

③ フィリピンの事情で受入れ時期の遅延を認められたい。

(ナイロビ事務所長)

① 国別割当を複数にして欲しい。受入数の増加を計られたい。

② 東アフリカ協同体に対するものは、国別割当にして欲しい。

(サイゴン事務所長)

① 同窓会結成費をもらいたい。

② 機材供与は遅れない様にして欲しい。

③ 国際機関等(I A E A TYPE(III)) についての研修インフォメーションも送付されたい。

④ 受入能否を早く通知されたい。

Ⅶ-4 海外事業部

1. 本部よりの説明伝達事項

(長谷川部長)

① 47年度計画について(省略)

② 要望事項の処理状況について

イ) コミュニケーション

(a) 専門家の問合せ事項

(b) 赴任専門家の家族同伴の有無

(c) 帳票の送付(住宅調査、指定届等)

(d) 公信の発信番号

ロ) オリエンテーション

(a) 過度の期待を抱かせない。

(b) 携行機材の送付時期(長期間かかること)

(c) 関係資料の手交

ハ) 機材

(a) 携行機材の事前連絡(アナカンの場合)

(b) 供与機材のシンボルマーク(OTCAの統一問題)

ニ) 専門家等空港出迎えの際の識別法(総務課で準備中)

ホ) 専門家の押つけ派遣

ヘ) エキスパート誌の配布(十分な部数の配布)

2. 海外事務所長よりの報告及び要望

(テヘラン事務所長)

① 専門家の人選

一般的に専門家の人選に当っては神経の太い、抱擁力のある人を選んで欲しい。現在の専門家の性格が原因となって、無用なイラン側とのトラブルを引き起している。

② 業務報告・事務連絡

専門家の業務報告書、事務連絡を事務所長を通じて出来るよう申し入れたところ、本部より指示がないので提出しないと云っている。従来、館に対しても提出していなかったが、現在は提出している。

③ 休 暇

専門家が休暇をとり、ヨーロッパへ行っているが、事務所へ何ら連絡してこない。本件については、「専門家の手引」においても何らふれていないし、事務所としても、行くなとは云えない。又この際トラブルがあった場合どのように処理するか。

④ 機材の引き取り

イランにおいては、港が離れており、又手続も煩雑であるため、引き取り完了までに、長い場合は6ヶ月を要する。先般農業教育専門家の場合は、任期が6カ月であり、機材が到着しないため、抗議があったが、機材を先に送付し得ないか。

⑤ カラジセンター

従来からイラン側より、同センター新設部門の援助要請が出来ている。再三、回答を要求してきており、早急に調査団の派遣をお願いしたい。なおその人選に当っては、本調査団の目的等から、単なる技術者でなく労働行政に精通した専門家を加えることが望ましい。

(長谷川部長)

① 人選の問題については、各省協議もあり難しいことでもあるが、自動的な派遣は行っていないし、面接をしている。又専門家の適性については、現在も心懸けているし、今後も十分留意したい。

② 専門家等の業務報告、事務連絡、本部よりの連絡については、現在3通りの方法がある。①全て事務所経由。②専門家等より直接本部へ送付し、

回答は事務所経由。㊦事務所を経由しない。

㊦は管理上、論外であるが、現在は①或いは⑩の場合がほとんどであり、いづれかについては、事務所の事務量との兼ねもあり、各所長の判断にまかせることとした。

(バンコック事務所長)

① 専門家の入選の際、登録制度を活用しているのか。

② 海外出張者の発言

海外出張者が、赴任中専門家に対し、予算上、或いは、規定外の実行不可能な発言をすることは、事務所の指導と食違いが生じ、専門家に不信感を与えることになる。

③ 事務所の意見尊重

専門家の任期延長については、事務所の意見を尊重して欲しい。

④ 一時立寄り専門家の便宜供与

近隣諸国へ赴任する専門家の立寄りに対する便宜供与は本部の指定に基づいて実施したい。

⑤ 機材購送の遅延

供与機材の機材が大分遅れている理由は何か。

⑥ 理科教育専門家の派遣期間

現在6ヶ月となっているが、短かすぎるので最低一年としてもらいたい。

⑦ カウンターパート受入

カウンターパートの受入促進をお願いしたい。

(長谷川部長)

① 登録者の中から決まる専門家は、現在年間数人というのが現状である。

登録専門家で、所属先がない場合、O T C A が全て責任を負うことになり、危険もある。望ましい状態ではない。但し電算機の利用という点から、全ての専門家は必ず電算機にかけ登録専門家とすることを考えている。

② 出張者の現地発言は誤解を与えないよう十分気をつける。ただし、予算を獲得すべく努力中であるという程度の発言は差し支えないと思う。

③ 任期延長については、事務所の意見は尊重するが、専門家の所属先の意向、チーム派遣の場合は、チーム内の人々の考えも含め、総合的に判断したいので、所長の意見を前広に中広く進言して欲しい。所長の意見に沿い

得ない場合は、理由を付して連絡する。

- ④ 一時立ち寄る専門家については、本部でコントロールし滞在期間、目的等を連絡する。
- ⑤ 機材の購送は、本部の業務遂行上、大きなボトルネックになっており、現状を打開するためには、如何なる方法が可能であるか、現状でやり得ることは実行しているが、現在側の要望には応じられないのが現状である。しかし、問題点としては、O T C A 全体の共通認識のもとに、解決すべく努力している。
- ⑥ 理科教育専門家の全んどが、国家又は地方公務員であるが、国家公務員は1年以上の派遣は身分的に可能である。しかし、地方公務員の場合6か月以上派遣することは、人事的に非常に困難である。また現在の予算も6か月となっているので、予算面から文化庁と協議し改善しなければならない。
- ⑦ カウンターパートの受入れについては、予算の関係もあり、必ずしもスムーズにいったないが、国内事業部と協議しながら、プライオリティーの高いものから受入れを促進したい。

(鈴木外務省事務官)

機材購送の遅延の1つの原因として、大蔵省の実施計画の承認の遅れがあるが、これを改善する方法として、年度当初における一括承認方式を考えている。

現在は、46年度繰越しの消化のメドもたっていないのが現状である。なお、今後の方向としては、予算も漸次増加の傾向にあり、現在より金額的にも、モニュメンタルから高額な機材を選定する方針である。

(ジャカルタ事務所長)

- ① 専門家および事務所とのコミュニケーションは、最近非常に改善されてきているが、出来る限り早く回答をお願いしたい。
- ② 携行機材のアナカンの事前通知については、インドネシアの特殊事情によるものであるが、アナカンで持ち込む機材については、事前に通関手続をしておかないと、引き取れないので、事前に連絡をお願いする。
- ③ 年度当初計画を知らせて欲しい。
- ④ 任期延長者の住宅資金融資を検討していただきたい。
- ⑤ 専門家の健康管理として、最近インドネシアにおいて、ガンおよびマラ

リアで死亡した例もあり、専門家の健康管理のための医療専門家を派遣するが、随時、診療団の派遣を実施する必要がある。また、これと併行し、現行の公費休暇帰国制度を2年として日本での健康診断をさせたい。

⑥ 家賃の前払であるが、本件に関連して滞在費の1~2年の一括前払いは可能か。

(長谷川部長)

- ① 年度計画の通報であるが、年度当初に作成する派遣ないし、機材供与計画は相当変更の可能性が強いものであるので、これに迷って、相手側へコミットされることは困るが、今後の進捗状況については逐次連絡するようにする。
- ② 任期延長者の住宅資金融資及び専門家の健康管理については、住宅借上げの負担を専門家にかけない方向で、現在検討中であるので、近々のうちに、新制度が出来る予定である。但し、OTCAが住宅を借り上げ契約の当事者となることはなお検討の余地がある。また、専門家の健康管理については、来年度巡回診療団の派遣経費を要求しており、公費休暇帰国については、2年半任期、1年半経過した場合は帰国し得るよう要求している。

(マニラ事務所長)

- ① B1フォームの早期送付であるが、現在相手国と書類上において、受入確認を取り付ける場合最低1ヵ月を必要とする。急ぐ場合は、口頭による方法をとっているが、出来る限り、B1フォームを早く送付していただきたい。
- ② 専門家の表彰制度に関して
先般、永年勤続の専門家が表彰されたが、誠に時期を得た制度であると思うがOTCAとして理事長名による表彰制度を検討していただきたい。
- ③ 携行機材で特に電気製品のある場合関税上通関が難しいので、これがある場合前広に連絡して欲しい。
- ④ センター要員より専門家に身分が切替えとなる場合A1フォームは必要か。
- ⑤ アシスタント・カウンターパートの訓練をお願いしたい。

(長谷川部長)

- ① B1フォームの送付については、早めに提出するよう実行する。
- ② 表彰制度はOTCA全体の問題であるが検討したい。
- ③ センター要員より専門家に身分が切り替る場合にはA1フォームは必要である。
- ④ アシスタント・カウンターパートの訓練は今後検討したい。

(ニューデリー事務所長)

- ① 各国事情のしおりの有効利用について「しおり」があるにも拘らず何も知らないで、来印する専門家があるが、これを読んでいれば無用な心配をせずに済むことが多くあるのでよく利用して欲しい。
- ② ブータンに派遣の西岡専門家については、同氏の言動はブータンにおい

てかなりの影響力を持っており、同国政治家に利用される危険性があり、現に同氏は、これを避けてインドに来たこともある。

(岡部管理調整課長)

「しかり」については、現在は十分に利用されている。又、改定充実に ついても漸次行なっている。

(長谷川部長)

西岡氏については、同氏はブータンにとって、かけがえのない人物であり、技術協力のために骨を埋める人があってもよいのではないかと思う。出来るだけ政治的事情には係りを持たないよう指導を賜りたい。

(サイゴン事務所長)

- ① 最近語学力の全くない専門家が派遣されたが、専門家については、事前に本部でチェックして欲しい。相手国側から苦情の出る恐れがある。
- ② 専門家のオリエンテーションの必要性であるが、専門家に対し、派遣前にOTCAの派遣の技術協力専門家とは、又技術協力とは何かをよくオリエンテーションして欲しい。
- ③ 押しつけ派遣の場合は、事務所としては、相手国側との間に入って非常に困るので、事務所の意見を尊重し、絶対にやめていただきたい。

(長谷川部長)

語学力のある専門家を派遣すべく、本部としては、努力している。事前にチェックをしており、今後とも十分留意する。来年度予算においては、長期派遣専門家については、必ず語学研修を実施し、その他一般事情等のオリエンテーションについては、OTCAが全体的に統一的に十分な説明が行なえるよう要求している。

なお、(1)海外事務所と大使館の関係、(2)専門家の管理状況、(3)現地における赴任時のオリエンテーションの実情、(4)報告書の送付経路等の討議を行なう予定であったが時間不足で出来なかった。

Ⅶ-5 開発調査部

1. 本部よりの説明および伝達事項

開発調査事業についてまだ連絡の不十分な点はあるが、鋭意努力している。特に、実施計画書、コンサルタント契約をする場合は、その契約書、案件の進捗状況は調査団が決定すれば、その連絡、P. O 案件を出来るだけ早めに送付したい。

実際には、外務省、大蔵省の承認を得るのが、ぎりぎりの日となるのが現状であるので皆さんに迷惑をかけている。

(省略：47年度業務進捗状況、48年度予算要求内容)

2. 海外事務所長よりの報告・要望および本部方針

(サイゴン事務所長)

- ① 資金をつけるという前提で調査を行って貰いたい。ヴェトナムでは資金の前提がなければ、他の国に依頼するという傾向がある。
- ② 治安状況は一部を除いて落ち着いている。しかし、余り神経質になることもない状態である。
- ③ 通関には苦勞している。組織的でないので、事前に是非機材のリストを送って貰いたい。在京大使とOTCA理事長の証明が欲しい。通関が難しかったなら所長が外で待っているのと呼んで欲しい。(所長が中に入れない)
- ④ サイゴン水道・フアンラン地区農業開発計画は、時間を延ばさずに、早く決定して欲しい。

(ナイロビ事務所長)

現在、調査団を扱っていないので、特に注文はない。ただ年間計画が欲しい。

(マニラ事務所長)

- ① 通関については、機材(特に電気関係、感光紙)がひっかかる。
リストとBLを10日前に大使館を通じて送付して欲しい。アクセスはごく少量にし、特に電気製品はさけて貰いたい。なるべくアナカンで送付して欲しい。(大使館気付で)通関は最低5日がいる。
- ② 治安は心配ない。

(ジャカルタ事務所長)

- ① 現在調査団が7チーム、団員54名、専門家が78名、計132名が来ていて、非常に多忙である。ジャカルタ海外事務所員2名だけでは、調査団の世話まで手がまわらないのが現状である。

- ② 調査団員は、調査の目的、調査項目等よくオリエンテーションを行なって貰いたい。
- ③ 調査対処方針は英文で用意して欲しい。
- ④ 調査団員には、必ず英語能力（会話・レポート作成）のある者を1名つけて貰いたい。最近英文でレポートを書けなくて、海外事務所に依頼されたケースがあった。
- ⑤ 通関については、10日前に品目、数量、単価を記入し、事務所長宛送付して貰いたい。それはアナカンが望ましい。（アナカンは殆んど中を調べない。）
- ⑥ 調査団が着いたら安着電報を打つことはやめて欲しい。殆んどの調査団が海外事務所に依頼してくる。中には電報代金を支払わない者もいる。
インドネシアでは電報が打りにくい。
- ⑦ ソロ河の機材については、保険のオリジナルを送っている場合もあった。機材供与は開発調査部においては、初めてのケースなので、海外事務部にもよく聞いておいて欲しい。
- ⑧ 鉄鋼調査団において、ジャカルタ、バンドン、スバラヤのホテルの予約があったが、スケジュールが二転・三転して、スバラヤのホテルの取り消しをしなければならぬ場合があった。
インドネシアに着いてからでも、スバラヤのホテルの予約は出来るので、最初からスバラヤの予約は必要なしと思う。

（宮川理事）

調査団が着いた場合の安着電報は事故がないかぎり行わない。

（バンコク事務所長）

- ① プロジェクト・ファイディングを行なっているが、タイ側から来年度の案件は、まだ出て来てない。
しかし、来年度は、バンコク郊外水道だけだと思ふ。47年度はクワイヤイ、水力発電を行なうが、少ない予算で二つ行なうより、一つのものにしぼって重点的に行なうて貰いたい。またリング道路 Part II の実施設計を行なうて欲しい。
- ② 46年度案件は皆済している。第1次3000万ドルは、ナムブリン、ターチャン橋工事中、第2次17件中、OTCA 案件が多い。

- ③ 47年度案件は、大使館と一緒にフタインディングを行なっている。
- ④ 全国テレビ網計画（基金ベース）は、9月20日革命評議会で決定した。管理にエンジニアリングサービスが欲しい。広報局に日本にだけに依頼するのは問題だという声もあるが、実施設計等の施工管理も預けたい。
- ⑤ シラチャシーバースで、タイ側は機材供与を要望しているが、これは可能であるか、過去パキスタンにおいて供与したということをきくが？
- ⑥ 外務省への要望として、シラチャシーバースは、P.O から Scope of Worksに切り変わったが、便宜供与その他でP.Oの方が望ましい。
- ⑦ 報告書は、報告書説明調査団が来る1カ月前に送付して欲しい。

（階堂部長）

機材供与について、パキスタンへの供与は、海外事務所の単独供与であった。開発調査部では、ソロ河で供与した例がある。ただし、これは20ヶ月という長期なので特別である。ただし、外務省とも相談して前向きに行なう。

（外務省）

P.Oは原則的には、実施設計の抱合せであり、その他は余り例がなかった。ソクラー港の時はScope of Worksであったので、これで行なった。他意はない。今後検討する。

（シンガポール事務所長）

- ① 現在のところ開発調査部関係はないが、ジュロン日本庭園は、現在、1つの名所になっている。非常によかった。
- ② マラッカ海峡は完了したのか、水域により、多国間で行なうのか、1カ国で行なうのか、マラッカ海峡協議会は勝手に動いていて大使館の評判が悪い。

（階堂部長）

一応、完了した。レムニョールは現在は行なっていない。インドネシアのサンボック調査が要望されている。

（外務省）

行なうのか、行なわないのかは、アジア局で決定する。技術協力課は決定をまっている。すぐには動かない。予算的には今年度は一応とつてある。

（テヘラン事務所長）

- ① 現在のところ、開発調査部関係はないが、地図作成の照会があったが、やるのか、やらないのか。イラン側は、国土全体を希望している。イランは話

をすると、期待するので、慎重に行動して欲しい。

- ② 電力調査はやるのかやらないのか。
- ③ 金探事業団とのOTCAの関係はどうなっているのか。

(階堂部長)

地図は金がかかるので、今の予算では、1ヶ国で一杯になる。これから各国の案件を取りまとめ検討する。電力調査については通産省はすぐにはやらない。全関係調査は、来年度予算でイラン・トルコを要求しているが、まだ予算要求の段階でもあり、現在のところフォローする必要はない。

(ニューデリー事務所長)

- ① 現在のところ開発調査部関係はない。外務省から来年度案件の提出を求められているが、何しろ、大きな国なので、ものすごい、プロジェクトが出る事が予想され、あまり、積極的に動いていない。
- ② ボンベイ-ニューデリー間のパイプラインの会社のゼネラルマネージャーに会って、開発調査のシステムを話しておいた。他の国は大使館員が出て活動しているが、日本大使館としては、あまり、積極的にならない方がいいという判断である。
- ③ 通関はくるくるかわり難しい。リストを前もって、大蔵省に提出して了解をとってから行なっている。
- ④ 新しい機材には100%~150%の課税がある。
- ⑤ アナカンで現地空送の場合(例えば、ボンベイ、カルカッタ)は、ニューデリーで上陸証明をとる必要がある。
- ⑥ パリースクリーンを行なう関係で、フィルムは荷物の外に出す必要がある。
- ⑦ 11月1日以降、ホテルでは、家賃がドル払いとなる。ルビーの場合は30%増となる。
- ⑧ 携行機材は持ち込めるが、リストにないと税金をとられる。在外公館で証明が出来る。

Ⅶ-6 農業協力部

1. 本部よりの説明および伝達事項

(渡辺部長)

農業協力事業については、本年度19プロジェクト、来年度21プロジェクトを手掛けることになり毎年著しい拡大を続けているが、本事業も発足以来6年目を迎えることになり、事業実施上において種々の問題が発生してきている。

この問題の処理については、本部のみの考え方で処理できない面も多々ありなかなか迅速に行なわれていないのが現状である。

各所長とも現地派遣専門家に身近に接触されて、このことを最も痛切に感じられていることと思われるが我々としましても、各関係機関と協議の上、迅速に処理してゆく所存であり、各位の協力をお願いしたい。

2. 海外事務所長よりの報告および要望

調査団派遣について

(ジャカルタ事務所長)

- ① 派遣の連絡は出来るだけ前広に願いたい。
- ② 今年度の実施計画資料は、年度当初に送付を願い、非常に有効であったが個々の実施計画についても併せて送付願いたい。
- ③ 機材購送にあたっては、無税許可搬入手続、相手国政府の引取準備及びその後の輸送計画策定等のため、少なくとも調査団派遣の10日位前に、品名数量及び価格等を明記した機材リストを送って欲しい。

(マニラ事務所長)

今後のプロジェクトの方針を見定めるうえにも、技術的問題を明らかにするためにも、年一回定期的に調査団を派遣して欲しい。

(バンコク事務所長)

タイ養蚕開発協力のプロジェクトは、協定が75年に切れることになっている。タイの養蚕開発協力には農林省が、日本国内の問題もあって、非常に、消極的であると伺っている。この点をタイ側でも大いに心配している。

そのため、タイの養蚕開発が日本国内に脅威を与えないということ認識してもらうために日本養蚕協会等の幹部の方にも調査団に加わっていただき、今年度は是非調査団を派遣して欲しい。

専門家関係について

(ジャカルタ事務所長)

- ① インドネシア国内には、現在各国から派遣された専門家が、150人ほどおり、そのうち日本からは30名の専門家が派遣されている。そして、この数は増々、増大する傾向にある。このような援助競争の中で、日本の成果をあげるには、相手国政府のNeedsに合致した専門家を派遣する必要がある。
- ② タジム地区農業開発については、現在、機材の購送、据付も一段落し、順調に運営され調整員(上月秀高氏)の業務にも、余裕が出てきたと思われる。したがって協定上の問題もあり、また委託費で派遣されている専門家を当海外事務所勤務にすることは、困難と思われるが、同地区の調整員をプロジェクトに関する中央での折衝事務等と併せて、当海外事務所の事務の多忙を補佐するためにジャカルタ勤務としてもらいたい。

(マニラ事務所長)

専門家の交替派遣を迅速にして欲しい。また交替は帰国専門家と派遣専門家とが現地で約1ヶ月くらいオーバーラップさせ、事務の引継ぎが円滑に行なわれる様に配慮して欲しい。

(サイゴン事務所長)

- ① 語学が全然出来なくては講義も出来ず、研究指導を行なうことは難しい。専門家の人選にあたっては、この点を充分配慮して欲しい。
- ② コロンボプランで日本に留学出来るよう制度を考慮して欲しい。

(バンコク事務所長)

アグレマンの取得には、タイ国政府内の業務手続に、B1フォーム提出後3週間ぐらい必要であるので、B1フォームは、なるべく早く送付して欲しい。

OTCAと各省間に連絡の手間がかかるものと思われるので、専門家内定の段階で、参考までに非公式に情報を予め送ってもらいたい。

機材供与関係について

(マニラ事務所長)

機材の購入価格および輸送計画の内容を前広に、連絡願いたい。

(テヘラン事務所長)

- ① 機材購送に当っては、事前にイラン政府の輸入許可をとる必要があるので、前広に購送計画及び機材リスト等を送付願いたい。

② 機材の輸送については、空港税関は、帰国研修員がいて、非常に協力してくれるので、円滑に通関出来るが、中央郵便局を経由する場合は非常に難しい。

事務連絡、その他について

(マニラ事務所長)

事務連絡については、非常によくなっている。

(サイゴン事務所長)

農業協力部のプロジェクトは、カンターにあるが、サイゴンからかなりの距離であるので、自由に連絡出来る状態ではない。農業協力部から専門家への連絡は現在直接であったり、海外事務所を通したりで統一されていない。

連絡の内容等により直接に連絡するのがよい場合もあるので、一概にいずれがよいかいえないが、原則として統一した方がよい。海外事務所をどう活用するのか、農業協力部で明確にして欲しい。

(シンガポール事務所長)

農業協力部のプロジェクトはマレーシアにあり、遠いので3ヶ月に1度ぐらいしか現地を訪問出来ない。特別に必要なものでないかぎり連絡していただくなくともいいが、農業協力部で当海外事務所に期待するものを提出してもらえば努力したい。

(バンコク事務所長)

コミュニケーションが非常によくなって来た。今度養蚕開発プロジェクトにも電話が入り、海外事務所との連絡が便利になったので、連絡は全て、海外事務所を通して行えば、これらの事務も円滑に進めるようになる。

また、コラートにある養蚕プロジェクトは非常に成功している。プロジェクトの1つで日本側要員はよく活躍し、タイ政府もかなりの予算をつぎ込んで、積極的に協力している。タイ政府としても、本センターを東南アジア諸国の研修員のための、地域センターとしたい意図を持っており、又日本の養蚕専門家の研修センターとして専門家を海外に派遣する前に、ここで、2~3ヶ月間、訓練をしてはとの大村プロジェクトリーダーの提案もあり、実現すれば、タイ国政府としても協力を惜しまないと述べている。

(テヘラン事務所長)

イランへ調査団を派遣し、プロジェクト協力を実施するかどうかを決定する際には、シスタン地方は、夏は酷暑の地域であり、生活環境も悪いので、充分慎重

に検討して欲しい。

日本の農業協力事業の試金石であり期待している。

Ⅶ-7 医療協力部

1. 海外事務所長よりの報告及び要望

(サイゴン事務所長)

① チョライ病院関係

イ) 今年度第2回分送付の時期

ロ) 今後の専門家派遣について(病院新築後の運営管理との関係)

② サイゴン病院関係

イ) 協力問題について

ロ) エレベーター据付業者の問題

ハ) 今年度供与機材の送付時期

ニ) X線TVの故障修理の要望

ホ) X線装置保守用クーラーの供与

ヘ) 検査室装備

③ その他

イ) 巡回指導班の派遣時期

ロ) 日大、竹内調査団の派遣時期

ハ) 専門家住宅手当の増額

ニ) 事務連絡系統の一本化

(ナイロビ事務所長)

① 派遣計画の決定段階での事前通知

② 医療専門家に対するオリエンテーションの徹底

③ ケニヤッタ病院関係

イ) 人工心肺の供与

ロ) R. D に基づく供与機材の変更

ハ) 熱帯医学研究所設立に関してのOTCAとしての態度

ニ) ICV 開所式参加者の有無

(マニラ事務所長)

① 住血吸虫症対策についてはフィリピン側でPlan of Operation

を作成中であるが、計量機材の送付を希望している。

- ② コレラ・ポリオ対策については今後の協力方針として、生ワク自家製造に対して協力するか否か。
- ③ 家族計画については、協力方針（内容・供与機材）の検討が必要であり、この為に調査団派遣をする必要がある。

（ジャカルタ事務所長）

- ① インドネシア側は、医療関係従事者の教育・訓練等に関する協力を要望。
- ② 協力対象地域の再検討。バンドンでは遠隔地であり、我国の技術協力の評価が低い。
- ③ 派遣専門家の現地における健康管理
- ④ 派遣計画の前広な提示
- ⑤ 細菌病理専門家の派遣について

（バンコク事務所長）

- ① OTCA と専門家間のコミュニケーションの不徹底
- ② 専門家に対するオリエンテーションの不徹底
- ③ 機材購送の遅延
- ④ 新規案件について
 - イ) 家族計画、皮膚病対策の要請
 - ロ) マヒドン大学歯科技工士訓練センター
 - ハ) バンカビー地区総合病院設立
 - ニ) 食品衛生関係
 - ホ) 血友病対策
 - ヘ) チェンマイ大学、農村医学活動に対する協力
 - ト) ソンクラ大学・医学部設置の件
 - チ) 現行プロジェクト終了後、新規の問題が生じてくるであろう。そのためプロジェクトファイナニングの調査団を派遣する必要がある。

（ニューデリー事務所長）

JALMA救ライセンター関係

- イ) 9～11月派遣専門家の派遣計画
- ロ) 供与機材事務進捗状況について
- ハ) JALMAに関して、協力実施の遅れ等を相手側に説明するのに苦労してお

り、相手側が真剣に考えているので、資料等を送付願いたい。

(テヘラン事務所長)

- ① イランにおいては、診療よりも、研究活動が盛んであり、むしろ、日本よりも進歩している面もある。したがって高度な医療機材、研究機材を供与しなければ評価されないだろう。
- ② テヘラン大学医学部関係
 - イ) アミノ酸分析装置については、付属の積分計を供与方要望
 - ロ) シンケレーション・スキヤナー
ガンマーカメラの供与をアミラバド病院から要請している。

Ⅵ-8 開発技術協力室

1. 本部よりの説明および伝達事項

(奈須室長)

当室を構成している職員は、殆んど昨年当室に来たばかりで、各海外事務所長の方にも迷惑をかけることが多いと思われる。出来る限り、そのようなことがない様注意していきたい。

例えば、専門家との連絡について、特に海外事務所に知っておいて欲しい問題は、事務所に写しを送付するとか、専門家からの連絡文書についても写しを送付させる様に、連絡を密にしたい。

2. 海外事務所長よりの報告および本部の方針

(バンコク事務所長)

大豆協力について

- ① 大豆専門家の派遣要請は育種2名、栽培1名、流通1名の4名であるが、育種2名、流通1名以外の栽培専門家の派遣についてはどうなっているのか。
- ② 大豆プロジェクトはうまくいかない。その理由は派遣専門家の語学力にある。今度、はじめてタイ側から大使館あてに、「今後日本から来る専門家について、その点、充分チェックして欲しい」旨の抗議文が来た。
専門家は、研究に来ているだけでなく、タイ国人の技術向上の指導に来ているのであるから、語学力がなければ、技術指導は出来ない。今後農林省の支援体制も含めて充分考慮して欲しい。
- ③ 流通専門家の任期延長については非常に困ったが、どうか延長要請を取

り付けた。しかしながら、流通専門家は、本プロジェクトの相手先である農務局が必要としている専門分野ではない。来年4月に任期が終了するが、その後はどうするのか。流通専門家は今後必要ないと思うがどうか。

- ④ 機材供与については、今迄、供与し過ぎた嫌いがある。従って、今後は協力の現状に即した必要機材の供与にすべきであるがどうか。
- ⑤ 巡回指導班の派遣については、本プロジェクトを今後どのようにもっていくかを提言出来るような発言力のある人、そのためには、昨年巡回指導した人を中心に編成してもらいたい。
- ⑥ 雨期作大豆に関する試験については、本人達が交替したばかりで、未だタイの事情に詳しくなく、観察にとどめるといったので、タイ側のみで前回専門家のデザインに基づき、試験を行なったものであり、タイ側が交替専門家の意向を無視して、大豆の各種試験について、指示したことはない。

タイ側は、今後乾期作以降については、農務局本部において、プロジェクトマネージャー、チーフ・カウンターパートといった人達だけで、独自にプランを立て、日本人専門家に連絡せずにやるようなことはないといっている。

本件については、11月末頃に、タイ側日本側を含めた全関係者が集って、ミーティングをやり、タイ側は何をするのか、日本人専門家は何かをするのか、日本人専門家のカウンターパートは誰か試験デザインは何か等を検討した上で試験を進めて行きたい。又、試験材料、資料等の本部への送付は日本人専門家を通じて行なうとのタイ側の意向である。

チェンマイ駐在の2人の専門家は、タイ側とコミュニケーションをする段階でないと判断されるので、瀬戸専門家にチェンマイに行ってもらい、フォローしてもらいたいと思っている。このことに関しては、日本とタイ国間でアグリーメントみたいな書き物にしてもよいとタイ側は述べている。

私見であるが、今後の進め方については、仮に食用油用大豆が出来ても、日本で買えるのか、かえって飼料用大豆の方がよいのではないかなど、研究内容の転換が必要と考えている。

(奈須室長)

大豆協力について

- ① 栽培専門家については、農林省に対しては既に、育種専門家と同時に、栽培専門家について人選依頼しているが、未だ回答を受けていない。農林省は

大豆協力の基本方針、育種については云えば、育種目標等事業方針をはっきりした上で考慮したいとの意向の様である。できれば、今後派遣を予定している巡回指導班を派遣するときにはっきりさせたいと考えている。巡回指導班の派遣については、来月中旬に外務省へ話をし、各省と打ち合わせることをしてほしいと思っている。

- ② 大豆プロジェクト専門家について、実際問題として非常に難しい問題であるが、今後は各省と充分話し合っ最適な人を派遣したいと考えている。
- ③ 流通専門家の任期延長については、技術協力は押しつけては成功しないと思うので、原則としては、現在の相手方の農務局、ニードを合致しない限り交替専門家を派遣する必要はないのではないかと考えている。しかし、一次産品の輸出を考慮に入れれば、この問題は、必然的に出てくるものと考えている。ただ、現在の時点で必要であるかどうかである。
- ④ 機材供与について、全くその通りと考える。従って本年度の供与についても、メジョー農試を中心にスコタイ、フラバトバードをカバーする分野について、しかも現在行っている協力に最も必要な機材について供与したいと考えている。
- ⑤ 巡回指導班の派遣については、巡回指導に関しては普通の調査団と同じ様に、出来得る限り、前回調査したものが、一番適任と思うが、人選の段階では必ずしも、そうならないのが現状である。しかし、前回と今回の展開が比較検討出来るような人を各省にお願いしたいと考えている。
- ⑥ 育種専門家については、協力の相手方のニードを考慮に入れつつ、また、瀬戸専門家やチェンマイに派遣している専門家の考えも、充分考慮に入れて適当な措置をとりたいと思っている。

(バンコク事務所長)

タイオイルシードラボラトリー協力について、

種子、油脂貯蔵庫及びオイルプラントの据付が一応完了し、又分析機器の開梱も、加藤専門家の派遣により実施され、一応体裁が整ったものの、下記のような問題点がある。

イ) 水の問題

現在、ラボは隣接のカセサート大学の給水塔より、給水を受けているが、水量及び水質の点で問題がある。ラボは、市水道の本営より可成り離れている

ため、市水道管敷設は予算・工事の点から不可能でありまたカセサート大学の給水塔も、大学への給水用としても不十分であるところから、オイルプラント及び分析試験用水の確保の点から、井戸の設置が望ましい。

また、水質については、オイルラボのボイラー用軟水（軟水でないとは爆発の危険あり）及び分析試験用の良質の水を確保しなければならず、そのための水質軟化装置が必要である。

したがって、水の問題については、可及的速やかに、井戸を掘るための予算をタイ側が確保することが先決であるが、軟化装置については、日本側が供与を検討するのが解決を早める方法と思料する。

ロ) タイ側スタッフならびに、日本人オイルプラントおよび分析専門家の問題
前記機材の据付には、わが国で3カ月間研修し帰国した者が、カウンターパートとして配属され、据付の促進化に非常に役立ち、また日本側としては同人が引き続き据付終了後は、プラント等の運転責任者として勤務するものと思っていたところ、同人は他の課へ配属されることになり、またプラントに配属される者は、ただ一名のみであることが判明したので、当事務所より、タイ側に同人の継続勤務方、申し入れるとともに、最小限3名の技術者が、プラントに配属されるべき旨申し入れた。

しかし、他方プラントの運転には、危険物を取り扱うこと、及び原材料によって処理過程が異なるため、少くとも、5～10年の経験が必要とされているので、タイ側の人員配置が当方の申し入れの通りに実現されたとしても、当分の間（4年間ぐらい）運転指導の専門家の派遣が必要と思われる。

また、分析については、タイ側スタッフの配置は、7名であり、加藤専門家の派遣により、赤外線分光光度計他2種の科学分析機器及び他の試験機器を使用しての分析技術の指導を開始したものの、スタッフ能力は充分でないため、タイ側のスタッフを一定のレベルを持つ技術者に育てるまでには、引き続き分析技術指導専門家の派遣が必要である。

ハ) その他

- a) さく油工程の Expeller の交換および、さく油工程の試運転
- b) 分析室の配線
- c) 種子、油脂貯蔵庫の修理、調整——トランス TR-2 及び冷凍機 No.1 が作動しない。

d) 補助オイルタンク(屋外)の設置——現在オイルタンクには付属しているタンクは200ℓであり、40ℓ/分のパワーがフル回転した場合、5時間しかもたないため、400ℓタンク(ギヤータイプポンプ付)の設置が必要である。

e) さく油室の排気工事

f) 避雷針の設置

(奈須室長)

- ① イ) について、井戸の設置は、あくまでもタイ側で処理すべきものと考えらる。
- ② ロ) について、本プロジェクトについて協力する以上、当然しなければならぬものと考えるが、予算的には、何とか流用してでも協力を行ないたい。
- ③ ハ) について、機材は一応供与したといっても、補充資機材の必要があるので、最低必要、特に最も重要と思われる機材の供与が望ましい。

(ジャカルタ事務所長)

- ① 初めて、大使館とOTCA事務所が協力して、インドネシアにおける合同委員会会議を開催した。その席上、農業総局長は、東部ジャワプロジェクトについて、よくわからない。したがってこれについては今後どうして生産があがらず、また、輸出が伸びないかについて、皆んなで検討しようと言っていた。

勿論、当初はうまくいっているようであったが、何年もやっているうちに、輸出量も増えない、生産もそれほどでもない。これは東部ジャワの耕作面積70~80万haの中で6,000haについて協力しているため、全体には影響を与えないものと判断される。これは、当初R.Dで、例えば生産から調整、市場流通、輸出までと、広範囲の目的を設置したことによるのではないかと。

その点を今後検討する必要がある。

- ② 機材供与の問題については、以前は何んでも供与を受けるといった姿勢であったが、現在では、インドネシア国で調達できる。例えば、セメント等は自分の方であるから、日本側はインドネシア国で調達できないもので、協力に有効な機材を供与して欲しいといっている。今まで供与された機材の中で、例えば、乾燥機などは、大量に供与されたが、使われていない。したがって

インドネシア国の現状をよく検討して現地の実状に即した機材の供与をした方がよい。試験的なものは、2～3台位にして、実際に使用して有効ならば再検討することにする方がよい。

インドネシア国側も機材については引き取り費用を負担するので、その方がよいことは勿論である。

- ③ 広瀬専門家の件は、よろしく検討願いたい。
- ④ 来年1月中旬に開催される予定の農業プロジェクトリーダー会議に東部ジャワプロジェクトチームを参加させる意向はないか。

以上についての回答又は所長の示唆。

(奈須室長)

① については、昨年協力期間を延長した時点で今後の協力量針について、当然検討しR・Dにもり込まれている筈と思う。勿論、東部ジャワ州の全耕作面積に比し、我が国の協力の範囲は極めて小さい。協力の態様について検討の余地はあるにしても、今まで過去4年協力してきた実績を東部ジャワ州全体の生産量の伸びと輸出量の増大とに転化するのには、協力の実態からいって無理があると思われる。

農業協力の効果は直ちに効果があるものではない。この点を充分見極めて協力の効果が出るように検討したい。

- ② については、機材供与は、協力に必要であり、現地の農業事情等に適合する機材を供与するのが適当であると考えている。従って、今後は充分その点を考慮したい。
- ③ については、広瀬専門家の任期延長問題は、所長の意向を充分考え、また、広瀬専門家の意向も考慮しつつ、早急に処理したいと考えている。
- ④ については、農業プロジェクトリーダー会議には、当然出るべきであると考えている。しかしながら、当リーダー会議は農業協力部の主管であるので、農業協力部と協議して、正式メンバーでなくとも、オブザーバーとしてでも参加させたいと考えている。勿論、参加費用については、でき得る限り、予算上措置したい。

Ⅶ-9 日本青年海外協力隊事務局長・国内センター館長との懇談会
本懇談会では下記事項についての意見交換等が行われた。

1. 研修員に対するゼネラルインフォメーションの徹底について
 2. 研修員のリクリエーションについて
1. 研修員に対するゼネラルインフォメーションの徹底について

(国内センターより海外事務所への希望)

(内原国際農業センター館長)

- (1) 個別研修から集団コースに移ったインド・カシミールの研修員について、
本国との交渉で2週間位で片付いた。

その際、現地政府との交渉に骨折れた在外事務所の働きに感謝する。

- (2) 当センターの場合来日研修員で、ゼネラル・インフォメーションを読んできた者は、半数位であり、4割位の者がみていないようである。2割位は出発前
に発覚し実際にみたという者があるが、GIは、センターと研修員との唯一のつ
ながりになっているものであるから、時間的な余裕をもってGIに目を通せ
るよう海外事務所が側面から援助して欲しい。

当センターでは、タイの研修員だけは、1カ月以上前からみているようであるが、他の国の人も1カ月位前に受けられるようにして貰いたい。

なお、今年は受入決定次第、本人にセンターの生活等について直接連絡しようと考えている。

- (3) 病気等でやむを得ず中途帰国せねばならぬ研修員もたまには出てくるが、
本国での健康状態の検査を充分行い、3カ月や半年の研修に耐え得る健康状態
で来日してほしいと考えている。

- (4) 夫婦であることが受入後判明した研修員がいるが、原則はあくまで配偶者
を伴わないという事なのでこの事を徹底させてほしい。

(名古屋国際センター館長)

カントリー・レポートを作成してくるよう、研修コースによっては要望してあるが、窯業コースの場合は100% きている。

A. フォームに添付しろという指示に従っているところをみると、GIを読んでいると思われる。今年度の場合は、GIの送付がおくれたので、やむ得ず直に連絡をとった。

(サイゴン事務所長)

研修員選定には充分注意しているが、所長の目をかすめる事もあるので、内原センターの夫婦者のようなケースのあった場合は参考に経緯等情報を流してほしい。

(バンコク事務所長)

GIは、極力、本人が事前に余裕をもって目を通せるよう努めている。

(マニラ事務所長)

フィリピンにおいては、GIについては、渡す時点が少々ずれた場合もあったので、今後はそのようなことをないよう注意したい。

2. 研修員のリクリエーションについて

(海外事務所よりセンターへの要望)

(テヘラン事務所長)

研修員にとっては、日本をみて、日本を知るという事が、日本での研修をより意義あるものにすると思う。従って、研修員に日本人とより多く接し知る機会を配慮するという事。具体的に云えば、ホーム・ビジットや旅行等の機会を多く持たせる必要があると思う。この点、各センターの現状はいかが。

(東京国際センター館長)

東京センターでは、研修員のためのバス・ハイクを1月に一度行なっている。ホーム・ビジットについては、自分の家に招待したいという人が事業団本部でも5人程申し込みがあった。理事長宅でも“日本語講師養成コース”の研修員のホーム・ビジットを行なった。

(理事長)

外国人のホーム・ビジットの引き受け手を見つける事に苦勞するのは、日本人の家庭では、①もてなしを重く考えすぎる、②言葉の問題、③一緒に遊ぶ方法を知らないという点にあるようだ。

(名古屋センター館長)

研修員の性格にも、非常に積極的な者と消極的な者が居り、リクリエーションとしては、ホーム・ビジットが良いのか、研修旅行が良いのか判断に迷う。

研修員の中には、どう考えているのかつかみにくい者もあり、いろいろむずかしい。

(大阪センター館長)

当センターも、ホーム・ビジットについては、名古屋センターと同様の悩みを持っている。自宅提供者は、昨年地元の茨木市長の世話で40~50件あったが、こちらの手間が大変だった割に、その反響は必ずしも良くない。

研修員はそう満足しているようでもないし、ホスト側の人達から見れば、期待

していた外人とは少々ニュアンスが異なるという気持もあるようである。今年度は、やるかどうか、現在考えている状態である。

(名古屋センター館長)

習慣の差異によるものであって、感謝の気持がないという事ではないと思うのだが、帰国してから、葉書一枚来ないと受入先にいわれた事もある。

アフターケアと云うか、行なった後、お礼の手紙を出せるようにするとか、後の処置まで考えて行なわなければいけないと思う。

(日本青年海外協力隊局長)

各センター館長より、日本をよく知らしめるという目的での研修員のリクレーションの話があったが、協力隊員のその種のことについて一言述べると、現在、訓練所では、隊員が興味のあるテーマ例えば、“明治維新と日本人”とか“日本の漁村”というテーマによって、10人一組位でチームをつくり、各々のチーム毎にセミナーをやり、共同行動をとって、そのテーマにあった旅行をしてくる。帰ってからの報告会をみると熱気があって、実に真剣だ。

当方としては、隊員と同業種、同分野の研修員が、こうした真面目なムードを缺さずに参加してくれるのもいいのではないかと思っている。

こうした機会も、研修員にとって、日本の社会や文化、日本人をよく知り得るチャンスと思うし、隊員にとっても、異質を平行して研究し理解して行けるチャンスにもなる。但し、その場合研修員には、あくまで真面目な人の参加を希望したい。

添付資料 1. 各海外事務所長のステータスおよび特権免除一覧表

事務所名	名称	地位・身分	特権免除
バンコク	O. T. C. A. Bangkok office	宮本所長 … 痛センター調整員 熊岸所員 … 道路センター調整員	(1) 納税義務の免除 (2) 着任後6ヶ月以内引越荷物の輸入税免除 (3) 自動車輸入税(1台)の払戻し (4) 酒、煙草、食料品の輸入税払戻し(年間1,400バーツ)
ニューデリー	O. T. C. A. New Delhi office	公館の Non-Diplomatic staff	(1) 所得税免除 (2) 引越荷物輸入税免除 (3) 煙草、酒、自動車の免税なし
プノンペン	O. T. C. A. Phnom-Penh office	メコン開発計画調査調整員	(1) 所得税免除 (2) 引越荷物の輸入税免除 (3) 自動車輸入税免除
マニラ	O. T. C. A. Manila office	Resident Representative of O. T. C. A. Colombo Plan Liaison officer	(1) 所得税免除 (2) 引越荷物、事務所備品の輸入税免除 (3) 自動車の1年間保税輸入
ダッカ	O. T. C. A. Dacca office	Resident Representative of O. T. C. A.	(1) 所得税免除 (2) 着任後6ヶ月以内引越荷物(自動車1台含む)の輸入税免除 (3) 酒、煙草免税(1ヶ月100ルピー)
ジャカルタ	O. T. C. A. Djakarta office	Colombo Plan Expert	(1) 所得税免除 (2) 引越荷物の輸入税免除 (3) 自動車輸入税免除
シンガポール	O. T. C. A. Singapore office	Resident Representative of O. T. C. A.	(1) 所得税免除 (2) 引越荷物、事務所備品(自動車を除く)の輸入税免除
ナイロビ	O. T. C. A. Nairobi office	Resident Representative of O. T. C. A.	(1) 所得税免除 (2) 着任後3ヶ月以内引越荷物(私用車、公用車各1台事務所備品)輸入税免除
サイゴン	O. T. C. A. Saigon office	Resident Representative of O. T. C. A. Colombo plan Liaison officer	(1) 所得税免除 (2) 引越荷物(自動車1台、事務所備品を含む)輸入税免除
テヘラン	O. T. C. A. Teheran office	公館の Administrative and Technical Staff	(1) 所得税免除 (2) 着任後9ヶ月以内引越荷物(自動車1台を含む)輸入税免除

添付資料 2. 各海外事務所長からのレポート

任国における今後の技術協力の方向

昭和47年10月

ジャカルタ海外事務所長 杉山 亨 造

(1) 任国の動静

一般問題として旱バツによる農作物の不作及び電力不足が社会問題化してきた。今年インドネシアのジャワ島、特に西部、中部ジャワ、南スマトラ、及び南スラウエシーにおいて乾期の雨量が異常に少なく、又、雨期の訪れも遅く、ジャカルタにおいては、6月初旬より10月中旬に至る4カ月半にわずか3回30MM程度の降雨量があったのみで5～7年に1回といわれる旱バツにおそわれている。

このため、ジャカルタより東約110キロに位置するジャジブール水力発電所(1965年フランスの経済援助で建設発電能力125,000Kw)の発電能力が約5割程度に低下し、この結果、電力供力の約7割をこの1カ所の水力発電所に頼っているジャカルタ市は9月中旬以降深刻な電力不足に見舞われ、その深刻さは今後益々悪化してくるものと予想される。

このため現在ジャカルタ市は毎日16時間置きの計画停電が実施され、市内の目抜き通りをはじめ、住宅街、商店街、工場、生産活動、社会活動、日常生活全般にわたって多大の影響が出はじめてきている。

このため、交通信号は止まり、事務所のエレベーター、Copy Machineは機能を失い、病院のレントゲン、歯の治療は停止し、ホテル、映画館の客は激減し、一般家庭では種々の電気器具の使用不能はもとより、水道及び井戸水のポンプアップが一定の時間に限定されているため、水の不自由も生じてきた。

電気の利用は都市に限られ、国民の一部及び外国人に多大の影響を与えている。いえ、社会全般に与える経済的、心理的影響は無視できなくなっている。

電力不足解消の見通しは今後の降雨次第であるが、10月中旬になっても未だ降雨の徴候は見られず、今後担当期間この旱バツは続きそうで、このためジャカルタの大規模停電及び水不足は12月から来月の1月頃まで続くものと思われる。

インドネシア一般国民の停電に対する反応は予想外ににぶく、文明の恩恵をあまり受けない自然の生活に根を下している一般大衆への生活上の影響はそれ程深

刻ではない模様である。

むしろ今後深刻な社会問題となる恐れのあるものは長期の旱パツのため米、トウモロコシ等の農作物とこれに伴う重要生活物資の値上り傾向であり、1971年度の物価上昇率は2.5%といわれているが本年度はかなり上昇するのではないかと予想され、事実米の価格は1カ月前は上等米で1キロ80ルピア位であったが、現在105ルピアに上っている。又、砂糖も1キロ70ルピアから110ルピアになった。また、1政府は今年度は公務員に対する1カ月間のボーナスは支給しないことに決定しており、インドネシア経済の基盤の脆弱性を露呈している。

(2) 任国の技術協力に対する要望

- ① 今まで日本に対して技術協力要請事項の中で懸案プロジェクト (PIPE LINE PROJECTS) の優先的実施を要望
- ② 職業訓練センターの設備
- ③ 投資前基礎調査団の派遣
- ④ 研修員の受入数の増加
- ⑤ 教育及び医療分野における技術協力の強化

(3) 任国の技術協力の状況等より有効と思われる任国における技術協力の方式および今後の技術協力の方向。

技術協力の方式には色々あるが、インドネシアのように過去350年間オランダの植民地の地位に従属し、その愚民政策を強いられ、近代的教育、科学、技術を長い間取得する機会を喪失したインドネシアは産業、経済、教育、文化、医療等全ての社会分野における低水準が顕著で近代的産業の欠除によるものもあるが技術者、管理者層がうすく、人口は過剰で失業者は街にあふれているのにも拘らず近代社会を支える有能な技術者は反面非常に不足している。

以上の背景から見て、インドネシアに対する技術協力の方式は研修員の受入、専門家の派遣、海外協力センター、投資前基礎調査、機材供与と全ての種類の技術協力は必要且有効と考えられる。

今後の技術協力の方向としては1974年から始まる第二次5カ年計画の動向を十分見守ることが重要で現在未だ政策検討の段階で具体的内容は未決定であるが、重要政策項目としては、電気、道路、かんがい等のインフラストラクチャーの拡充強化、雇用政策上から輸出指向型の労働集約産業、特に中小企業、竹細工、ハンディクラフト等の育成振興及び一部重工業産業の開発 (石油、メタル工業) 等が重要対象と考えられる。

任国（イラン）における今後の技術協力の方向

テヘラン海外事務所長 長 沢 幸 敏

10) 当国の動静

イランは政治的には一応安定しており、このため第4次5カ年計画もほぼ順調に進み、政府としては来年3月から始まる第5次5カ年計画を現在策定中で、これが実施の諸方策を検討している段階である。しかし、この安定は力によって押さえられているもので、時々各所で反政府主義者による小規模な爆発や警官への攻撃があり、これがため警察力は極めて強大で、これに加えて秘密警察の組織があり、日夜警戒にあたっている。秘密警察は一部の高官を除いてはどこに配属されているのか見当がつかず、一説によれば官庁、会社、デパート、学校はいうまでもなく、タクシー運転手や乞食にもこれが配属されているということである。この徹底した警戒のため、殆どの反政府運動の企みは事前に阻止されているようである。我々外国人が外国語の新聞を読み政府の役人と話をしている限りにはイランは非常に安定した国とみえるが、これは無理にこう作っているというのが実情で、一般民衆が現在の政治に満足している訳では決してない。一般民衆の不満は主として経済的なものであり、その一つは物価が最近急激に上昇していることである。これに対して政府が適当な施策を講じないことに不満が集中している。

輸入品には、高額の関税がかかるので、一部の金持を除いては、国民は品質の割には価格の高い国産品を使うことになる。家賃もテヘランを始めとして大都市では非常に高く政府機関職員のほかは公営アパートに入居できぬため不満を持ち乍ら高い家賃を支払っている。

イランでは強い階級制度はないが、貧富の差が激しく、一部の富裕階級は日本の上流階級に比し、はるかに優雅な生活を営んでいるが、大部分は街にかざられた商品を横目に伝統的に貧しい生活を強いられており、これが不満の底流をなしている。

一方、政府としては極めて意欲的に5カ年計画を数次にわたり作成して実行に移しており、第4次5カ年計画では重化学工業を中心として開発にあたっているが、最新の設備や技術をとり入れるべく先進諸国と提携して計画の推進をはかっている。しかし難を云えば、この計画のもとに生産された製品はコスト高で、徹底した国産品保護政策のもとでのみ国内販売が可能となっている実情であり、開

発計画が真に国民全体の生活に役立つかどうかは第5次5カ年計画の成果にかゝっているといえよう。

第5次計画では第4次の重化学工業化に加え、農業部門の開発にも重点をおく考えとのことである。8月下旬テヘランで開催された日イ投資会談でも石油化学、鉦山開発に加え農業開発にも日本企業の投資が検討されており、イラン側の日本への期待は非常に大きいものがある。5次5カ年計画の進展とともに日本の技術協力に対する要請も益々増大してくるものと予想される。

(2) 当国の技術協力に対する要望

1. 要望する分野

イランは我が国に対し殆どあらゆる分野の協力を要望しているが、外務省担当官によれば、特に次の分野に対する協力を期待している。

イ 医学、衛生 ロ 電気通信 ハ 農業、灌漑
ニ 測量 ホ 港湾

2. 協力の方式

イ 研修員の受入れ

a. 集団コース

当国への割当ては殆どすべて1人であるが、次のコースは先方は複数受入れを希望しているので、将来は割当数を増やすことを検討したい。

農業関係（稲作、農機具、土地改良、家畜衛生、農業普及、養鶏、
農林統計、農業協同組合、かんがい、排水）

医学関係（公衆衛生、結核対策、家族計画、結核外科、がん対策、
微生物病）

電気通信（マイクロ、ウエーブ、衛星通信、電気通信幹部セミ、
郵政幹部セミ、電話交換、搬送電話、TV放送管理）

その他（測量技術、港湾工学、麻薬取締、刑事司法行政、犯罪防止）

b. 個別受入れ

分野によっては個別の方が効果的なものもあり、またタイミングの関係で、個別の方が時宜に即した協力が可能な場合もある。しかし、従来残念乍ら集団が優先的に考えられ、年度後半にならないとめどがつけられないのは遺憾である。現在いくつかの要請があり、あるものは本省にとりついでいるが回答がない。

c. センターカウンターパートの受入れ

当国には電気通信研究センターとカラジ訓練センターがある。電通センターには日本人専門家が10名おり、また協定期間中カウンターパートの訓練を行なうと先方は解釈しており、当然のことながら日本での研修を希望している。専門家が日々訓練することも重要だが、設備の整った日本で受入れるのが最も効果的であるので、一般の募集と別わけて受入れの実現を計りたい。カラジについてはプラスチック、金型等の分野で指導員の研修を希望しているが、一般のコースは他省との競争があり、むずかしいので別わくとして取扱うことゝしたい。

ロ 専門家派遣

現在要請のあるのは進行中のものを含めて次の通り地震（2～3名）、港湾（4名）、公衆衛生（1名）労働行政（1名）、プラスチック（1名）、醸酵最初の3件は今年度実施の見込み

ハ 調査団

シスタン地方農業協力・・・・・・現在要請のあるものではカラジセンターと並んで最も規模の大きなもので、予備調査団を派遣し、結果にもとずいてパイロットファーム等建設について協力する。先方はすでに予算計上済み、この他電力調査団派遣の要請もあるが、農業を優先させたい。

ニ 技術協力センター

（電通センター）

協定期間終了後期間延長の要請ができるか否か不明だが補充機材のほか研修員受入れを前向きに検討したい。（カラジセンター）新規4部門（建設・家電・繊維・印刷）への協力要請あり、全部門への協力は莫大な予算を要し、既設センター整備費では不可能であることら、協力の可否決定及び協力の具体案作成のため予備調査団派遣の必要がある。

以上、イラン政府よりの協力要請を列記したが、最近の傾向としては殆ど何かのプロジェクトの一環であるため受入れ派遣などで直ちに協力を開始する要のあるものなので、日本に取次いだ場合回答の遅いのを待切れぬケースが多い。

(3) 当国における技術協力の状況等より、有効と思われる技術協力方式及び今後の協力の方向

1 技術協力の状況

当国には現在13名の専門家が派遣され、この他に今年度派遣され、すでに帰国した専門家が8名おり、更に今年度内予定される専門家は調査団も含め約10名となっている。研修員受入れは今年度内に約80名になるものと思われ、我が国としてはかなりの協力を行なっている。しかし、他の先進国の対イラン技術援助と比べるとこの数字は大きなものではない。特に大きな援助を行なっているのは米国、ソ連、西独、フランス、英国で地理的に我が国より近い為もあって極めて積極的に協力している。当国には石油、ガスのほか地下資源があることに加え、東西の接点でもあり、政治的配慮からの援助協力もあり、外国からの援助に馴れすぎている面もある。またイラン人の中には自国が後進国と考えていない者も多く、新聞でも良い面を常に強調し、まずい面はあまり扱わないため、実際以上に一般民衆はイランが進んだレベルにあると信じている。このため協力の仕方によっては反応を示さぬ恐れがあり、当然協力の内容、方法を充分検討し、当国の実情にそくし、且つ先方の満足をえられる協力をする必要があるとなってくる。

2 有効と思われる協力方式及び今後の協力の方向

1にのべたとおり、イランには先進国が進んで協力する傾向があり、どんな協力でも喜ぶとは限らず、当然協力の質が問題になってくる。我が国が協力する場合今後特に留意すべき点は次のとおりである。

イ 協力の対象を慎重に選ぶこと。

当国は外国からの協力をまとめる機関はなく、外務省が窓口となっていて、次々と要請を送ってくるがこれらのどれが最優先であり、また有効な対象となるか判明しないことが多い。従って要請が出された場合この背景をつぶさに調べ、本当に協力すべきかどうか慎重に検討する必要がある。

ロ 協力の対象を減らしても、ある程度まとまった協力をする事。

当国に限っては何でも協力すれば相手が喜ぶというのは見当違いで、真に必要なとするところに十分に協力してこそ意味がある。中途半端な協力をする、他の先進国がとって代ることもある。また一般的に当国では外国からの援助の規模が大きいので、協力する以上は思いきった協力をしないと、成果

もあがらないし、感謝もされない。調査団の派遣でも、ただ、レポートを出しただけでは不十分の場合もあり、資金協力と結びつけることも必要である。

ハ 協力のレベルを考えること。

当国は一般的にヨーロッパの影響が強いため、分野によってはかなり進んだレベルにあり、先進国に留学したり、学界に出席したりして最新の技術を見聞している者も多く、このような場合には最新式の機械設備を供与するほか最高レベルの技術をもって協力しないと、協力の意味がないこととなる。

ニ 日本が協力するに適した分野をえらぶこと。

日本といえどもあらゆる分野に万能ではなく、分野によっては他の先進国の方がより協力の与え手として適している場合もあり、このような場合は我が国が協力する必要はない。特に日本が適している分野を選んで協力すれば効果も自然にあがることとなる。

ホ 長期的展望に立った協力をすること。

当国は幸い政治的に一応安定しているので、一時的な協力でなく、かなりの期間じっくり腰を落付けて協力することが可能であり、また必要である。専門家派遣でも、効果があるとの見通しがあれば何代にもわたって派遣することになればその影響力は大となり、成果もあがると思われる。また、可能な限りカウンターパートの研修を日本で行なうことにすれば、その効果は倍増すると思われる。特にこの国では人との結びつきが重要な要素で、日本を知った者が居れば専門家も困難なく任務を遂行できる。

ヘ 単発の協力に加えて、いくつもの要素を盛り込んだ一つのプロジェクトの一環として協力を行なうこと。

単独の専門家派遣や研修員受入れも、それなりの効果はあるが、一つのプロジェクトに対し、専門家派遣機材供与、研修員受入れ等を組合せて一環した計画のもとに実施できれば効果的である。このためにはタイミングが重要で、本部の現在の機構を若干改善する必要がある。

ト 機材の送付を迅速に行なうこと。

当国は日本からの機材送付にはあまりよい状況とはいえない。コーラムジャー港入港後引取り多大の時間を要し、過去には専門家が帰国する時機材が到着したケースもあり、これでは全然意味をなさない。

イランでの機材引取の迅速化があまり期待できない現状では、我が国での

購送業務を急ぐ以外に方法がない。指導科目によっては機材なしでは全く効果のあがらぬものもあり、場合によっては専門家の到着前に機材が到着するよう取計らうことも必要である。

任国（ケニア）における技術協力の今後の方向

ナイロビ海外事務所 村上素彦

ケニアは1963年12月12日の独立以来、海外からManpowerを求めること急なものがあつたが、その後経済的独立を目指して第一次5カ年計画を経て、現在第二次5カ年計画（1970～1974）を実施中であるが、この第二次5カ年計画の目途とするところは国民1人当りの収入を1967年のKS43（KS1=US\$2.80）から1974年にはKS55に引きあげる。家族収入（平均6人）で云えばKS270からKS345に引きあげる。第1次5カ年計画にはKS430Million（うち開発計画はKS87Million）を支出したが第二次5カ年計画予算はKS720Million（うち開発計画はKS180Million）でその財源は87%は国内で外国よりの財源は13%である。開発計画予算にのみついて云えば外国よりの財源は50%を占めている。

教育の面でみれば1974年には、小学校卒は毎年250,000人、中学卒は30,000人となる見込である。ここで問題となるのが、Kenyanizationの傾向である（ウガンダ、タンザニアではAfricanizationの傾向が一そう強い）。

現在、外国人によって占られるPostは減少の方向にあるが、長期間の訓練、経験を要するHigh Levelの技術分野に於ては、人材が不足しており将来とも不足するであろう。

ケニア政府はWork Permitのきびしい規制により外国人縮小の政策をとっており、外国人によって行なわれていた仕事は必要な訓練をつんだケニア人によって、とってかわられている。従って政府は訓練教育機関の拡充、新設に重点を置いており、1982年までには長期間の訓練を要するものを除いてほとんどのProfessional technical postはケニア人によって占められるであろう。

医療の分野に於ては1974年までに450人のdoctor 1800人のNurse 750人のMidwifeが訓練されるが、これではなお不足を補うことは出来ない。

技術協力について云えばケニアは短期間のManpowerの不足を補い開発計画を実施するために外国国際機関から技術援助をうけており、これらは中、高レベルの技術の不足を補うもので、これらのpostは実際の経験、実習が必要であり、技術援助はケニアの若い人達が外国からの経験者とともに仕事をして実際の経験を得ることである。

現在、ケニアは18カ国から技術援助をうけており、年間KS 5 Million を援助国は支払っており、国際機関KS 2 Million とあわせてKS 7 Million が技術援助のため年間使用されている。

技術援助の人員構成は Expert (含 Advisar)、英国の Volunteer Service Aide Scheme (OSAS) および Volunteer の3種類よりなる。

OSAS	1,461人	51.5%
Expert	749	26.4
Volunteer	629	22.1
Total	2,839	100

各分野で見ると教背関係が53%、農業関係が10.6%、医療が7%となっている。

ケニア政府は、第2次5カ年計画の実施にあたり技術援助の受け入れについては次の点を考慮している。

- 1 ケニア人が技術援助の post に適用出来ないか。
- 2 技術援助の人事の有効な方法で利用されているか。
- 3 技術援助の人事が local officer の開発発展と調和しているか。

要するに第2次5カ年計画の初期において技術援助の人数のピークとなりその後は減少せしめる傾向にある。

これを各分野にわけてみると

教育・訓練：－

中学の教師の必要は減少する。但し、商業、職業技術訓練の教師の必要性は増大する。又、大学における教師の必要性も増大する。

農業・牧畜：－

中高級技術者、農学、獣医、水文、農業経済は必要である。

医療：－

Doctor Medical specialist の不足はひどくとても技術援助でカバー出来ない状態である。

建築：－

Engineer Architect の面で必要

Police local Defence：－

Advisar 程度

Cooperatives : -

ほとんどNordic cooperative project であり増加の必要はない。

Settlement

協力隊員の農業計画も一応すみ減少の傾向

Vocational Management training : -

現在の技術援助のほとんどが職業訓練学校機関に対する人および機材の提供の方式によっているか、本件は第二次5カ年計画でも優先性をもち今以上の援助が必要である。

General Rural Development : -

現在計画の段階程度

日本の技術協力はどの分野が有効であるかと云えば医療および教育職業訓練の分野であると思われる。ケニアの主要産業は農業、観光であるが、農業はTransport, irrigation 等むずかしい問題もあり、資金的にも大きすぎるし、観光は技術協力の対象としてはかけはなれている。従って必要性、将来性からみて医療・職業訓練が適当と判断される。

職業訓練の分野ではナクールセンターをすでにケニア政府へ引き渡してあるが、その他労働者の中にNational Youth Service (NYS) があり、ここに現在専門家2名(工作機械1名 自動車整備1名)が職業訓練の指導にあっているがここに対する援助を重点的に行なうことは有効と思われる。

医療はナクールの病院はかなりの評価をうけており10月23日オープン予定のケニアツタ病院ICU部門も期待をもたれている。

しかしどの分野に於ても同じであるがケニアは決して押しつけの援助は好まない。すなわち、小規模でもいいから質的にすぐれたものでなければならぬ。充分な調査と慎重な人選により内容のある援助でなければ、むしろやらない方がよいと云える。援助してやると云うのでなく相手の人と一諾になって協力すると云う思想をつらぬくことこそ必要である。

任国における今後の技術協力の方向

シンガポール海外事務所長 後 藤 教 基

(1) 任国の動勢

近年のシンガポール経済は極めて順調に発展してきているといえる。1966年より1970年までの平均経済成長率は14%台といわれ、インドネシアとのコンフローテーション、マレーシアよりの分離独立および極東英軍の撤退……国内総支出の15%をしめる基地収入の減少、約3,700万ドル(1969年)……といったかすかすの困難な問題をのりこえ上記の如き高い経済成長をとげたという事実は淡路島位の土地(しかも地下資源は皆無)と200万人の人間しかないという点から考えると誠に驚嘆に値するといっても過言ではない。

これらの順調な発展をとげつつあるシ国経済については他国にみられないいくつかの特色がみられるが、大きくとりあげると次の3点となる。

イ 輸出指向型

過去の中継貿易の歴史をふまえあくまで輸出にたよらなければ自立できない点である。これは隣国のマレーシア、インドネシアがまずなんといっても原料供給国であり、国内にて育成中の工業化政策も輸入代替産業の育成をまず目指しているのに反し、シンガポールでは外資系の進出企業についても、まず高度の技術を要し輸出を目的とするものという条件がつけられ、国内の工業化の目的も輸出産業の育成にポイントがおかれている。

したがって貿易の当国経済にしめるシェアは極めて大きく71年のGNP70億シン国ドルに対し同年の輸出入総額は約140億シン国ドルと2倍もの数字を示している。

(なお、71年度の輸出は53億シン国ドル、輸入86億シン国ドルであり、このうち日本は対シ輸出18億シン国ドル、輸入4億シン国ドルでありシ国の貿易相手国の第1位をしめている。)

ロ 外資導入型

華僑を主体とする商業資本の産業資本への転化が思わしくないことおよび技術面の立遅れ等もあり当国の工業化達成のためには資本、技術の両面において外国の援助協力が是非とも必要であるとして、政府は外貨の導入を歓迎している。

現在外資系企業は企業数において25%、生産高において69%、雇傭労働者

数においては55%をしめるにいたっている。

ハ 外部依存型

国内に資源のないこと、労働力特に高級技術者および単純肉体労働者が不足していること等の理由により原料の輸入再加工に加えて高級技術者については外資系企業、単純肉体労働者についてはマレーシアからの移入にたよらざるを得ない。

マレーシアよりは年間約6~7万人、短期移動をいれると約10万人が流入してきているといわれている。

次に順調な経済発展の理由はなんであるかという点と次の4点を指摘することができる。

イ 工業化の成功

経済開発局（EDB）の設置、経済拡大奨励法の制定、ジュロン工業地帯開発計画、開発銀行の設置、労働法の整備等のかずかずの施策に示される如く、マレーシアよりの分離独立後は1972年の極東英軍の撤退を目前にし、慢性的な失業問題をかかえたシン政府は人民行動党（PAP）の安定政権をバックにとにかく工業化しか自活の道がないと懸命に努力したことが大きな原因となっている。

ロ 石油開発基地として成功したこと。

近年のインドネシア周辺を主とする海底油田開発基地として、地理的にも港湾設備等のインフラが格段に優秀であるという利点から開発基地としての機能を十分に果たし、年間約2億シンドルが流入している。企業数は外資系を含め200社である。

ハ 観光事業の振興および建設ブーム

船、航空機等の交通路の中継点として地理的にも有利であること、ホテルの設備、部屋数が隣接国と比較しなんといっても優秀であること等の理由により観光客が年々増加すると共に国際会議場としての特色を十分に活用している。

また、外資系企業の進出、政府 Housing Bond による Gavi Flat の建設（目標15万戸、本年11万戸完成）等による建設ブームもまたその一因となっている。

特に観光事業は中継貿易の不振をおぎなっており、また貿易収支の赤字補填の大きなシェアをしめている。

ニ インフレ抑制の成功

1960年より10年間の物価の値上りは13.6%といわれ年平均は1%台である。

また政府の完全雇傭政策のため賃金の上昇は実質上行なわれず72年5月の国民賃金審議会（本年設置）の年率8%の引上げ勧告をまっして現在引上げを検討中である。

税金についても1966年以降税法の改正はおこなわれておらず増税なしという状況である。

今後のシン国経済政策の主要点は次の通りである。

イ 生産基地としてのシンガポール

政府の工業化の3大目標は石油精製、造船、およびエレクトロニクス産業である。

石油精製については、世界の4大メジャーが進出し72年は日産40万バレル、74年末には100万バレルを目標としている。100万バレルは日本の日産バレルの約1/6である。全生産高の23%をしめ輸出にしめるシェアも25%をしめ、日本、タイ、香港、オーストラリア、ニュージーランドが主要輸出相手国である。

造船についてはわが国のIHIとの合併企業、Jurong Ship Buildersだけである。（72年度までに14,500トンのフリーダム型2隻建造済。）

エレクトロニクス産業については世界的大企業はほとんど進出済であり、その数約50社といわれている。

ロ 集配・流通センター

部品供給基地を目指すもので、すぐれた港湾設備倉庫を活用したいというものである。

現在キャタピラー社の対東南ア・中近東地域の部品供給センターが活動中であり、わが国関係では、三井東庄の肥料があげられる。

ハ 金融センター

アジアダラー、自由金市場を始めとして、政府はNumbered Account制度の採用等を計画中であるが、安定した政治、治安のよさ、および華僑資本の存在は金融センターとして魅力あるところである。

ニ 海運センター

コンテナ・ヤードの完成を含め、シン国の港湾設備は極めてよく整備され、

通信面においても全世界各地と昼間交信できるという利点を十分に活用すべしとするもので自国船舶の新造に力をいれらると共に税制面での考慮も含めリベリア型の便宜置籍国方式の採用を検討中とのことである。

ホ 観光センター

特にASEAN諸国との協力のもとに査証発給関係を含めマレーシア・インドネシアへのStop over 基地としての開発を期待している。

(2) 任国における技術協力の状況

イ 日本および第三国の経済協力

シンガポール政府の上述の如き、経済発展の実績をみてくると、なかんずく工業化への力のいれかたと共に特に自助努力の極めて高いことがわかる。中立化および等距離外交を一枚看板にしている当国政府にとって工業化のために必要とされる資本についても、先進国のひもつきを極度に警戒し工業化は民間ベースでというのが基本方針であるかに見受けられ、また世銀アジ銀よりの借款に重点をおいているのが特色である。政府ベースの経済協力は旧宗主国イギリスが群をぬき英軍撤退の見返りとしての5千万ポンドの援助(25%は贈与、75%は無利子借款)は別にしても、1970年においては贈与借款とも約2千7百万米ドルという多額の協力をおこなっている。

わが国は1967年の血債処理として820万米ドルの無償協力、1970年第一次円借款として同じく820万米ドルの協力をおこない、現在第二次円借款を検討中(但し当地Straits times 10月2日付記事によれば3,500万シン国ドルが決定したとのことである。)との趣である。

累計実績額では日本は、1970年末で575万米ドルで英国につき以下西独の順となっている。

その他国際機関からの経済協力としては世銀が発電所建設等のために1億米ドル、アジ銀が7,400万米ドル、これは空港港湾施設のため、をそれぞれ融資している。

技術協力の面においては、研修員受入れ、専門家派遣ともイギリスを始めとして、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの英連グループが強く、1970年末にてこれら英連邦グループにて研修員受入れ557名、専門家派遣105名となっている。

なお、政府発表によれば1971年度のシン国国民所得は1,300米ドルと1,000

米ドル台をこえ、アジア地区では日本につぐ高い数字をあげている。これに対し、イギリスを始め英連邦諸国内においても果たしてシンガポールが開発途上国といえるかどうか疑問をいだくにいたり、カナダにいたっては、カナダとしては国民所得が1,000米ドルをこえた国は先進国であるとみなして、研修員受入れをストップした事実がある。

但しオーストラリアおよびニュージーランド2カ国は自国の安全保障につながるとしてオーストラリアは電話等特別な分野での技術協力を実施している。

(3) 任国の技術協力に対する要望、および今後有効と思われる任国における技術協力の方式および今後の方向

イ 常にいわれていることであるが、効果的な技術協力を実施するためには、相手国のニーズを適確に把握することがまず必要といわれている。当国の場合すでにのべてきた如く先進国の進出はいちぢるしく投資環境は群をぬいているといわれている。

即ち

- (1) 政治の安定
- (2) 労働者が勤勉であること。
- (3) 政府が能率的でクリーンであり、かつ合理的であること。
- (4) 英語が公用語であること。

といった当国独自の利点があげられる。

その結果、政府も工業化は民間ベースでということになりこの面での技術訓練も各企業ベースによるものが主流となっている。

当国のニーズを適確に把握するには、どうしたらいいか、当国もまた、高い経済発展の一面弱点、欠点がないとはいえない。相手の弱点、欠点が相手国のニーズにつながってくると判断してある程度まちがいはないものと思ひ。

その弱点としては次の諸点があげられる。

- (1) 土地がせまく、資源が何も無いこと。
- (2) 人口が多すぎること。(人口密度が高い)
- (3) 人口が多い半面人口の50%が19才以下であり、高級技術者等のマンパワーに不足している。

これに関係し当国の政府筋では、72年9月の総選挙の結果、リー首相のひきいる人民行動党が全議席65議席を独占し、しばらくは安定した政権下に現在の

工業化が進められていくと共に、現在の土地・資本の状況からみて1978年までは現在のテンポで開発は進むであろうが78年以降は鈍化するであろうという見解を示すものが少なくない。ちなみに具体的目標としては経済成長率年率10%増、工業生産率は年率20%増を目指し工業人口は50万人を期待している。

外資導入による工業化も78年がひとつのポイントであり、その後は自国資本・自国の技術による工業化を図ることが必要であるということであろう。

ハ したがって当国で現在最も必要とされるのは技術者の養成である。政府もこの面においては特に力をいれており具体的には、シンガポール大、南洋大等の大学工学部等理科系教授、学生、設備の増員および拡大、拡充を図ると共に、シンガポール工科大学の拡充とあわせ、Workerの養成機関としてのVocational Instituteの整備をおこなっている。

特にVocational Instituteは現在製図、機械木工、窯業等といった部門において集中的な現場教育を実施しており、数にして9校、対象生徒数は約5,000名に達している。

ニ 次に政府が力を入れているのは完全雇傭の問題とも関連し、公共投資、社会開発部門である。

主として世銀、アジア銀よりの借款による発電所、貯水池の建設であり、その他政府資金による低所得者用住宅の建設、病院、学校の建設である。

ちなみに1961年～65年の第一次経済開発計画では全予算9億3,600万シンゲドルのうち35%にあたる3億3,800万シンゲドルを投入し、1966～1970年の同第二次計画においては17億3千万ドルの29.1%の5億400万ドルを投入している。現在進行中のなかのわが国の協力している分野は都市緑地化計画の分野である。

なお、低所得者用住宅については1970年6月現在111,000戸が完成し、約66万人が入居している。

ホ 新たな問題として、日本同様、工業化の進展と共に新らしくクローズアップされてきたのが公害の問題である。1968年の環境衛生法の制定にしたがい1972年9月の総選挙後の新内閣組閣にあたっては、新たに環境衛生省が新設され、業務をスタートした。同省大臣にはリー首相、ゴー国防省、トー蔵相につぐ実力者といわゆるMr. LIMが任命され政府もこの分野に力をいれていることがうかがえる。

ヘ 現在公式、非公式にシ側より協力方の意向打診あるものうち大型とみられる

ものには、無償協力では南洋大学理学部への機材供与、技術協力では都市共同溝建設計画がある。これら現在の案件をみ、かつ上述の如き事情をあわせ考えるならば、当国への今後の技術協力の方向としては次のことが考えられる。

即ち対象分野については

(イ) 教育

(ロ) 都市計画

(緑地化計画、交通問題、道路下水関係等)

(ハ) 公害関係

の3点に絞られるのではないかとと思われる。

(イ)の教育については日本語に関しては10年余の歴史をもち、すでにしっかり定着した感が強く、理科教育についても明年1月派遣の高橋教授をむかえ4人目ということになる。

当国の大学はシンガポール大、南洋大、シンガポール工科大、および義安カレッジがあるが、特に必要とされる理科系の教授陣は約200名のうち95%が外国からの客員教授であり、大学の学部に対する人材、教材の面での総合的な協力を今後検討することが必要ではないだろうか。

職業訓練施設であるVocational Instituteについても研修員受入れを通じての協力がより必要であることはいまでもない。

(ロ)の都市計画分野についてはジュロン日本庭園、北川専門家による緑地化計画等あり、わが国の協力分野としては歴史もあり、かつ実績のあがっている分野であるが、先般シ政府PWDより協力方打診のあった共同溝建設計画の如き、道路、下水、電気、ガス、電話ケーブルを含めた総合計画に対し調査計画策定および設計にいたるまでの分野につき、コンサルタント業務を実施するような協力が今後とも望ましい。

(ハ)公害関係については、1968年の環境衛生法の制定、1972年環境衛生省の発足と、当国がその歩みを一步進めた段階にあり、また具体的には先進国の技術について学びはじめた、これからの分野である。PPTCの協定終了(1972年10月14日)後、メッキ部門の野中専門家がシ側の強い要請により1年間CP専門家として残ることになった直接の原因はメッキ工業の廃水、汚水処理について指導を願いたいということにある。工業化の発展に伴い遠からず公害問題の発生することは目に見えておりこの分野における日本の協力が必要とされるゆえん

である。

協力対象分野については上述の通りであるが、方式別としては、オーソドックスな研修員受入れおよび専門家の派遣がやはり長期的にみて一番効果的ではないかと思われる。但しポイントになるところはあくまで継続的に協力することで、調査団等の派遣にしても帰国したらそれで終りということばで効果測定以前の問題である。わが国の技術協力はよく受身の協力、即ち相手国の要請あることがまず必要であるといわれているが、私の考えでは相手国が継続して要請せずにはいられなくなるような協力をまず実施することが必要であり、幸い当国は特に政府機関が誠に合理的、能率的であるため政府の考え方をかなり明確に示してくるし、相手側の評価もはっきりしている。

けっして大型の調査団を派遣する必要はないし、毎日毎日の研修員の研修、および専門家の指導がつみかさなり、その結果、正当な評価をうけているし、また、当国政府としてもそういう目で見ていると確信できる。当国はすでに述べた通り自助努力は極めて高く、上記3分野について日本の協力を期待させる方向にもっていくこと、相手の意識を開発してやるのが是非とも、特に今後必要である。

任国における今後の技術協力の方向

サイゴン海外事務所長 河 西 明

我が国の南ベトナムに対する技術協力の方向を探るに当っては、これと深い関係を有する当国の近年における一般情勢を把握しておくことが、まず大切と考える。

すでに周知の如く、ベトナムは過去20数年に亘り戦争状態を続けており、そうした中で、主として米国からの膨大な援助に支えられつゝ現在に至っている。本来ベトナムを軍事、政治、経済、文化等の各方面からとらえ技術協力との関連性を探り出すべきではあるが、こゝでは特に関係の深いと思われる経済の動向をとらえ、こゝ2・3年をふり返ってみたい。

1968年のテト攻勢の時点において、ベトナムの経済情勢は最悪の事態に立ち至ったが、その後言わゆる平定計画の進展等に伴い、民政もかなり安定し、その結果、経済的にも徐々に回復の道をたどり、今年はじめには、ようやく発展への足がかりをつかむ段階にまで達することが出来た。具体的には、農産物等の生産の伸び（米は生産高633万トンに達し、ほぼ自給出来る段階に達した。また、他の作物は3%~15%増、魚13%増、木材62%増など）、インフレの鈍化（69年41%を示した物価上昇率は、70年には30%、71年には15%におさえられた）、貯蓄高の増加（240億ピアストルから540億ピアストルへ）、外貨準備高の増加（2億ドルから2.5億ドルへ）などが挙げられる。また産業振興の為、サイゴン近郊のピエンホアに工業団地を設置し、各企業の誘致を行い、工業生産も2.5%の伸びを示した。このようにかなりの改善がこゝ2・3年の間に行なわれたにも拘らず、貿易収支、財政赤字は改善されず（1971年度においては2,350億ピアストルの歳出に対し、歳入はその約80%にすぎない。また年間約8億ドルの輸入に対し、輸出はわずか1,200万ドルに止っている）。GNPに対する輸入依存度は約30%にも達した。

かかる局面を打開するため、1971年11月に政府は、経済、財政の改革を目的として、為替レートの改訂、輸入自由化、関税率の改訂、投資法の設定、賃上げ、徴税強化等一連の処置をとる一方、ベトナムの経済開発計画の策定及びその推進に大きな役割を果たす諸外国からの援助・協力の調整機関として、国家計画、開発省（Ministry of National Planning & Development）を新たに発足せしめ、産業経済の立て直しを図ろうとした。ところが本年3月末始まった北の大攻勢の結果、この気運も出鼻をくじかれた恰好となり、経済の回復も一頓座をきたしてしまった。

ただ現在では多少回復のきざしは見受けられる。いずれにせよ、今後ベトナムの
和平がどのように進展するかは予測しがたいところではあるが、和平の到来如何
に拘らず、ベトナム経済の建て直し、及び今後の経済開発は強力に推進せねばならず、
その為には諸外国からの援助・協力がより一層求められねばならないであろう。

上述の如き事情から判断すれば、ベトナムにとって緊急且つ重要なことは、ベ
トナム経済の安定であり、開発であることは自ら明かである。かゝる意味において、
諸外国からの各種の援助（ないしは協力）がより一層求められる訳であるが、そ
の中でも言わゆる経済援助（ないしは協力）が重要な割合を占めることになる。

さて我が国のベトナムに対する協力は近年特に経済協力（有償・無償とも）に
重点が置かれ、言わゆる技術協力は、過去十数年に亘り細々と続けられて来た感
が深い。ここ最近の経済協力を一通り眺めてみると、有償協力としては、ダニム
水力発電所の建設、チョークアンディーゼル発電所の建設、カントー火力発電所
の建設、サイゴン首都圏電話網の拡充、などが挙げられるし、また無償協力とし
ては、難民住宅建設、緊急援助物資の供与KR食糧援助、チョーライ病院全面改
築及び医療機具の供与、孤児職業訓練所の設置等が見られる。ベトナム政府はこ
の他にも我が国に対し、サイゴン、ロンヌエン両市の水道建設、サイゴン市清掃
施設の拡充、カントー大学農学部、新校舎建設、ファンラン地区灌漑計画等広範
な分野に亘る援助、協力を要請してきており、これらはすべて経済協力の分野に
属するものと言える。

このように、ベトナム側の我が国に対する期待は経済協力の分野にその中心が置かれ
ていることが明確であるが、一方言わゆる技術協力の分野においては、一般通常
の専門家派遣要請、機材の供与要請、研修員の受入要請等を別にすれば、現在の
ところ上述の経済協力のみに匹敵するが如き具体的プロジェクトないし要請は、ごく
わずかしき見られない。参考までに現在我が国が実施している技術協力は、チ
ョーライ、サイゴン両病院に対する医療協力、カントー大学農学部に対する教育協力、
サイゴン大学における日本語指導、IMC TV スタジオ建設に伴う教育TV部
門への協力、養蚕専門家の派遣等であるが、数少いとは言え、これらの協力はお
おのその意義があり必要に応じ継続的に実施されるべきものである。

以上の如き現状を考えれば、我が国の経済・技術両分野における協力が、米国の
援助規模縮小とあいまって、今後益々ベトナムにより期待され且つ要請されると考
えられるが、こゝでは経済協力は一応別に置くとして、すでに述べたベトナムの経済

情勢、経済開発推進の意図、現行の我が国の経済・技術協力の状況等より判断して、今後の我が国の技術協力が、どのような方向に向けられるべきであるか、又、それはどのような方式に基づき実施されるべきかについて、私見を述べてみたい。

I 方向

(1) 経済協力との連携を強化する方向で技術協力が為されるべきである。即ち有償・無償による協力だけでは、そのプロジェクトが十分に機能できないであろう部分を、技術協力でもって積極的に埋めてゆくことである。例えば従来も多少行なわれているが、基礎調査を充実して行なうとか(実例としてはファンラン地区灌漑計画、水道プロジェクトなど)協力の結果出来上った施設を十分に生かすため、その保守、運用に必要とする専門家の派遣、現地スタッフ養成のための国内研修等を実施するとか、必要消耗品を一定期間供与するとか(今後考えるべき事例としてはチローライ病院改築後の病院運営のための全面援助であろう)が考えられる。

従来経済協力と技術協力は全く別個のものと考えられ、両者の結び付きなどはあまり考慮されていなかったきらいが有るが、今後はプロジェクト策定時において、両者の分担をあらかじめ明確にしておき、ちぐはぐな援助とならぬよう心すべきであろう。

(2) 現在準備がすすめられている国家開発計画が策定された暁には、この計画を十分に検討して、その線にそって必要な技術協力を行なう方向を打出すべきである。

(3) その国の経済、産業発展に直接の寄与は行なわないが、国づくりの根本として欠かすことの出来ない分野、例えば医療、教育、文化等の方面での協力を志向すべきではなからうか。かゝる分野における協力は、その性質上当然相当に息の長いものとなるであろうから、実施に当っては、十分な検討、準備が不可欠となるが、こうした協力は、まさに技術協力の本領を発揮し得るものである。

(4) 上記(3)と関聯して、これも技術協力の独壇場であろうが、各分野における人材の養成を本格的に行ってはどうか。即ち開発途上国の常として、当国においても、技術者、医師、教育者等の人材が極端に不足しており、しかもその養成は遅々として進んでおらず、その結果各部門での開発計画を推進するに当って

の大きな妨げとなっている。また行政官の養成も急務であり、優秀な人材の不足が援助の効率化を大きく妨げていると言えよう。このような現状を十分に把握して、各分野での必要な人材を計画的に我が国が養成する（今までのような単発的なものでなく）ことを考えては如何。

- (5) 一般論として言えば、我が国の技術協力は、「人と技術の提供」という考え方からか、あまりにもミミッチイ。その予算の執行はあまりにも杓子定木であり、わずかの予算の範囲内でやりくりをして当座をしのごとといった協力が多すぎると思われる。従ってせつかくの協力も中途半端に終らざるを得ないことが間々見受けられる。かくの如き事態を避けるには1件当りの予算を大巾に増やすこと（例えば携行機材費）や、その弾力的運用を認めること（例えば、クーラーは医療機器でないから供与出来ない等と言わないこと）などを今後の大きな方向として取り上げるべきであろう。

さて、上述の如き方向で今後の技術協力を推進してゆくとして、具体的にはどのような方式が望ましいのか。

II 方式

- (1) まず丸抱え方式を採用すべきである。我が国が開発途上国に対し技術協力を実施する場合、或る程度まで、相手国の自助努力を求めることは、それ自体間違っていないであろう。しかし、現在では開発途上国と一口で呼ばれている国々の間にも、すでに大きな格差が存在しており、自助努力をどの程度まで求めるかについては、国により、またプロジェクトにより異なってしかるべきである。これまで我が国が先方に求めて来た自助努力は大むね画一的であり、相手国の実情をあまり考慮しなかったと思われる。従って今後は、協力の時点において、自助努力を求めることが相当に困難であり、時には協力そのものが他方では彼等の大きな負担になることが明らかであり、その為、協力そのものの効率的な実施を妨げることが十分に予測される場合には、建物の供与、運営費の援助等を含めた丸抱えの協力を実施すべきである。もちろん、こうした協力に踏み切るには、国内体制の確立がまず必要であり、同時に先方との関係にあっては、慎重な検討の上にてたてられた計画に従い協力期間を明確に設定し、この期間終了時において、先方政府に百パーセント引継がせ得るより十分な配慮をもって協力を推進してゆかねばならない。

(2) 次に重点協力方式を採用すべきである。即ち一國に対する技術協力は、あまり欲張って総花的にならぬよう注意し、有効なプロジェクトにしぼって重点的に実施すべきである。例えば医療協力の場合、現在実施しているサイゴン・チローライ両病院以外にも、多くの医療施設が何らかの協力、援助を必要としているであろうし、また出来ればそのような所にも協力の手を差しのべることが望ましいが、限られた予算の範囲内で何ヶ所もの病院等に対し協力することは、ひいてはどのプロジェクトをも中途半端なものに終らせてしまうおそれがある。十分にある訳で、それならば、むしろ1~2の限られたプロジェクトに対し重点的に協力の手を差しのべることにより、我が国の技術協力を効率的たらしめ且つ実のあるものとする事が出来るであろう。ベトナムにおいては、現在実施中の各プロジェクトをまず育てあげ、相手国に手渡せる段階にまで持つてゆくことが第一である。

(3) 具体的な協力の形態としては、言わゆるプロジェクト方式（協定、交換公文等により、明確に協力期間、協力内容等が取極められているもの）に重点が置かれるべきである。プロジェクトの実施に当っては、両国間の取極めの範囲内で、専門家派遣、研修員受入れ、機材供与等あらゆるかたちの協力を包括的に実施し、これによりプロジェクトを育て、ゆくことが出来る。国内的にも、当初よりプロジェクトとして策定した場合、予算の確保等も、個別専門家の派遣で細々とつないでゆくよりは、より容易に行ない得ると考える。例えばIMCに対する教育TV協力などは過去の経緯から止むを得ない面があったとは言え、元来個別専門家派遣事業としては、とても十分な協力を行ない得ない性格のものであったことは明らかで、当然プロジェクトとして推進されるべきものであろう。また現在1名の専門家を派遣して実施中の養蚕分野での協力は、今後大きな発展が望まれるものの一つであろう。即ち、ベトナム政府は、輸出振興の一環として養蚕業の育成、発展を重点的にとりあげようとしており、すでに農業省では養蚕開発5ヶ年計画を策定し、自国の予算にてその第1歩を踏み出したが、本計画遂行のためベトナムは我が国の協力を要請してきており、これなどは、今後小型センター方式によるプロジェクトとして取り上げるべきものではないかと考える。

もちろん上述のプロジェクト方式以外に、これまで実施してきた各種の協力の形態もまた存続してしかるべきである。しかし、これら種々の形態の協力が

今少し有機的に結びついた方向で実施されることを考えてはどうであろうか。これは国内体制にも問題があるので、何らかの改善が望まれる。

以上、今後あるべき技術協力の姿について考えてみた訳であるが、最も肝心なのは、事態は常に流動的であり、従って我が国が技術協力を実施する場合にも、十分にその現状と将来を見極め、適格な判断のもとで、柔軟な態度でもって、その方向を定めてゆかねばならないであろう。

任国における今後の技術協力の方向

バンコック海外事務所長 官本 守也

(1) 任国の動静

1. 1960年代の回顧

1960年代におけるタイ経済は、大きな困難に見舞われることもなく、順調な発展を続けた。とくに、先進諸国などからの資本の流入や1965年頃からはベトナム特需収入などにより国際収支が好調と維持するなかで経済基盤の強化が着実に進められた。こうして永い間、米中心の農業と華僑中心の商業が経済活動の柱であったタイ経済にもようやく近代化への胎動がみられ、それがしっかりした足取りで進められた時代であったと云えよう。

変化の動向を例示的に述べると、

- 1) 米以外の農産物の開発が進み、メイズの生産は10年間に5倍余に増産されるなど農業の多様化が進行した。
- 2) 工業部内では外資との提携による工場建設が進み国内生産の裾野を広げ国内供給をねらいとした工業化が進展した。
- 3) 製造工業での雇用労働者が増え、所得向上のインパクトとなった。
- 4) 国民は輸入品を通じ近代的な工業品に馴染むようになり、消費生活面での意識変化が行なわれた。例えばこの10年間でテレビの輸入は約8倍、乗用車は12倍（金額ベース）になった上、組立てを主とした国内生産も開始され年々増産傾向をつづけた。
- 5) 道路建設がめざましい勢いで進み運輸の中心は船や鉄道からトラック輸送にかわり、商品と住民の地域間移動が急速に高まり流通面で著しい改善がみられた。このような経済構造の変化は国民の努力や海外からの協力により促進され実現されたのであるが、同時に政府の経済開発に対する姿勢が大いに寄与していることを見落すわけにはいかない。タイ国の経済開発政策をみると、いたづらに経済発展に効率的な工業化への夢を追わず、地道な農業開発や人づくり、地域格差の是正に重点をしほりながら着実に工業化への道を歩んできた。それは1961年に策定された第一次経済開発60年計画、1967年の第二次経済開発50年計画が明確に物語っている。この11年間、国は産業の基盤として農業の近代化や社会資本の充実、人的資源の開発に重点をお

いた国づくりに専念し工業の発展は民間の自由な創意と工夫に委ね、政府は後方から援助していく仕組みをとったのである。

工業化のための政府施策としては、産業投資奨励法がある。この法律は1954年に制定され、その後数次にわたる改訂が行なわれ、1962年のサリット革命時に全面的に改正され、これがタイの工業化の原動力的役割を果たしてきた。産投法のねらいは、農作物を除いた大部分の商品が、海外からの輸入に依存し、貴重な外貨を流出している現状から脱却するため外資の流入を促進し国内に産業をおこすことになった。そのためかなり広範囲にわたる業種の進出企業が各種の優遇措置と保証とを受けて、タイ国内で自由に生産活動ができるように配慮されている。

このねらいはタイ国の政治的安定、経済的好環境などもあって見事に的中し、1960年代におけるタイの経済発展は順調に進展し輸入構造は大巾に改善された。わが国からの企業進出もこの期間に集中しタイの工業化に大いに貢献している。

このようなタイの工業化の軌道が国内需要を国内生産でまかなおうとする輸入代替型であったため、国内市場を対象とした小回りのきく小規模企業が多く進出した。したがって生産量の拡大には自ら限度があり、かつ後続の同種進出企業の生産もこれに加わるなど、年を追うごとに生産体制の強化にはいくつかの難問が出はじめた。すなわち、先発の進出企業は生産規模を拡張するための増資をするとその持ち分にクレームがついたり、生産を増大するためには海外に新たな市場を求めなければならないといった傾向が1960年代末には強まってきた。この間、政府の輸出促進の意欲も積極的に打ち出されたが、現実問題としては必ずしも実効をあげる政策に結びつかず、進出企業側としては輸出に対する強い関心はあっても具体的な行動をおこしにくい状態にあった。

1960年代におけるタイ経済は、こうした道程を辿ってきたが、1969年には再び貿易収支において5億ドルを上回る大巾赤字におちいり、さらにベトナム特需の減少もこれに拍車を加え、国際収支はこれまでの黒字基調から急激な赤字基調へ転落するなど様相を一変した。こうした対外面からの圧迫により、順風満帆で進んできたタイの経済発展にもかげり現象が強まり経済運営の軌道修正が余儀なくされた。政府は1969年8月にいたり、これまでの工業化の方向を転換することを閣議決定し、今後の工業化は輸出指向型、国内原料開発型に改めることにしたのである。

こうして順調に発展を続けてきたタイ経済は1960年代の終りに新たな岐路を

迎え、その打開を1970年代に託したのである。

2. 1970年代の課題と展望

1) 最近のタイ経済の変化

1960年代を順調に進展して来たタイ経済は1960年代末期に至り、次第にそのテンポを弱め、更に70年代に入ってこの傾向は一段と強まった。こうした傾向をもたらした要因は種々考えられるが、その主因は国内の工業開発や消費需要の増加を反映して輸入が急増したのに反し、輸出の停滞（とくに米の国際価格の値下りと輸出不振）ベトナム特需の減少及び民間外資の進出頭打ち等からくる国際収支の悪化が挙げられよう。

こうした局面を解消しようとタイ政府は国内の景気抑制政策を取る一方関税引上げを行なって輸入を抑え（1970年7月）様々な輸出（特に工業製品）の振興策を打出している。

2) 今後のあゆみ

これまでのタイの工業化は輸入代替に重点をおいて進められてきた。しかもこの輸入代替のための工業化もほぼ一巡し、繊維製品や家庭電気製品などの一部ではオーバードプロダクション気味の状態になっているといわれ、今後は工業製品の輸出を考えるべき時期にきている。今後の輸出工業としては労働集約的な軽工業部内のほかに長期的には石油化学、鉄鋼等資本集約的重化学工業が考えられよう。

資源が乏しく、国内市場が狭隘なタイで輸出産業への転換の道と歩むには、いくつかの問題がある。

特に大型装置産業ともなると巨額な資本と高度な技術を必要とし、これらは当然外国に依存せざるを得ない。またそこで大量に出産される製品の販路は当然海外に求めざるも得ず、すでにこれら製品と輸出している先進国との競合問題を起きてこよう。

更に最近抬頭してきたナショナリズムは合併企業のタイ側マジョリティ要求となって現われ、タイ国内での資金調達能力を考えると当然今後問題となろう。

タイ政府は当面の輸出産業育成の方向として既存工業の能率的な運営を計ることに重点を置いているようである。しかし、これまで高い関税をかけて国内産業を保護してきただけにこれら産業が国際競争力をつけて輸出産業に育つのは容易ではない。調査によると第三次5カ年計画が終了する1976年頃のタイ

国経済の見通しに対するアンケート調査によると、工業製品の輸出はある程度増大するものの貿易インバランスを解消するほどのものではなく、過去に蓄積した外貨は減少するだろうとみており、総合製鉄所や石油化学工業などの重化学工業化の方向へよりやく踏みだした段階となるだろうとみている。

また諸外国の対タイ向け投資は減少し、逆に近隣諸国への投資増加の傾向が出はじめているが、タイでは依然日本の投資シェアは上昇し、諸外国を上回るだろうと予測している。

3. 日本の役割

1970年代の海外投資は従来とけた違いの大きさで進行するものと思われ、1件で1億ドルをはるかに上回る規模の投資が行なわれることとなり、投資国に対する経済的影響は極めて大きなものとなる。したがって今後の海外投資に当っては相当慎重な配慮が望まれるところである。しかも、発展途上国の産業構成改善のパターンは何れも大同小異でその求める投資対象は似たりよつたりのケースが多い（例えば石油化学、鉄鋼等）。しかし今後はこうしたことを改め、単に一国の目先の必要性にとらわれることなく広く国際的な場で長期展望の下で産業構造のあるべき姿を想定し、各国共通のパターンを追いかけるのではなく、それぞれが分担し合い型の投資が望まれる。またこういった分担の投資メカニズムが何らかの形で確立される必要がある。現在発展途上諸国が先進国に農産物であれ、工業製品であれ輸出しようとするれば何らかの障壁にぶつかる。先進諸国は単に経済協力を押しすすめるばかりでなく、こうした国からの農産物及び工業製品の輸入障壁を除去する努力も当然しなければならないだろう。

4. 第三次経済社会開発5カ年計画

タイ政府は、1971年9月に終了した第二次5カ年計画に引続き同年10月から第三次5カ年計画を発足させた。同計画の基本骨子は次の諸点である。

- 1) 経済構造を調整し、国民の生活水準の向上をはかる。
- 2) 国家経済の安定を維持する。
- 3) 地方農村の繁栄をはかり、所得格差の是正に努める。
- 4) 公序良俗を維持する。
- 5) マンパワーを開発し、就業の機会をふやす。
- 6) 開発事業における民間、私企業の役割の増大をはかる。

これに要する総資金は1,000億バーツであり、部内別の資金配分は教育を最重

点とし、次いで運輸通信、都市開発、農業の順となっている。この資金調達に当っては政府予算の依取度を第二次計画よりたかめ、外圍借款および外国贈与の比率を低くしている。日本からは約2億ドルが予定されている。このように政府は今後の5カ年間に経済開発の基礎となる教育に力を入れ国民総生産を実質年7%ずつ上げるとともに人口増加率を2.5%におさえて1人当り所得の増加を高めるよう計画している。

5. 国政評議会 (NEC) の出現について

1971年11月17日午後8時タノム元師は全国向けラジオ放送をもって「National Executive Council が午後7時、タイ国全土の支配権を掌握した」旨の布告第1号を発表しそれ以後数々の布告を公布し強力に施策を進めてきたが事態は極めて平穏であり、市民生活も何んらの混乱もみられない。

以下この時の動きをとりまとめてみると、

1) 事態の経緯

- (1) 1971年11月17日午後7時タノム元師の指導のもとに、陸軍、海軍、空軍、警察および文官よりなる国政評議会が国の支配権を掌握した。同日、午後8時11分全土にわたり戒厳令が公布された。情勢は国政評議会の完全な支配下にある。
- (2) 上記行動は国の内外での悪化する情勢とりわけ国家安全と王位への深刻な危機増大に対処するためにとられた。事態の悪化は権力の掌握ならびに適当な革命的手段の採用以外に解決の道はなかった。
- (3) 1968年のタイ国憲法は失効した。また上院、下院および内閣の機能と職責は終結した。
- (4) タノム元師を議長とする国政評議会は国の行政ならびに法令の施行に当る。各省次官は新政府発足までの間、各省の責任者としての職責を負う。
- (5) 国政評議会は法廷の独立のために努める。
法廷は法律にもとづき裁判と裁定を自由に下せる。
- (6) 外交団、領事団、国際機関ならびにタイ国に居住の外国人は保護される。
- (7) 11月17日午後10時50分 国王は国政評議会議長タノム元師、ブラパー大將、ポット氏、ブラサー大將及びタウイ空軍大將に謁見され革命の経緯について報告を受けられた。国王は国政評議会のとった措置が国家の進歩と安全をもたらすことを希望された。また任務遂行にあたり、調和と固

結を求められ、國政評議會議長が申し上げた努力の成功を希望された。

- (8) 國政評議会は特に國王に対する変らざる忠誠と献身とを誓い王位への支持を申し上げた。

2) 背景

タノム元師が自からの内閣を否定し、NECを結成その議長となり支配権を掌握した背景は何か。タノム元師が自からきずいた議会民主制から再び軍事政権へ復帰した狙いは一体どこにあるのか。新聞紙上で伝えられているところを総合すると次のようなことが考えられる。

- (1) 1972年度国家予算審議が遅延し行政に支障をきたすと共に国防費をめぐって緊張がたかまり、議員からも自己の利益のための予算要求が強く出てきた。
- (2) 議員の中には議会制民主政治に十分馴れておらずまた国会内外で政府の施策に対して妨害などの行為に出るものがあった。
- (3) 左翼政治家は学生、労働者、農民などを煽動したり、ストライキへの参加を呼びかけてきた。また犯罪が増加し、社会秩序が乱れつつあった。
- (4) 野党の力が強くその存在を無視できなくなっている。(例えばバンコック・トンプリ地区議員定数21名は全員野党が占めている。また1970年7月の関税引上げは、102対101票差でからも承認されている)
- (5) 与党(1969年選挙に76名当選、現在125名にふくらむ)の中にも派閥がふえ最近の中国問題については政府の慎重静観の方針に従がわなないものが出て来た。
- (6) 中国の国連加入がタイ国の300万人の華僑に与える影響が大いに懸念されている。彼らの動向如何によってはタイ国は重大な危機に直面しよう。
- (7) 国境周辺地区では、国外からの援助をうけた共産主義分子のテロ活動が引き続き活発化している。
- (8) 外務大臣の中国政策、経済大臣の「回顧録」出版などをめぐって閣内の意見が、大きく分かれている。
- (9) 内閣の構成が軍人出身12名、文官出身15名で双方の考え方や政策の重点に違いがあり、閣議決定に時間がかかりすぎる。(11月16日の閣議は激論が出、内閣総辞職を求めた文部大臣の要求が入れられず直後辞表を提出したとの説あり)
- (10) ポスト・ベトナムはタイ国経済に依然として深刻な影響を与えており、国内

景気も低迷を続け解決の兆しがない。

以上の様な諸々の困難な問題や流動する内外情勢に対処し、タノム元師はこの際、国家の安全のため迅速果敢な行動と断固した措置にふみ切り軍政復帰が先決と判断したものと考えられる。

6. 行政機構改革

1972年10月1日、国政評議会の布告により行政機構の改革が行なわれた。主な改革は国家開発省が解体され、各部局は他の省庁に併合された。

わが国の技術協力に関係のある省庁の改革は次の通りである。

- 1) DTECはPrime Ministers Officeへ移管。
- 2) Dept. of AgricultureはDept. of Riceと合併し新たにDept. of Agricultural Technologyとなった。
- 3) Dept. of Credit and Marketing Cooperativeは国家開発省より農務省へ移管されDept. of Cooperatives Extensionとなった。
- 4) Dept. of Highwaysは国家開発省より交通省へ移管された。
- 5) Ministry of Economic AffairsはMinistry of Commerceに改称。
- 6) Dept. of Commercial IntelligenceはDept. of Commercial Economicsに改称。
- 7) National Cancer Instituteは公衆衛生次官室から同省Dept. of Medical Services and Healthへ移管。

国政評議会は現在暫定憲法の起草を行っており、情報によると12月頃には発布される見込みであり、発布と共に議会政治が再び開始されることになるであろう。

(2) 任国の技術協力に対する要望

タイ国に対するわが国の技術協力の実績は年々増加し、昭和41年度の実績額266,720千円に対し昭和45年度の実績は652,878千円であり比率からみると昭和41年の100に対し昭和45年は244.8となっており、コロンボプラン加盟国中の援助国の中で我が国の占めるシェアは最大なものになっており、タイの経済社会開発に大いに貢献しており、日本の援助なくしては経済社会開発は困難であるといっても過言ではない。

わが国の援助の形態は当初研修員の受入れ、個別専門家の派遣が中心であったが、被援助国のニード及びわが国の開発途上国に対する援助増加のコミットメン

ト等によりその内容も農業、医療等プロジェクトベースのスケールの大きいものに量的及び質的に拡大されタイ官民の注目するところであり又今後の協力も期待する事も大きいところである。

1) タイ国は1971年10月より第三次経済社会開発計画を実施し、現在は2年目であるが、第三次計画の骨子は、端的に云えば、①農業の多角化。②職業技術教育強化③医療の向上であり、これらの三つの要素に対する援助を日本より得たいと要望している。

①の農業の多角化は即ち換金農産物5品（養蚕、エビ、大豆、畜産、トウモロコシ）の奨励増産であり、これは従来米作の単作は、米の輸出力が弱まり又収穫により農民の生活が左右されるため、これら換金農産物の栽培を奨励し輸出の増大及び収入の増大により、農民の生活が左右されるため、これら換金農産物の栽培を奨励し、輸出の増大及び収入の増大により農民の生活の安定を計ることを目的としておるところから、この政策に対する協力は非常に意義あるものであり、わが国は既にコラートの養蚕センター、チェンマイの大豆プロジェクトに協力を実施中であり、又エビについては先般調査団を派遣しエビの養殖の可能性についての調査を実施し、結果如何では新たな協力が開始される所であり、畜産についても口蹄疫研究所（ワクチン製造）の要請及び煮沸肉の輸出のための事前調査専門家の派遣に関する非公式要請がある。

②についてはモンクット王工科大学に協力中であるが、職業技術教育はタイ国が将来の科学技術振興に備え、国民に職業技術教育を浸透せしめるために今次50年計画において非常に力を入れているものであり、タイ国の次代を背負う若者に対する科学技術教育の実施は、非常に意義あるものであり、今後この方面の要請が増加するものと思われるが、要請としては、理科教育専門家の継続派遣2、新しい要請としては原型センター（バンコック）、技術学校（ターク）に対する協力要請が非公式になされている他新しい研修の形式として検討されている第三国研修をモンクット王工科大学において実施すべく検討中であるので近い将来この点の要請が提出されるものと考えられる。

③については現在協力中のものはガンセンター、ビルスセンター、ラマ病院（実験病理、眼科）、生薬であるが、新しいものとしては歯科技手学校、皮膚病センター、家族計画等である。これらの新しい要請は現段階では非公式のものであり、タイ側内部においても未だ十分に煮詰められたものではないが、タ

タイ政府の現局およびDTECにおいては第三次5カ年計画のTargetであるとして対日要請の最重点項目としているので近い将来において正式要請なされることであろう。

2) 研修員の受入れ

研修員受入実績は

昭和45年度	}	集団コース	92名
		個別	43名
昭和46年度	}	集団コース	107名
		個別	46名
		G G	1名
昭和47年度	}	集団コース	42名
		個別	21名
		G G	1名

であり、受入れ人数の面においては他の被援助国に比べ大きいものになっている。而し質的な面即ち効果の点から見た場合研修期間が短いこと、レベルの進った国の研修員と一語であること、タイ人の語学の不得意などから必ずしも効果があがっているとは考えられない。タイ政府は、個別研修コースの開設、日本での大学の長期留学をコロンボ計画の一環として実施方強く要望している。

特に長期留学については、現在文部省の留学生制度があるが、この選考試験は大使館が独自に実施しており、学生も一般公募であるため留学後はタイ政府に奉仕する義務もなく帰国後学生の多くは日本商社に勤務するなり、観光ガイドになるなど国に対する貢献度は低いものとして、タイ政府は評価していないのが現状である。

タイ政府の要望は高校卒成績平均85点以上の者をOpen Competitionで選抜し合格者を国家公務員に採用し留学中は諸給与を支払い留学後は国家に奉仕させることである。狙いは第三次5カ年計画にある職業技術教育の一環として不足している教員を養成することであり、帰国後は全国の職業学校大学に教師、助手として配属することである。ニュージーランドは既に4~5年前より実

施し効果をあげており、その波及結果は大きいものである。

3) 詳細な要望事項は現在タイ側でまとめ中であるので、受領次第送付することとする。

(3) 任国における技術協力の状況等より有効と思われる任国における技術協力の方式及び今後の技術協力の方向。

1) タイ国に対するわが国の技術協力の実績は量的にはわが国が協力を実施している対象国の中でももっとも大きい。協力の分野が総花的であり、モニユメンタリーなものが少ないためタイ国側へのアピールが弱く、今後の方向としては無償供与を含めた(建物の供与) Package なプロジェクトを選択し重点的に行なう方がより効果がある。

2) タイ国の経済開発においては、インフラストラクチャー部門の建設が不可欠である。特に本年4月12日タイ間の第二次円借款の取決めが署名され、1971年10月より開始された第三次経済社会開発5カ年計画の実施を援助することになり、今後5カ年間に総額640億の円借款供与が決定した。今次借款は現行為替レートで約208百万ドルにのぼる大型の借款でわが国がこれまで各国に供与した単一借款としては最大規模のものであり、またタイ側にとっても第三次5カ年計画に対し、二国内ベースで供与されるとみられる各々の借款の額としてはずば抜けて大きな額なものとなっている。

この借款を有効に使用し経済社会開発に寄与するためには技術協力において対象プロジェクトの予備調査、実施設計、施工管理、専門家の派遣、研修員の受入等を行なう必要がある。

今次借款対象プロジェクトで既に協力中のもの

- i 全国TV網計画
- ii チェンマイ水道計画
- iii サートン橋建設計画
- IV クロイヤイ発電所計画
- V 首都圏電話網拡張計画等がある。

3) 日本よりの長期専門家の派遣はおのずから制限があり、開発途上国の全ての要請に応えることは不可能に近い。専門家派遣に代る技術協力の最大の効果的な手段は研修員の受入れである。而し現行の集団コースのような短期間

ではなく、長期に亘って受入れること、集団より個別に重点を置く、待遇を改善するなどして、量より質に重点を置いた研修員受入制度の実施が是非共必要であるとする。

任国における今後の技術協力の方向

マニラ海外事務所長 山村 寛

1. 一般事情

- (1) 9月21日マルコス大統領により布告された戒厳令は共産主義者および、その軍事部門といわれている新人民軍等による現政府転覆を事前に防ぎ、ふはいた国家を救済して新しい国家社会建設を図ることを目的としている。

大統領による順次の指示により、この新国家社会建設の着手は比国政府をはじめとする再編成：不適格職員の辞任にみられ、また銃火器類所持の厳重なる禁止により平和社会の形成がはじめられているが、一方では政敵といわれる議員、左翼系報道者等は依然、官憲のもとに拘禁されており、一説には1973年に任期満了とされている大統領の政権への執着による今回の措置ともいわれている。いずれにせよこれが成功すれば、去る7月の異常連続豪雨により、国家経済にもたらした約5カ年といわれる後退（損害額は一説には20億ペソ以上といわれている。）の回復も含めて、新しい国家として生まれ変わることが期待されている。

- (2) かかる情勢のもとにあつて、行政府再編成（組織の整理、統合）の一つとして、対外援助窓口機関が近く改組されることになっており、現行の大統領府直属の国家経済審議庁は廃止され、新設の“National Economic Development Authority”で取扱うことが決定されている。

今後の改革によれば、上記NEDAの新設の他、経済社会開発施策、計画に関する国家最高の機関として“Economic Development Council”を設け、これらの採択についてのreview及びrecommendを行なうこととしている。

すなわち、これらの施策、計画の作成、実施に関するガイドたる明確かつ堅実な社会経済目標を設定し、統合した経済、社会開発政策、企画をrecommendし、大統領の承認を経て、各省に実施せしめることにしている。したがってNEDAはEDCへの助言機関であると同時に、施策・計画作成の実践ならびに調整機関といえ、その内にあつて対外援助要請、調整を行なうものとみられている。また現在協力中のコレラ、ポリオ撲滅計画の所管部局は比保健省内において検疫局より研究試験局へ移管が決定されている。

戒厳令の布告以来のニューソサイエティ建設、そして7月におそった異常集中豪雨と次々に起る困難から直ちに立上る第一歩をふみはじめたところである。

2. 技術協力に対する要望

上記一般情勢等を通じて次の諸点が要望されている。

(1) 洪水対策

洪水による災害復旧が現在急務とされており、基盤整備の弱い公共施設の改良、修復として道路、ダム、河川等インフラ部門への協力がまた洪水予防をも含めた生産改革として、溜池、灌漑への協力が要望されている。

(2) 戒厳令布告に伴うニューソサエティ建設

マルコス大統領は既に農地改革、農業協同組合の結成計画につき、関係当局にプログラムの早期作成を指示していることから、これらに関連した専門家技術者の要望が予想される。

(3) 技術協力と資金協力等との結びついた協力

本来的には技術協力が資金協力等に先行して実施されるが、対比借款プロジェクト中、マニラ・フラッド・コントロール・プロジェクト(7百万ドル)の実施にあたり、コンサルタント分野につき、わが方の技術協力を、また種子生産プロジェクト(1.3百万ドル)については、機械購入はローンで行なうにしても技術指導は技術協力をもって実施しての要望があった経緯がみられている。

次に現に技術協力推進中のパイロット・ファーム・プロジェクトに対して、昨年KR特別援助見返資金より50万ペソが投入され、予定より遅れていた同プロジェクトの道路、灌漑排水等の建設工事が目下順調に進められており、無償援助との結びつきによるプロジェクト推進に効果的であることが実証されており、本年も比側としては、これを期待している。

(4) その他

実施されている各種形態プロジェクト協力を通じ総体的に要望されるものは

ア 要請に対する早期実現化

イ 研修カリキュラムの比国向き水準の実施および個別枠の増加

ウ 機材供与の一層の量的拡大があげられる。

すなわち

ア 従前、比側よりの要請は国家経済審議庁、外国援助調整局で審議され、スクリーニングのうえの要請となっていることから、これらがニードと考えられ、その早期実現が望まれ、不可能回答は早目に接したいとしている。

胃腸炎個別研修員は既に本部研修をあきらめ、他国にて、その研修を了

している。

イ 当国職業教育の中心機関である比工芸大学職員の本部（OTCA）研修の場合、カリキュラムのレベルアップ特に集団コースの内にある場合は、その中にある期間、個人の水準にあった技術研修の供与を望んでいる。

また、個別枠の増加について個別研修が、わが方協力のプロジェクトに中心をおいていることから、その枠の拡大を要望しているものである。

ウ 研修員フォローアップ並びに専門家派遣との組合せの機材供与の量的拡大が叫ばれている。職業訓練教育の実施にあたり、開発された高度の機械でなく、本部関係機関において使用済であっても、十分可動するものであれば供与を望んでいるし、既に2カ年間のフォローアップが決定されている、コレラ・ポリオ対策等についても、コレラ対策としてはより多くのラボラトリー機材を、また特にポリオ対策等においては、比側が従来のワクチン供与も望むところ、これが自給自足体制確立を図りたいとしており、必要とする研究機材の供与を専門家の派遣とあわせて熱望している。

3. 技術協力の方式、方向

- (1) かかる情勢、要望を背景として、比側のニーズにあった協力を、プライオリティをふまえながら一環した大規模な協力が望まれる。すなわち、洪水対策もしくは、ニューソサエティ建設に対するわが方の協力は、わが国が既に十分に経験をつんでいることから得意な分野であり、開発計画の見直しが必要であれば、この調査、勧告から実施にいたるまでの総合的な協力が必要と思われる。またプロジェクト協力を実施する場合、環境整備（医療、厚生、教育等施設）を先行せしめ、これにたずさわるわが方専門家の協力が十二分に発揮し得るよう配慮が必要である。
- (2) 技術協力が人材の養成、人と物との結び合せにより、その効果が長期的な観点に立った場合、資金協力は即物的短期に効果がみられるところ、資金協力プロジェクトに占める技術協力分野について、わが方の技術協力を実施することによって、相手側財政負担の軽減をもってわが方援助資金のより有効な利用が期待され、効果的な協力の方向と思われる。
- (3) 技術協力の実施にあたり、カウンターパート・ファンドもしくはセンター方式にみられる土地建物の提供という自助努力は、特に当国における農業パイロットファーム・プロジェクトおよび家内小規模工業センターにみられた、

カウンターパート・ファンドの欠乏が主因となった道路、かんがい、排水等の建設もしくは建物建設、台風災害による建物復旧の遅延にみられるごとく、その間のおが方専門家のロス（金額及び時間）を考えた時莫大な損失、非効率的な協力方式といわねばならず、今後の大型プロジェクト推進にあたっては十分なる調査のもとに、当国の自助努力特に資金面については期待することなく必要とするイニシアル・コスト（必要の場合は不動産供与までも含める）を技術協力の中に準備して速やかな且つ効果的な事業実施が望まれる。

(4) また今後の方向の一つとして、当国の諸条件を研究のうえ一業種につき、徹底的な大規模協力を行ない、これを周辺近隣諸国の地域モデルセンターとして、域内における中心的機関の役割を果せしめることは地域内連帯意識を育成するとともに平和共存達成にもつながり得るのではないだろうか。

この場合施設をも含めて、わが方より協力を行ない、十分な機材施設のもとに研修の実施、情報の交換等のセンターたらしめ近隣諸国もこれを有効に利用するべく、わが国の援助の実効をより高めていくことを考える。

（ 以 上 ）

海外事務所の今後のあり方

ジャカルタ海外事務所長 杉山 亭 造

1. 在外公館との関係

海外事務所として大使館と緊密な連絡、協力関係を維持することはその業務の円滑且効率的実施のためには欠く事の出来ない重要要素である。

海外事務所の役割はインドネシアのように日本の技術協力の量及び質的拡大が急増している国においては今後益々重要性を帯びてくることは必然であり、技術協力の実際面において、海外事務所が全業務を担当、実施することに努力目標が置かれるべきであると考える。

しかしながら現実の海外事務所の役割及び業務は相手国政府技術協力機関との関係、海外事務所の Status、事務所の人員（経験、知識も含む）、予算、技術協力の内容、事業量及び大使館との関係等により規制形成されると考える。

現在当海外事務所が担当実施している主な業務は専門家及びその家族、調査団等の出迎え、宿舍の手配、現地事業のオリエンテーション、専門家、調査団等の滞在、出国許可申請、身分証明書及び就労許可申請手続及びその取得、日本政府による技術協力に基づく供与機材（農業プロジェクト、単独供与機材、専門家及び調査団の携行並に別送機材、熱帯農研の専門家の機材、及び専門家の私物荷物〔自動車、引越荷物、郵便小包、印刷物等〕）の無税許可申請手続、及び専門家、調査団との事務連絡、世話、監理並に研修員の面接等である。

2. 任国に於ける Status

海外事務所々員の Status は C.P 専門家と同様の特権免除を認められている。又、海外事務所の Status は独立人格の組織体として認めている。従って海外事務所は専門家、調査団の滞在許可申請、出国許可申請、供与機材の無税許可申請手続のためイ政府の技術協力担当の総理府に対して直接文書を発信する。又技術協力の関連事項についての問合せ、連絡についても上記総理府の他に公共事業省、農林省の総局長と直接文書を交わす場合もある。

なお、研究員の受入、専門家、調査団の派遣等に係わる公式通報は大使館が実施している。

3. 業務権限の本部よりの移譲について

海外事務所の機能を効率的に活かし、専門家の業務、事務連絡をより能率的に処理、促進するためには出来得る限りの権限を本部より海外事務所へ付与すると

とが望ましい。この意味で最近の現地業務費プール分についての審査権の付与は良策と信ずる。

この他に検討対象と考えられるものは形式的承認事項や政策決定以外の決定事項、例えば家族の病気や死亡等のため私費による一時帰国申請の場合海外事務所の判断で承認を与え本部へは通報するのみにする。

4. 今後充実すべき活動面について

(1) 情報収集について

技術協力について相手国の Needs、5カ年経済開発計画との関連、第3国及び国連機関の技術協力の実状及び日本の各プロジェクト並に専門家の赴任先へ出来るだけ訪問し、技術協力業務の実施状況、効果測定、問題点等を把握認識したい。

これらは技術協力の質的改善の一環として又技術協力の今後の方針策定に当って重要な役割を果たすもので今後積極的にとりこんでいきたい。

(2) 広報活動について

インドネシアにおいては日本の技術協力の数量については他の先進国と比較して劣らない水準に達してきているが、ドイツと言えば鉄道及びテレビ訓練センター、オランダと言えばGARUDA航空への技術協力と考えられているが技術協力の地域的、業種的集中化による効率化及び Show Window はもとより、印刷物、映画等による日本の技術協力の現状、OTCA の役割、活動、専門家、プロジェクトの成果等を広く紹介することは重要である。又研修員の同窓会活動の強化、並に日本の研修員の研修状況や研修施設等を新聞等に広くPRしたい。このためにも資料作成、送付方をお願いしたい。

(3) 専門家の世話、監理等の改善点

① インドネシアの住宅事情の特殊性を考慮して特にジャカルタ在住専門家に対しては住宅手当のアップ、家賃支払いのための無利子による貸出制度の実現、及び今後OTCAによる住宅の借上とその貸与制度の実現の努力すべきと考える。

② 1年以上の任期の専門家に対して1年に1回10日～14日間の業務打合せ、健康診断、及び休暇を兼ねた業務休暇の新設に努力をお願いしたい。

以 上

海外事務所の今後のあり方

テヘラン海外事務所長 長 沢 幸 敏

1. 役割及び業務の分担という意味での在外公館との関係

小職の業務は大使館の業務と判然と分れておらずOTCA 独自の業務を行なっている訳ではない。つまり大使館の仕事もOTCA の仕事も一つの有機的つながりのもとに混然としており、小職のイランにおける status 同様二重の任務を背負っている。

具体的に述べれば次のとおり。

イ. 研修員受入れ

集団コースについては募集の外務省への口上書作成、候補者の面接、本省への公信公電起案、受入通知口上書作成、出発前オリエンテーション、OTCA への到着通知、帰国研修員のフォローアップ等を担当している。

ロ. 専門家派遣

要請書受理よりこの背景調査、本省への公信起案、本省よりの回答の相手側への通報、専門家来意通知、機材通関に関する対外務省との交信等を大使館員と分担して行なうほか、空港の出迎えその他世話、監理を行なっている。

要するに大使館員として業務を行なう一方（主として大使館勤務時間中）、帰宅してからOTCA 本来の業務を行なっている。

2. 任国における status

特権免除等の関係から大使館の administrative staff となっており設立当初は専らこの status であった。しかし着任後は同時にOTCA の Representative でもある旨外務省にも通報し、実際には関係省庁にもそのように話している。

3. 業務権限の本部よりの移譲

権限の移譲は事務所の function からみて考えるべきでただいたずらに拡大しても、マンパワーの点で実行が難しいこともあり、現状のまゝでよいと考えている。たゞ、小額の備品（例えば電気スタンド、本他）の購入は消耗品に準じて事務所の判断でできるようにすべきであると考えている。

4. 今後の充実すべき活動面

(1) 情報収集

極めて重要な業務と考えるが、現在のところは日常の業務が多忙のため、関

係者のコメントを聞く程度にとどまっている。しかし将来余裕ができれば新聞（英語で書かれたものは粉飾されて生の姿がうつらないので、ファルミーのものが良いが、かなりの研修をうけなければ理解は不可）、関係者との定期的な会合、帰国研修費の利用等により役立情報の収集をはかる予定。

(2) 広報活動

できれば定期的にパンフレットでも作成して関係先に配布したいが、現在は余裕がない。将来所員でも増員すれば可能と考えるが、現在では必要に応じ電話等で関係先にその都度連絡している。

本部よりOTCAの概要のほか日本語の初歩や研修に関連のある資料（日本案内や若干の経済的知識も含めて）を送付願ひ必要により配布することとしたい。

(3) 専門家の世話、監理等の改善点

イ. 空港送迎

当地での空港の発着はすべて夜中であり、殆んどの便が遅れて到着するため送迎終了は午前1時～3時となり回数が多ければ翌日の業務に支障を来すこととなる。将来専門家の数が増えた場合、今迄通りの世話は不可能となる。

当国は税関が極めて厳重で、外交官旅券所持者のほかは立入禁止であり、小職は入ることができず、空港の外で待機しているため甚だ不便であり、仮に税関内で専門家に問題があった場合世話ができない。将来は何か便法を講ずる必要がある。

ロ. 専門家の動静把握

現在は専門家が国外に旅行したり、一次帰国の申請をする場合、直接本部で申請を出しているが、大使館も事務所も通さずこれが決定されることは専門家の監理上好ましくないので、事務所経由で行なうべきである。

ハ. 専門家等疾病の際の問題

当国には日本の医師は一人もおらず、病気の際は現地人の病院に診察を依頼する以外ない。彼等の技術はどの程度か分らぬが、言葉の点や、また体質が当地の人間とは違うため必ずしも適格な診断が行なわれるとは限らない。これは専門家のみならず、大使館員も一般邦人も同じことであるが、将来はできれば医療（内科）専門家を技術協力により派遣し、業務のかたわら診療を行なうことにしたい。当地は日本とは気候風土が全く異なる地域であることに鑑み、専門家には時々健康診断を行なったり、生活指導をする要ありと考える。

海外事務所の今後のあり方（ケニア）

ナイロビ海外事務所 村上素彦

ケニアの場合実務面はOTCA、公信、公電の起案は大使館でOTCAは供覧のところにサインをするようになっているが、問題はケニア政府はまだルーズな面があるのでケニア政府より出て来る文書の内容については必ずしも正当なものと言えないものが多い。例えば任期延長の必要のない専門家がいても本人が延長したいと思いケニア政府に工作すれば延長の依頼なぞ簡単に出て来る現状である。すなわちケニア政府よりの文書はどのようにでもなり決して信頼にたりるものではない。大使館もこのことは充分に承知しており、ケニア政府より出て来る文書の背景もわかっているが、しかし大使館としては先方政府から出て来た以上はその背景がどうであろうと表面的な内容をそのまま本省へつなぎその代りサイドストーリーは当ナイロビ事務所よりOTCA本部へ連絡するような方式をとっている。従ってナイロビ事務所、大使館に思想の違いはないが文書による場合は異なることもある。大使館としても今のやり方で行く方針であり、又ナイロビ事務所もOTCA本部へ意見を提出する場合は事前に充分大使館担当官と打合せ済みであるのでOTCA本部に於て大使館の公信と併せてナイロビ事務所よりの連絡を充分に参照してもらえばケニアの場合は、仕事はスムーズに効果的に行なわれることは間違いありません。ナイロビ事務所の活動面で言えば今まではタンザニアまで手がまわりかねていたのがタンザニアへの長期出張を定期的に考えなければなりません。

ケニアではナイロビで月一回の専門家定例会、モンバサ、エンブ、ナクールへは日をきめていないがこちらから出かけるようにしている。

この他に1年に1回程度でもケニア全専門家の会合を計画しています。又ケニア政府関係者とも今ではその都度会っていますが、これを定例会のようなものにしたと考えています。

ナイロビ事務所の場合ケニア、ウガンダ、タンザニアの担当であり、またその一國についても広大なところに専門家があちらこちらで勤務しているので、いろいろ改善すべき点はありますがまず第一に専門家と会う機会をふやすような方向にもって行くのが一番大事な点であると思われる。

海外事務所の今後のあり方

シンガポール海外事務所長 後藤 教基

(1) 役割りおよび業務の分担という意味からの在外公館との関係

イ. 現在当事務所においては、技術協力担当書記官と業務を分担して実施しているが、分担内容については特に明文化したものはない。但し小職の担当している分野は次のとおりである。

(イ) 相手国との関係

研修員受入れ、専門家派遣、機材供与、センター等プロジェクト事業及び開発調査、その他各種調査ミッションに関する相手国関係機関との会議打合せ出席、電話連絡、文書発信、受信関連事務の処理。

(ロ) 研修員、専門家等との関係

研修員に対しては渡航前のオリエンテーション、切符の取得連絡、各種問い合わせに対する回答、必要あれば空港でのアテンド。

専門家等に対しては、相手国関係先との業務実施に必要な打合せの出席、OTCA 新制度等の定期説明会開催、赴任中の業務上の問題点に対する助言指導、生活上の諸問題に対する指導。

(ハ) OTCA 本部との関係

各種事務連絡の提出、専門家等のOTCA へ連絡窓口としての業務、本部よりの連絡事項の伝達、説明。

以上の他、特に大使館との関係で力をいれているのはOTCA の機構、業務内容、予算、実務面でのこまかい規程等の説明であり、実績等については必要に応じ資料を作る等である。

技術協力の実施機関であるOTCA として、特に技術協力分野においては、実施機関としての機能を十分に発揮し、かつその利点を効果的に活用するようつとめている。

(2) 任国における Status について

すでに御高承の如く Resident Representative of OTCA in Singapore という Status であり通常は Singapore OTCA office という名称を使用している。

(3) 業務権限の移譲について

特に現在のところ必要とするものはない。

(4) 今後充実すべき活動面について

当国は別紙にて報告の通り Regional Centre として今後発展していくであろうと思われるため、また貿易、金融、商業活動の面から常に世界各国の情報が集まってきたり、また集めるよう政府以下民間商社、銀行等相当努力をはらっているため、今後当事務所としては ASEAN5 カ国を中心とした情報の収集の面に力を入れたい。

(5) 結 論

海外事務所の今後のあり方という命題について考えてみる前に OTCA 海外事務所のある国とない国とではどんな違いがあるのか。幸い隣国マレーシアについては、事務所がなく、当国にはあるという事情であるため、在 KL 日本国大使館担当官等と打合せの際、種々意見を聞いてみるが、まず事務所設置の大きな利点は、

- イ. 専門家の世話、監理の面において格段の差があること。
 - ロ. 実施機関としての OTCA の意見を現地で示すことができること。
 - ハ. 技術協力の制度面の現地における指導が効果的に実施できること。
- であるとの意見が強い。

したがって今後の海外事務所と在外公館との関係については、現在の表裏一体の関係をそこなくことなくまた可能なかぎり事務所は在外公館内にあることが望ましい。それに加うるに将来、技術協力業務については、OTCA 海外事務所が完全に実施し得るような体制にもっていくよう本部および事務所自体においてもこれを目的として日々の努力をつみかさねるべきである。

任国の Status については任国の事情によりさまざまであろうが、OTCA 組織そのものを相手国に認めさせることは最低必要限度である。大使館の Non Diplomatic Staff という便宜的な処置は、海外事務所が在外公館のなかにあることが望ましいという論議とは別に好ましいことではない。在外公館とは表裏一体であるべきであるが、相手国に対する Status は区別すべきである。

業務権限の移譲の問題は、要は本部の海外事務所の使い方如何である。私は権限移譲の問題をとり上げる前に、本部はもっと現地事情調査、情報収集の面においてもっと活用を図るべきと思う。現地で現場にいるという利点をお考えいただき今後の指示をお願いする次第である。

海外事務所の今後のあり方

サイゴン海外事務所長 河西 明

1. 役割および業務の分担という意味からの在外公館との関係

在外公館との十分な了解のもとで、技術協力に係る一切の業務は、すべて OTCA 海外事務所が責任をもって実施する。

即ち、協力の範囲を経済協力と技術協力とに分割し、経済協力は大使館、技術協力は OTCA 事務所の分担とする。この場合 OTCA 事務所は、単に派遣専門家の Take Care や研修員の派遣業務を実施することにとどまらず、相手国政府との公文書のやりとり、事務折衝等すべてを行う。ただ基本政策に係るが如き問題では、やはり在外公館の管轄に入るべきであるし、また経済協力との関係等から常に緊密な連絡が要求される。

2. 任国におけるステータス

相手国政府との交渉により正式に事務所設立を認められる場合には、正規の OTCA 海外事務所のステータスを保持することが出来るし、出来るだけこの方向で各地に事務所の設置を図るべきである。

しかし、相手国との関係、諸般の事情からこれが困難な場合は、館員の一員と見做してのステータスを事務所の職員が保持出来るような便法を認めるべきである。

3. 業務権限の本部よりの移譲

すべての問題について、海外事務所より要請があった場合に OTCA 本部が迅速且つ適切に処理すれば、移譲されねばならぬが如き権限は大して見当らない。

(強いて言えば、現地人スタッフの備上の際事前承認を本部に求めることなく実施できるようにする程度のことでよい)。

4. 今後充実すべき活動面

- (1) 当該国の実情及び動向の把握
- (2) 特に技術協力と密接に関連している諸資料の蒐集
- (3) 諸外国の当該国に対する援助の内容、方法等の研究
- (4) 当該国に対する我が国の技術協力プランの策定

5. その他

- (1) 増設
- (2) 増員 (複数制の完全実施)
- (3) 調整員 (プロジェクトの) 及び協力隊との関連の明確化
- (4) OTCA 本部各部署及び専門家との関連の明確化

海外事務所の今後のあり方

バンコック海外事務所長 官 本 守 也

1) 役割および分担と云う意味からの在外公館との関係。

本部と外務本省との関係と同じ様に当事務所と大使館との関係は緊密そのものであり、技術協力の実施面においては殆んど当事務所が全責任をもって行なっている。なお技術協力の政策立案に対しても大使館から意見助言を求められるなど政策立案にも参画している。

大使館の経済技術協力担当官は他省よりの出向書記官（通産、大蔵、農林、建設）及び外務省よりの書記官であるが、特に建設省よりの書記官とはインフラ関係等、技術的な面において協力を求めるなど業務上の関係は深い。他省よりの書記官とは情報の交換、起案文書、電信等について合議するなど緊密な連絡をとり業務を実施している。

2) 任国における Status の確立について

当事務所の Status はまだ確立していないので、DTEC とも数回にわたり本件に関し意見交換を行ない確立に努力しているところであり、経過については既に事務連絡により報告済のところであるが、現在のところ DTEC より提示された下記の案が最もタイ側として実施し易いものとの指摘があった。

- (1) 現在タイ国が特権免除を与え得る対象者は、外交官及び専門家のみであり、現行の法律のもとでは OTCA 事務所長以下を特権免除の対象者として認め難い。（現在はコロポ計画専門家としての特権免除を得ている。）
- (2) 他の先進諸国の場合、技術協力は各大使館が直接実施しており OTCA 事務所のような問題はない。参考として考えられるものは AID の Status である。即ち AID は Status の確立及び特権免除を得るために所長はアメリカ大使館の公使が名目上兼務している。このため事務所に働く所員は AID 所員としての特権免除を受けている。
- (3) 前記(1)、(2)から DTEC より提示のあった OTCA 事務所の Status 確立の方法としては
イ OTCA 事務所長を名目上公使あるいは参事官が兼務する。あるいは
ロ 所長を大使館々員として発令することにより事務所長以下に特権が付与出来るとしている。

本案の実施については、外務省との協議が必要と思われるが、今後技術協力の一層の増大が見込まれているところバンコック事務所の

ステータスの確立は、タイ側関係機関との関係上、又業務の円滑なる実施上是非共必要と思料されるのでその促進方が望まれるところである。

3) 業務権限の本部よりの委譲について

専門家現地業務費の増額、専門家の一時帰国、城内旅費等、携行機材の要請などに関する仮承認権など本部より海外事務所に対する業務権限が実質的に委譲されつつあり、当事務所としては更に権限の委譲を求めるものはない。本部にお願いしたいことは専門家の任期延長の可否等について事務所より意見具申した場合他の関係省庁の意向に左右されることなく、意見具申を尊重の上、毅然たる態度にて決定してもらいたい。

事務所を「頭越し」にて本部と専門家の直接交信（上記申請に関する回答）を絶対にやめてもらいたい。

4) 今後充実すべき活動面について

当事務所の限られた人員をもって今後業務を実施する上において当面当事務所としては広報活動に力を入れることとしたい。

タイ国に対するわが国の技術協力の実績は技術協力対象国中では最も大きいものにも拘らず当国においてはわが国の技術協力の活動について在留邦人、タイ人、外国人間に全く知られていないのが現状である。

先ず第一に在留邦人に知ってもらうことが在留邦人の口を通じてタイ人に伝播されることにもなるので、昨年8月に当地日本人商工会議所の定例理事会において講演を行なった。又商工会議所発行の月刊紙「所報」にも寄稿したり、主な専門家に執筆を依頼し所報に掲載するなどOTCA及び技術協力の状況に関する对在留邦人広報宣伝を行ない、その効果は徐々に挙がってきている。

ただし、対タイ人、外国人PRについては、大使館及び当事務所とも物理的及び予算的な理由で、着手出来なかったところであるが、今後技術協力が一層促進されるときにタイ人及び外国人にわが国の技術協力の状況を知られないことは業務の実施に際しタイ人、外国人の理解協力を求める上で又計画の重複という点で障害となることが考えられるので、広報活動を充実させ業務のPRと今後の業務の円滑化を促進することとしたい。

このため広報活動の実施のための事務所経費の増額をつよく要請したい。

5) その他

タイ国に対する技術協力は別添(1)のタイ国に対する年度別技術協力援助額の推

移（昭和41年～45年度）に見られるように昭和41年度を100とした場合昭和45年度は244.8に急増しており、これに伴って業務は増加の一途をたどっており、例を挙げれば便宜供与実績（別添2）は昭和45年度220名に対し46年度375名を見ても明らかであり以下の点が今後の業務実施上是非共必要である。

- (1) 事務所員一名の増員——現在3名で空港出迎等便宜供与の実施、常時平均80名の派遣専門家に係る業務の実施、調査団等の会議への出席、年間150名以上にのぼる研修員の受入に係る業務の実施としているが、現状においても、手不足なため、日常業務の実施にとどまっており、技術協力の促進に伴う今後の業務量増加に対処するためには少なくともあと1名の所員の増員が必要である。
- (2) 高級クラークの雇用——現在2名の女子現地補助員を雇用し業務の実施にあっているが、現在所員が作成しているRoutineの文書の起案、空港出迎及び広報活動の充実のための資料作成、翻訳のため、十分な語学能力をもった高級クラークの雇用が是非必要であり、これによって現在3名が分担しているこれら業務を軽減出来れば他の重要な業務、例えば要請の事前調査、タイ側のCoordination等の業務のフォローが充分実施出来るものと考える。
- (3) ワゴン車1台の確保——空港出迎え等の便宜供与、大型調査団の業務補助用に供するため現在の公用車1台では全く不十分であり、是非共ワゴン車1台の確保が必要である。
- (4) 公費一時帰国制度の確立——海外事務所員の待遇は、外務公務員及びコンボ計画等専門家に比して非常に低いので、公費による一時帰国制度及び公務のための一時帰国制度の確立が必要である。

海外事務所の今後のあり方

マニラ海外事務所長 山村 寛

1. 役割及び業務の分担と云う意味からの在外公館との関係

- (1) 技術協力実施機関の出先機関として本来的には本邦における本部と外務本省との関係、位置づけによって、自らこれと大同小異の関係をとるのが原則的なところと考える。すなわち、在外公館にあつては主として、

A. イ 技術協力の施策立案、決定に要する情報、資料の提供

- ロ 諸要請について内容の調査、検討、分析により本省への報告等の事務処理

ハ 技術協力全般に関する広報、情報収集

ニ 技術協力業務、人員（OTCA 事務所を含む）の監理

の業務があげられ、一方海外事務所にあつても技術協力実施機関として、これら在外公館業務とは表裏一体、不可分の関係にあり、その基本的施策を理解しながら具体的な業務を推進することが肝要である。

B. イ 任国よりの諸要請の内容調査、検討、分析への意見具申

- ロ 研修員に対するオリエンテーション及び帰国研修員アフターケア

ハ 派遣専門家、調査団等の世話、監理

ニ 技術協力活動を通じて任国関係者との必要を連絡

ホ 技術協力活動の広報、情報資料収集

ヘ 技術協力活動の評価、実態調査

ト 海外事務所の運営管理

が主な業務としてあげられる。

- (2) 当地における現状は、研修員受け入れ、専門家派遣、機材供与、海外センター医療協力の各事業については、前記Aのロを全面的に実施しつつ、全事業について海外事務所本来の業務を推進しているが、Bのロの後段、ホ、ヘについては下記4のとおり十分な役割を果たしていない。

- (3) 従って政策決定事項は除くとしても、実施機関としての出先の情報の提供、ファイテンングが事業実施のプログラミングを決める基本要因となることから、拡充することが緊要である。この意味からも、海外スタッフは複数とし、十分な機能を発揮する体制を整備することが肝要である。

2. 任国における Status について

現状では OTCA Resident Representative として、比側に通報されており、特権免除についても CP 専門家並みに付与されている。

しかしながら、一方上記 1.(2)のとおり、実務上技術協力分野の大半の公信等起案（在外公館より本省宛）を行なっていることから、少なくとも海外事務所長はわが方内部ステータスとして、在外外務職員兼務の身分を付与され得れば名実共に組織上もまた人間関係上も事務処理がより恣欲的に推進されるのではなからうか。

3. 業務権限の本部よりの移譲について

- (1) 専門家の帰路任国外立寄り、私費一時帰国、家族早期帰国の許可権限
- (2) 専門家域内出張旅費の予算示達及び予算内における出張許可及び支給権限および私費隣国への旅行許可権限
- (3) 研修員来日遅延（短期）に伴う判断、許可
- (4) 現地業務費本部留保分のある程度の海外事務所への予算示達及びその執行権限

4. 今後充実すべき活動面について

- (1) 情報収集、特に動向調査、効果測定活動は今後の技術協力実施上から基本であり、肝要であることは他言を要さず、近時業務の効果的促進に対処するうえにも当面散発的ではあるが、当所の活動に加え、より本部からの調査団の派遣を要望する。
- (2) 広報活動に関しては、現在、機材供与が行なわれる場合、比側と打合せの上しかるべき時期をみて引渡式を在比日本大使よりとり行なっており、これらは在外公館情報部を通じ News Release として、比側報道関係へも提供している。最近では T. D. C. の協定満了に伴う引渡式、PCAT 供与の電気鍍金機材供与式があげられる。

専門家の赴任、帰任、研修員の出発、帰国については、毎月の実績を月報として、在外公館情報部を通じて広報することが可能と思われ、今後充実の方向で検討していきたい。

また任国に対する技術協力実績については、人員について把握出来るが、計画別細分が不可能であり、且つ実績金額の把握がむずかしく、一つに本部の迅速なる統計資料にもとづき、在外公館情報部を通じての広報に努めるより方法はないと思われる。

海外事務所独自の広報としては、月刊ニュース紙の発行もしくは当地、全国研修員同窓会発行紙へ記事提供を行ない広報活動の一助とする方法が考えられるが今後の研究事項としたい。

(3) 専門家の世話、監理等の改善

専門家等に対する世話、監理を通じて痛感することは専門家等が十分に自主的業務推進のマインドをもっていることが肝要であり、これが改善に通じるものと思料する。

(4) 帰国研修員の報告義務付け等

5. その他

- (1) 海外事務所所在国の在外公館より本省宛の任国要請の事務処理のうち、研修員受入れ、専門家派遣、機材供与の事業に関する要請は、政策判断に伴う年間計画、国別割当が事前に決定されていることから、次のとおり事務手続を簡略化し、外務本省へはOTCA本部より月例報告にとどめることを長期的な課題として提案する。

現状：任国要請 ⇄ 在外公館 ⇄ 本省 ⇄ OTCA本部

改定：任国要請 ⇄ 在外公館

↓

海外事務所 ⇄ OTCA本部 ⇄ 本省

本件提案の目的は、定型化されたルーチン・ワーク事務手続の簡略化にありOTCA、本省との連携を阻害するものではない。

検討事項として外務本省、在外公館の区々の政策判断——年間計画策定後における研修員受入れの個別要請、専門家派遣、機材供与の要請——また決定に関する機械的処理にならないかどうか、諸法令との関連等が考えられるが第1段階として研修員受入れの集団コース研修に限り、上記方式が考えられないだろうか提言する。

以 上

